

宜 議 第 5 7 4 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

議長
呉屋 等 殿

福祉教育常任委員会
委員長 伊佐 文貴

委員会審査結果について（報告）

第 4 6 2 回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備考
令和 6 年 1 2 月 1 0 日	令和 6 年 1 2 月 1 0 日	議案第 9 4 号、議案第 9 5 号、陳情第 2 8 号、 陳情第 3 6 号
令和 6 年 1 2 月 1 1 日	令和 6 年 1 2 月 1 1 日	議案第 7 9 号、議案第 8 7 号、議案第 8 8 号、 議案第 8 9 号
令和 6 年 1 2 月 1 2 日	令和 6 年 1 2 月 1 2 日	議案第 7 8 号、議案第 7 9 号、議案第 8 0 号、 議案第 8 7 号、議案第 8 8 号、議案第 8 9 号、 議案第 9 4 号、議案第 9 5 号、請願第 1 号、 請願第 3 号、請願第 5 号、請願第 7 号、 請願第 9 号、陳情第 1 号、陳情第 5 号、 陳情第 8 号、陳情第 1 6 号、陳情第 2 4 号、 陳情第 2 6 号、陳情第 2 8 号、陳情第 3 6 号
会議日数 3 日間		

事件一覧及びその結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
議 案 第 7 8 号	令和 6 年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	令 和 6 年 1 2 月 9 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	可 決
議 案 第 7 9 号	令和 6 年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	令 和 6 年 1 2 月 9 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	可 決
議 案 第 8 0 号	令和 6 年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	令 和 6 年 1 2 月 9 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	可 決
議 案 第 8 7 号	宜野湾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宜野湾市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令 和 6 年 1 2 月 9 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	可 決
議 案 第 8 8 号	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令 和 6 年 1 2 月 9 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	可 決 (賛成多数)
議 案 第 8 9 号	健康・食育ぎのわん 21 推進協議会設置条例の制定について	令 和 6 年 1 2 月 9 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	可 決
議 案 第 9 4 号	宜野湾市立学校設置条例の一部を改正する条例について	令 和 6 年 1 2 月 9 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	可 決
議 案 第 9 5 号	宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について	令 和 6 年 1 2 月 9 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	可 決
認 定 第 2 号	令和 5 年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令 和 6 年 1 2 月 3 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	認 定
認 定 第 5 号	令和 5 年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令 和 6 年 1 2 月 3 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	認 定
認 定 第 6 号	令和 5 年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令 和 6 年 1 2 月 3 日	令 和 6 年 1 2 月 1 2 日	認 定
請 願 第 1 号	沖縄県に早急な PFAS 血中濃度検査等を求める請願	令 和 4 年 1 2 月 6 日	—	閉会中の 継続審査

請願 第 3 号	福祉施設や教育施設で、ゲノム編集 トマトの種苗を受け取らないこと、 学校給食でゲノム編集された食材を 使用しないことを求める請願	令和 5 年 3 月 3 日	—	閉会中の 継続審査
請願 第 5 号	教職員の働き方改革に向けたとりく みに関する請願	令和 5 年 6 月 1 3 日	—	閉会中の 継続審査
請願 第 7 号	「義務教育費国庫負担堅持及び 2 分 の 1 復元」のための意見書採択を求 める請願	令和 5 年 1 2 月 1 日	—	閉会中の 継続審査
請願 第 9 号	「集団フッ化物洗口」を学校で教職 員に行わせないことを求める請願	令和 6 年 1 2 月 9 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 号	学校における子供の健全な育成を求 める陳情	令和 4 年 1 2 月 6 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 5 号	母子生活支援施設設置について	令和 4 年 1 2 月 6 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 8 号	帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助 成に関する陳情	令和 4 年 1 2 月 8 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 6 号	「現物給付」への国のペナルティを 直ちに全廃し 1 8 歳までこども医療 費無料制度実現などこども医療費無 料制度の改善を求める陳情	令和 5 年 6 月 1 3 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 4 号	令和 6 年度福祉施策及び予算の充実 について	令和 5 年 9 月 2 9 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 6 号	市立幼稚園について	令和 6 年 6 月 1 4 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 8 号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄 り添い支援体制についてに関する陳 情	令和 6 年 1 2 月 3 日	令和 6 年 1 2 月 1 2 日	採 択 (全会一致)
陳情 第 3 6 号	令和 7 年度社会福祉施策及び予算の 充実について	令和 6 年 1 2 月 9 日	—	閉会中の 継続審査

※結果一覧について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の
場合は特に表記しない。

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和6年12月10日（火）1日目

午前10時00分 開会

午後 4時11分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴
委員	棚 原 明
委員	座間 味 万佳
委員	伊佐 哲 雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松 田 朝 仁
委員	山 城 康 弘
委員	岸 本 一 徳

○欠席委員（0名）

○参 考 人

高良 久美子

○説 明 員（12名）

教 育 部 長 次	真 鳥 かおり
生涯学習課 課 長	佐 久 原 昇
健康推進部 次 長	米 須 之 訓
介護長寿課 認定給付係長	山 川 歩
福祉推進部 福祉担当次長	香 月 直 子
福祉推進部 こども政策担当次長	浜 里 郁 子

生涯学習課 公民館係長	伊 佐 正 美
教育総務課 教育企画係長	大 島 優 子
こども政策課 認定こども園担当主幹	又 吉 時 生
介護長寿課 介護長寿担当主幹	志 良 堂 孝
子育て支援課 課 長	山 城 隼 人
児童家庭課 課 長	玉 代 勢 桂

○議会事務局職員出席者

主 事	金 城 英 志
-----	---------

○審 査 順 序

議案第94号 宜野湾市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第95号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

陳情第28号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情

陳情第36号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について

第462回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和6年12月10日（火）第1日目

○伊佐文貴 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第94号 宜野湾市立学校設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 議案第94号 宜野湾市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第94号についての説明をお願いいたします。教育部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。今回この大山幼稚園がこども園に移行するということ
で、この改正で大山幼稚園という名前がなくなって削除されているということなのですが、どう見ても、こ
の表から大山幼稚園が削除されているということ自体が、何か寂しい気がするのです。この大山幼稚園が削
除されますが、逆にまた公立幼稚園が、こういう形で認定こども園に移行していきます。全てこういう幼稚
園の名称がなくなっていくということによろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 御質疑にお答えいたします。地方自治法に基づきまして、公の施設を設置する場合につしま
しては条例で定めなければいけませんということがありますので、今回公立の部分について条例のほうで記
載されてございます。令和7年度から福祉推進部のほうで進めます計画で、認定こども園への移行がござい
ますので、公立の場合では福祉推進部のほうで、この設置条例を制定いたしまして、新たな条例が作成され
る予定になりますけれども、公立の幼稚園につきましては、段階的に計画と合わせまして、ここのほうにつ
いては、全て削除される形になります。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 要するに令和8年度からはごろも幼稚園が公立の認定こども園になりますよね。その
公立に関しては、この条例に中に残るといことですか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらは、あくまでも幼稚園になりますので、この部分についても削除だけになります。新
しくまた認定こども園の設置条例ができましたら、そこのほうで公立の部分が出来上がる形になります。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 要するに公立幼稚園が全てこども園に移行していきますよね。この幼稚園の名称は全
てなくなるということになるわけですね。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 そのとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 その改正後なくなるということですが、そしてこども園の名称は、どこのほうにまた条例として残っていくのですか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらは公立ができる場合に福祉推進部のほうで新たな条例を制定する形になると伺っております。こちらが令和8年度に公立の認定こども園が設置される予定でございますので、その際に、令和8年度に新しい条例が制定される形になると思います。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 やはりこの名称がなくなっていくというのは、やはり長年この幼稚園が公立幼稚園として果たしてきた役割は、かなり大きいと思うのです。だけれども、こういう名前が一切なくなっていく、そしてまたこども園に移行していくというのは、私たちとしても、こういう子供たちを幼稚園に預けて成長した、いろいろな経験、幼稚園で過ごしたという人たちがたくさんいると思います。そういう中で、この名称がなくなっていくというのは、1つの寂しさを覚えておりますが、やはり時代が変わっていくという時代の流れもあるのかなと思うのですが、そういう寂しさというのは、当局としてもどういうふうにお考えですか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今回の条例についても、幼稚園自体は公立の幼稚園ということで、公の施設ではなくなりますけれども、福祉推進部のほうで、新しくニーズに基づきまして、認定こども園という形で新しい計画を進めているところでございますので、幼稚園の名称はなくなりますけれども、あくまで保育と幼児教育が一体となった、また新しいニーズに合った学校が出来上がるということですので、そこは確かに寂しいというのもあるのですけれども、市民目線からすると、そこは保護者にとっては、ニーズのある認定こども園に移行すると思いますので、そこは公立のほうは残す予定がありますので、認定こども園という形として4か所は残りますので、そこについては御理解いただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 名称の今お話がございましたので、公立は4園残るのですけれども、公立のほうでは今ある幼稚園の名前をそのまま継承して、例えばはごろもでしたら、はごろもこども園というような形で残していくような方向で今準備委員会の中で作業を進めております。

民間に任せる部分のこども園については、募集要項の中で、地域の名前、この幼稚園の名前を一部入れるようにということを条件に盛り込んで、例えば今回移行する大山に関しては、大山こども園という名前にする予定でございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。やはりそういう今まであったものがなくなるというのは寂しい思いがしますが、今後またこども園として移行していきますので、その中身の内容などもしっかりと精査していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。まず、認定こども園の4種類の種類があるのですが、今回の大山幼稚園については、こども園に移行しますが、これは公私連携幼保連携型というふうな位置づけでよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 今回移行する大山幼稚園のこども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項に基づいて、市が継続的かつ安定的に施設運営を行うことができる事業者を選定した公私連携法人として指定を行っていく予定なのです。なので、公私連携幼保連携型認定こども園として移行していくという形になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは、次年度からスタートする大山認定こども園ですが、あと次々、普天間第二とか、嘉数とか、大謝名、長田ということで、ホームページには掲載をされておりましたが、こちらでも例えば普天間第二だったら、どこの保育所と連携をしていくのか、嘉数はどこというふうなことで、これはもうあれですか、公募をして選定していく、協定を締結した法人が設置運営を行っていくことでホームページに載っていましたが、そういう締結連携の仕方ということで進めていくと。年度はちょっと違いますけれども、大山以外の普天間第二、嘉数、大謝名、長田については、このような形で進めていくという認識でよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 公私連携法人の移行については、基本的には公募を行いまして、附属機関設置条例の中で設置した委員会の中で選定して、事業者を確定して市長に答申を行って、市のほうで決定していく流れになっております。その中で運営方法とか、職員配置を含めて全て協議を行った上で協定の、開園時間、いろいろ詳細な事項がございますが、そこを協定の中で締結して、先ほど言ったように公私連携を公認として市が指定していくという運びとなります。大山は、もうこの市の指定まで全て現在終わっている状況ですので、今後嘉数と普天間第二についても同じようなスケジュールで行っていくのですが、少し大山がタイトなスケジュールでございましたので、普天間第二と嘉数については、今年度からその作業を進めようと考えておりますので、募集のほうもできるだけ今年度で公開をしていこうかなと考えております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 大山の、いわゆる協定を結んで、新たに法人と一緒に運営をしていくことになるわけですが、そういう形で市が主体になってやっていくという、そういう型の認定こども園だという認識でよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 基本的に民間の公私連携法人と市が、この運営に対して、こういう形で運営しましょうねという中身の部分の協定をしていくことで、公的な担保が取れるのです。民間が独自に勝手に運営するのではなくて、市が求めるものをきっちり運営の中で盛り込むというところが協定になっております。そこが盛り込まれた中で指定をしていっているという形になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 職員の身分保障ですけれども、例えばこの大山幼稚園に勤めている人は、これまででしたら、この幼稚園、異動で回っていきますよね、人事異動もありますよね。たしか市の幼稚園の職員は、そのままこちらに移行していくという認識でよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 こちらの市の職員、正規の職員については、公立のほうで集約していく予定です。会計年度任用職員についてなのですけれども、やはり公立のほうも認定こども園へ移行するに伴って、幼稚園よりも開園時間が長くなります。土曜日の保育も行います。なので、人が必要になってきますし、シフトも組んでいかないといけないという形になりますので、人員のほうは充足していかないといけないと思っております。

ただし、会計年度任用職員の方々も、民間のほうで処遇がよければ働きたいという意向がございましたら、法人の方には希望があれば積極的に採用していくようにというのを募集要項の中に盛り込んでおりますので、今回大山幼稚園の移行に伴って弘文会さんのほうで職員向けの就職説明会のほうを行いましたので、その中で採用される方も出てくるかなとは思っています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あと、はごろもとか、志真志とか、宜野湾、普天間、これも同じように募集をして一緒になってやるという進め方なのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 今、岸本委員がお話しされた施設に関して、公立のこども園になりますので、先ほど屋良千枝美委員がおっしゃられた内容と少しかぶるのですけれども、公立こども園については、設置条例を新たに設けまして、その中で公立として運営していきますので、募集とか、そういったものは行いません。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そうすると、今までの幼稚園の先生方というのは、今お話しされた4園に全部集約をされていくという解釈でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 組織の部分になってくるのですけれども、今現在幼稚園の職員、幼稚園の先生方は教育委員会のほうに組織図として配置されているのですが、そこを市長部局、福祉推進部のほうに組織改編いたしまして、福祉推進部の所管の下で公立こども園の職員として配置していく形になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今回の議案とは全く関係ないのですけれども、子育て支援センターという位置づけが、現在認定こども園は市内にもありますし、これはあれですよね、法人の保育所が認定こども園に移行したというふうに思うのですけれども、そこで設置をされている、要するに地域の保育園に通わせていないお母さんと子供が、一緒にいろいろ様々支援を受ける、そういう制度がありますよね。認定こども園に全部移行していきますと、もちろん単独の私立の法人の保育所もありますけれども、そこでの機能的には、例えば支援センターという位置づけは変わってくるのですか。それとも中身が違うのですか。これはどんなふうになっていくのかという、ちょっと疑問がありますけれども、教えていただきたい。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 先ほど岸本委員がお話しされているのは、地域子育て支援センターですね、子ども・子育て支援法に基づくもので行われているのですけれども、市内には8か所ございます。ここは、おっしゃるとおり保育施設に通わせていない家庭保育施設という形の育児相談であったりとか、場所の提供であったり、サロンとか、そういったものを行っているセンターになっております。

今、市内のほうで認可保育所から保育所型の認定こども園に移行している施設に関しては認定する際、子育て支援事業を行ってください、これは法律の中でも行うようにというふうになっているのですけれども、そこをきっちり地域の方に場所を提供するということは、事業として盛り込むように認定されておりますので、ただ、センターのように週4日とか、5日とかって毎日開けるのではなくて、基本的に要望がございましたら、相談をしたりとか、あと園庭を開放したりとか、一部ちょっと限定的に地域に対して場所を提供しているような事業を、今のこども園のほうでも行っているところであります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、今、教育委員会に要するに任命権者、幼稚園の先生方は所属している、それが福祉推進部、市長部局に配置は変わっていくという説明がありましたけれども、小学校の敷地内に、要するに幼稚園があるのは沖縄県だけなのです。全国にはないのです。それってあれですか、例えば国からの、こういう移行してくださいという、そういうことなのか。それとも宜野湾市として主体的に、こういうものに、こども園に移行していくという考え方なのか、国からのそういう指針とか、ガイドラインとか、そんなのがあったのか。沖縄県だけ琉球政府時代の教育の名残が残っているというふうに思っております。これが1点です。

それから、2点目にもう一つ、学校の先生方は沖教組ですよ。幼稚園の先生方も市の職員でありながら沖教組だと聞いているのです。この辺の組合の在り方も、配置転換されたら、職場が一緒だから、市の職員でありながら、要するに沖教組に所属をしているというのが、少しまた変わらざるを得なくなるのかなというふうに思うのですけれども、自治労に移行すれば、それでいいと思うのですけれども、そういうふうなことも、今度の認定こども園の移行で変わってくる、変化してくるというふうなことはあるのでしょうか。これは答えられないかもしれませんが、どうなるのかなということで、少しだけ疑問がありますので、教えてください。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 1つ目のものだけ私のほうからお答えしてもよろしいですか、2つ目はちょっと分らないです。

1つ目のほうは、基本的に、特に国のほうから沖縄のほうは、小学校の併設型のものを、幼稚園を認定こどもに移行しなさいという指導があったわけではございません。他市町村は待機児童対策とか、その対策の解消法の一つとして、この幼稚園の施設を、保育の機能が拡充された認定こども園に移行するということの中で施策を進めてきた市町村がございしますが、宜野湾市の場合は待機児童対策がメインというよりは、基本的に幼稚園の課題の部分に少し解決策も着目していこうというところの中で、やはり保育サービスが、幼稚園がなかなか今のニーズに応えられていない、給食の提供であったりとか、保育時間の問題であったり、また幼稚園のほうは、人員が、かなり不足しておりまして、そのためにこの保育サービスの提供ができな

ったという理由もございますので、そこを解決するために、宜野湾市としてどうしていかうかという中で、一部民間の力も活用しながら、公立を集約して、今、認定こども園移行計画を進めているという状況です。

○岸本一徳 委員 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 先ほどの幼稚園先生の処遇なのですが、今現在幼稚園の先生は市の職員ではございますけれども、共済については学校共済の加入になります。ただ、正式な答えは定かではないのですが、この幼稚園というのは、市長部局に移りますので、そのまま市の共済という形へ移行するものかと思われるのですが、すみません。ここはちょっと今、正式なものが分からなくてすみません。

○岸本一徳 委員 だろうなというだけの話です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 この条例の削除というところなのですが、まず初めにこの大山幼稚園を認定こども園を取ったところがどういうところなのか。そして、どういう条件で公募して、どういうところが、ほかに応募してきて、その今選ばれたところが、どういう基準で選ばれたのかというところをお話ししてもらってよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 宜野湾市のほうで募集する条件として、第一前提としては、市立幼稚園の教育内容を継承することというところ、1つ大きな部分で挙げてございます。あとは、その中で学校敷地内にある施設でございますので、今まで幼稚園が行ってきた小学校への接続というところをきっちり理解している法人さんなのかどうか、そこを委員会のほうで質疑とか、資料を確認しながら、その法人が、そういう内容に伴っているかどうかというところを選定して、やはり法人さんの実績とかも一部見はしますが、基本的には幼保連携型認定こども園、教育・保育要領に基づいた教育・保育をしているかどうかというところで、この募集された法人さんの運営している施設の視察も行って、保育内容もきっちり確認をして、その中で社会福祉法人弘文会を選んだところであります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ほかに公募されてきた方、ところというのはありますか。1か所だけだったのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 3法人、手を挙げてございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 先ほど岸本委員もおっしゃっていたのですが、この小学校内にある幼稚園というのは、とても場所的、立地的にもすごく好条件、いい条件の場所であったりという、先ほどもおっしゃったように小学校への引継ぎというところも大きいと思います。

その中で、今後福祉推進部で新たに認定こども園の条例を制定していく中で、今後は嘉数であったり、普天間第二小学校というところも公募はするけれども、そこは設置という形でやっていくというような話をされていたかなと思っているのですが、そうすると、今回決まったところ、また今後決まっていくとこ

ろが、もうずっとこの小学校内の認定こども園を運営するという形になるのか。それともまた何年後かには新たに見直しをするというところもあるのかというところをお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 今回、大山認定こども園へ移行する弘文会さんとは協定を締結いたしました。そこが期間として5年で設定しております。今後については、この5年の運営実績、運営内容等も加味しながら、5年後にまた更新するのかどうかというのは市の中で判断していく形になります。他市町村においてなのですけれども、やはり5年で運営を辞退した法人もあつたりという話を聞いていますので、その際は再度公募を行って選定を行っていくと。これは那覇市のことですけれども、行った事例はあるそうです。我々も基本的には期間を設けて、協定を締結していくという形にはなります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、今おっしゃっていたように、辞退をするというようなことがない限りは、見直しをする5年後に更新をしていくというような方針で今いるということですか。本当に一から見直しをするということではなくて、5年間の実績を基に、そこを評価して、更新をするというのが前提条件になるのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 運営内容が特に問題なく、監査等の指摘もなく、問題がない法人さんであれば、やはり教育・保育の継続性を踏まえると、更新すべきかなというふうに考えておりますので、子供たちの連続性もありますので、やはりその都度公募するよりは、内容を見て更新を行っていくという方針でございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今回、この大山幼稚園のほうを引き継いでいく弘文会さんだとお聞きしているのですけれども、こちらは那覇市であつたり、浦添市ですか、ほかの他市町村にも持っているというところだと思ふのですけれども、今回ライオンの子保育園さんにもあつたように、広域で持っているところで不正があつたというところがあるのですけれども、こういったように広域で持っているところに対しての今後の監査とかというところについてはどういうふうにお考えですか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 ライオンの子保育園さんの今回の不正受給問題等については、座間味委員御指摘のとおり広域で施設を持っていたことによって監査の書類に虚偽の書類を出されて、行政のほうが気づかなかったという事案になりますので、こういった広域の法人に対して、どういう形で監査、指導していくのかというところは1つの課題ではあります。

ただ、やはり社会福祉法人でございますので、法人さんのほうも。そこは福祉を提供していくという立場の法人さんでありますから、ある一定程度、我々も信頼関係の下で園の運営を任せていくというところがありますので、そこをはなから疑問視して法人を選定していくと、なかなか保育がうまくいかないのかなというところも一部ございますので、やはり監査の在り方については、今後県も含めて、課題について取り組もうかなというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 認定こども園であつたりとか、大きい小学校からの施設をやるというところで、体的にも大きな法人、社会福祉法人だつたりというところが、取る可能性があると思うのですけれども、そういった場合に、やはり広域で取っているところを持っているところが請け負ってくることもあると思います。なので、ぜひ監査というところをしっかりとできるような形でチェックしていけるようにしていっていただけたらと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今回どこまで質疑ができるのかは、あれなのですけれども、少し内容だけ確認したいのですけれども、園児募集はもう終わっている形になると思ってはいるのですけれども、これがうまく順調に進んでいるのかと確認したいのですけれども、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 福祉推進部のほうで、全ての認可保育所も含めて、一斉入所という形で、令和7年4月1日の園児の募集はもう終わって、受付まで済ませております。今現在、子供たちの調整を図っている、希望どおり保育施設に案内できるかどうかというところの調整を行っている状況であります。

大山についても、そこは一緒に実際行っておりまして、希望者も出ております。ただやはり今現在95名の定員で募集をかけたのですけれども、そこには達していない状況での募集状況にはなっています。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 学校説明会のほうにも私参加させていただきながら、とてもいい法人が今回認定こども園を新しくするということで見えていたのですけれども、95名の枠にも入らない、これは3歳児から5歳児までということで募集をかけていたと思うのですけれども、どこが足りないかとあるのですか。すみません。お願いします。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 基本的に2号、保育が必要な子供たちの定員についてなのですけれども、3歳のほうは現在あふれている状況でございます。あと、4歳と5歳、特に5歳がやはり少ない。やはり年度途中、保育の継続性を踏まえると、なかなか転園に踏み切れていない親御さんがいるのかなという、まだちょっとそこら辺は調査不足ではあるのですけれども、5歳がかなり少ない状況になりますので、今後はちょっと推移を見ながらいこうかなと。

また、その足りない部分で3歳があふれている部分を今後どうするかというところは、弘文会さんとも調整しながら、職員が配置できるのであれば入れてあげたいなというふうに考えてはいるのですけれども、そこも調整中でございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今、皆さんの募集要項を見ると、3歳児の2号認定は15名ということで、5歳児の2号認定は40名ということで、やはりそれなりの大きい5歳児の子供たちをたくさん受入れということでの考えだと思うのですけれども、そこら辺が、またうまく調整ができて、募集をした子供たちがなるべく入れるというところができたらいいと思います。

もう一つだけ、すみません。ゼロ歳児から2歳児については、将来この大山認定こども園に関して、そこで園児の募集をするのかどうなのか。前少し確認をしたことがあったと思うのですが、別の場所で。そういう予定というのがもしあれば、すみません。お願いします。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 現在、大山幼稚園の施設では、ゼロ、1、2歳児、乳幼児を保育できるような環境が整っておりません。これはなぜかという、施設内で調理する調理場がないので、乳幼児については、施設内で調理を行って給食を提供するというのが法律で決められてございますので、大山幼稚園の施設ではゼロ、1、2歳児を受け入れるにはちょっと難しい状況になってございます。

ただ、今後、社会福祉法人のほうで建物を改修するとか、そういった計画がもし何年後かに出てくる場合、このゼロ、1、2歳児の受け入れも含めて調整に上がる可能性はあるとは思いますが。ただ、委員も心配されている送迎問題ですね、そこにつながってくるので、3歳の子でも、なかなか歩いてくるというのは難しいという状況のお話も伺っておりますので、これが乳幼児となると、学校に併設する施設、それが受入れできるのかってなると、やはり我々もちょっと難しいのかなというふうには考えております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 最後に、うなばら保育所が閉園するに当たって、そこの保育されている、ゼロ歳児から2歳児の子供たちが、やはりいろいろなところに分散されながら、そこで受入れが可能であれば、本来ならばいいのですけれども、本当に願うところに、親御さんが自分たちの近いところという、預けやすく、また送迎がしやすいというところがあれば、本当に宜野湾市でも応援していただいて、いろいろとうなばら保育所の後続くような場所が、たくさん受入れができたらと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回弘文会の法人は、那覇市、浦添市、西原町、6つの認定こども園を運営していることがデータとしてあって、引継ぎがちょっと心配かなということで、問合せしてみようかなと思ったのですが、実績があるので、それほど心配ないかなと思っているのですが、来年4月1日ですか、移行に向けて、子供たちが、これまでどおり健やかに成長できるような環境というのはつくっていかなくてはいいし、準備もきちんとしていかなくてはいいと思っているのですが、その辺の取組とかというのは、ちょっとお答えいただきたいのですが。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 弘文会さんとは、9月に仮協定を行ってから、様々な調整は行っております。11月には、また本協定を結びました。そこに引継ぎ保育については、もう既に法人さんから職員を派遣してもらって、保育を一部してもらっております。学校の幼稚園先生と毎日コミュニケーションを取りながら子供たちを観察したりとかして、引継ぎを3月まで継続して、現場にいるのはお一人なのですが、引継ぎ要員としては3名から4名、常に窓口対応していただいておりますので、現在そこに取り組んでいる状況ではございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 あと、保護者の皆様方の安心感というのも大切なところだと思うのですが、その保護者の皆様方とのコミュニケーションというのか、意思の疎通とかというのは、それもやっていращやるのですか

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 先ほど棚原委員もおっしゃられたとおり、保護者説明会も行って、様々な質問、意見等を弘文会さからもお答えいただいております。やはり保育引継ぎ要員の先生が現場に入ることによって、保護者とのコミュニケーションも実際行っている状況でございますので、それを引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 特に保護者の方が心配事とかというのは、お聞きしているのですか、懸念されることは。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 保育内容については、特に。いろいろ御質問は多分現場ではあると思うのですが、我々のほうの窓口には、それほど多くはないです。ただ、やはりこれも常に言われているのですが、やはり車両送迎の話はよく出ています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回の議案とは直接関係ないと思うのですが、来年開園した後、あるいは開園する前もそうだと思うのですが、来たら答えるというふうなことではなくて、皆様方が現場に出向いて、じかにどういった環境になっているかなというのは、御覧になっていただくというのは大切なことだと思っています。その辺のところの取組もしてもらいたいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第94号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時42分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時44分)

【議題】

議案第95号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第95号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第95号についての説明をお願いいたします。教育部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先に失礼します。料金表が見やすくなって、とてもいいかなと思っているのですが、「返還」を「還付」に改めるという字句の改めがあるわけですが、返還と還付、これはどのような考えなのか、ちょっとその辺説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今回条例改正で還付という表現に改めたのですが、ちょっと規則の中で返還と還付という文言が混在しておりましたので、公用語辞典によりますと、還付というのは、行政機関などが処分として物を相手に返す場合、還付という表現が使われておりまして、こちらの財務規則のほうでも還付という表現で使われていますので、今回字句の整理のために還付という形に変更してございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 国保も、あるいは介護保険なんかもよく還付というのが使われて、次長がおっしゃったような多分意味だと思います。返還という言葉よりは、還付のほうがやはり適切なのだろうと改めて思いました。

冷房使用料、冷房を使用した場合の単価が上がりますよね。これは電気代がその分かかるから上がるというようなことだと思っているのですが、実際の電気料というのが、いわゆる電力使用料が、ここに反映されているのかどうか、その辺実績に基づいた計算なのかどうか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今回冷房につきましては、表を分かりやすく、新たに表をつけて冷房の料金表を明示したのですが、金額自体は上がってございません。

○伊佐哲雄 委員 そうだった。

○教育部次長 はい。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 なぜ上がらないのか不思議ですが、コスト的には上がりますよね。いわゆる出ていく電気料というのは。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今回この使用料の改定につきましては、全庁的に令和9年頃にまた改正をいたしますので、そのときに大幅な見直しで、また調整をしていきたいと考えております。大幅ではなくて、ちょっと見直しをしていきたいと思っております。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 まず、何で条例の一部改正に、今の時期に至ったのかという理由があるのだとしたら、何か改正しないといけないと思っていたのか。なかなかできなかったのだけれども、ようやく条例改正で料金体系の見直しができましたという話なのか。そのまず理由からお願いします。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 おはようございます。今回の料金表の改めにつきましては、利用者により分かりやすい、この料金表の体系を示す必要があるということで提案してございます。幾つか例を挙げますと、市外料金

の、時間100分の30だったりとか、一旦電卓で計算しないと分かりにくい部分を明示するとか、市外料金を1時間当たり幾らというのを明示したく、分かりやすい料金表ということで、今回提案しています。あと、システム、ネット申請だとか、いろいろ今後DX化していくには、今のうちに改正していったほうが、より利用者の利便性の向上につながると考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。本市の中央公民館の年度ごとの使用料について、例えばこれまで3年間とか、5年間の使用料の推移というのが、どのようになっているのかなと。この料金改定に伴って、どう変わっていくのかということをお伺いしたいなというふうに思います。年度によって差が生じているのか、それとも今のように市内、市外を明確にするのが、いわゆる目的なのか。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 使用料については、ほぼ変わらないと思いますが、若干時間帯での、9時から12時とかという設定を時間ごとにしていますので、回数は多分増えると思いますので、若干使用料については上がる予想が考えられます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今、何で3年間とか、5年間の推移を皆さん分析しているかというふうに聞いたのは、改正の理由が、そういうことなのかなと。例えば料金のモデルでいえば、現行と改正後は料金的にも、こう変わりますよというのは、あんまりないのだと、極端に変わるわけではないのだという、そういう認識でいいのか。私は、それがあるのではないかなというふうに思って、条例改正に至ったのかなというふうに思ったのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 そうではなくて、やはり利用者の使い勝手といいますか、申請がしやすいというのが第一であります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それと、たしか議案の中だったかな、資料の中に県内他市との比較というのがあるではないですか。こうやって時間帯を決めているところとか、分類されるわけですが、宜野湾市の場合には、そのどちらでもなくて、併用型というふうな感じに見えるのですけれども、これまでと変わっていなかったら、そこは宜野湾市の独自性みたいなものが、ずっと継続されているのかなというふうに思うのですけれども、実際にどんなふうなのでしょう。

○伊佐文貴 委員長 公民館係長。

○公民館係長 宜野湾市立中央公民館の施設が他市町村と異なる点についてなのですが、2階の集会所を御利用になったことがあるかと思うのですが、他市町村の大きめの部屋と比較しますと、音響設備ですとかが充実しておりまして、音響スタッフもサービスとして一緒に附帯された料金設定となっております。そのため、他市町村と違う、異なる点というか、大きめの催事に対応している面があります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 中央公民館という市民会館と併設というか、本来の機能とか、役割が違うのでしょうか。そして、市民会館には、ここまでは許可できるけれども、中央公民館はこういう制限があるとか、条例で多

少ありますよね、違いが。ということは、宜野湾市のような、そういう中央公民館が置かれている、市民会館と一緒にいる点、確かあったのかなと。ないのですか、県内は。

(何事かいう者あり)

○岸本一徳 委員 分かりました。では、最後に1点、先ほどから市内の方が使用する場合、市外の方が使用する場合というふうにおっしゃっていましたが、どこで市内と市外の基準があるのですか。例えば参加者が200名とか、300名とか使用しますね、イベントでも会合でも何でも。そうすると、半分以上市民がいないと市民が活用していると言わないのかとか、そういう細かい基準があるのですか。それとも申請者が宜野湾市民であれば、宜野湾市民が活用する、使用するというふうに位置づけられるのか、この辺どういう基準で市内か、市外か。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 すみません。新旧対照表の106ページを御覧ください。

(何事かいう者あり)

○生涯学習課長 すみません。100ページです。左側備考のほうの(4)、市民、本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の100分の30に相当する金額を規定に勘案した額とするということなので、あくまでも申請者が市外なのか、事務所が宜野湾市内にあるのかということのすみ分けです。あと、個人ですと、宜野湾市に住所を有する方が申請をすれば市内料金ということになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これはいいですね。そうすると、ほとんどが市内ではないですか。例えば県内の会員がいっぱいて、そこの会員が宜野湾市の市民であれば、その人を申請者にして借用すれば市内扱いでいいわけですか。

○伊佐文貴 委員長 公民館係長。

○公民館係長 団体向けの施設、社会教育施設になっております。申請をした方、代表者の方に申請書は記載してくださいというふうに依頼しています。団体の事務所があれば、団体の事務所の所在地、団体の事務所がなければ、団体の代表者の住所地です。その方のお名前でお納付書もおつくりしますので、代表者の方でお願いしますというふうに求めています。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 確認させていただきたいのですが、先ほど課長のほうから、この改定理由についてのメリットが、1時間単位で予約が取りやすい、利用がしやすいということのお話がありましたけれども、先ほど次長のほうからも、全ての公民館施設という文言がありましたよね。資料もいただいていますけれども、その3番のほうの2行目で、集会所や研修室など全ての公民館施設という説明がありましたよね。この全ての公民館施設というのが、各自治会にある公民館も指しているということでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 これは、あくまでも中央公民館のみの施設になります。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 全ての公民館というのは、他市を含めて全ての公民館施設、中央公民館のみ。

○生涯学習課長 中央公民館のみということで。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 すみません。ここは全ての公民館施設と書いてあるのですけれども、表でいいますと、種別、集会所であったり、研修室であったり、それぞれの施設、部屋ですね。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 ありがとうございます。あと1点、確認なのですけれども、各学供等自治会においては、料金設定はばらばらだと思うのですけれども、今後この料金表に沿って自治会に戻していくのか、料金は統一されているのか確認したいのと、各自治会に料金は委ねているのか、その辺を確認したいのですけれども、後々これと併せていくのかなと確認がしたかったです。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらは、あくまでも中央公民館ですので、時間については、それぞれの自治会のほうで設定することができると思いますので、これは中央公民館の部分だけになります。

○松田朝仁 委員 ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時04分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時15分）

○伊佐文貴 委員長 質疑を許します。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 貸出し状況について確認させてもらいたいのですが、今は閉館しているのかな、貸し出ししていない。

（「そうです」という者あり）

○伊佐哲雄 委員 過去の実績で、できればやはりフルに活用してもらったほうが、市民の皆様方にいいと思うのですが、貸出しはしているけれども、受付はしているけれども、来ないとかというような、寂しい状況は多分ないだろうなと思っているのですけれども、その辺データとして持っていらっしゃいますか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今、手元にある資料で、コロナとかの影響がない令和元年のちょっと資料を見ていくと、中央公民館については社会教育施設なので、一般の歳入である貸出しというのは少ないのです。それはサークルの活動件数としては約1,400ぐらいあります。

○伊佐哲雄 委員 1,400。

○教育部次長 そうです。一般の貸出しが146件ぐらいありまして、あとはまた市の主催……

○伊佐哲雄 委員 1,400って何ですか

○教育部次長 サークルの活動状況です。サークルの方が中央公民館にはいらっしゃいますので、その方たちの……

○伊佐哲雄 委員 延べ人数のことですか。

○教育部次長 すみません。これは回数です。1,429回のサークルの方が年間で活動しています。これは1カ所のサークルではなくて、大体40ぐらいのサークルがありますので、その方々の活動であったり、あとは市の主催の講座もこちらで使いますので、大体年間を通して1,800回ぐらいの貸出しとか、講座とか、サークルの方が利用している、そういう内容となっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 回数だと、ちょっとぴんときないのですけれども、大体割合とすると、1日利用、24時間貸し出ししているわけではないので、貸出し時間を例えば100とすると、何割ぐらい貸し出ししているというような状況ですか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時19分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時19分）

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 すみません。年間を通して稼働率は30パーセントになってございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは高いのか、低いのか。皆さんは、どう考えているのですか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 低いです。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 利用率は高いほうが、やはり普通に考えていいと思いますし、また市民の皆様方にも当然安くお貸しするということにして、市外の皆様方にはできるだけ高く貸し出しして徴収したほうがいいかなと思っているのです。営利ではないので、めちゃくちゃ高い、めちゃくちゃというか、高い料金設定にすると利用者が少なくなるというのもまた問題だと思っておりますので、議案にはちょっと関係ないかもしれませんが、嘉数公民館、あれは自前の公民館でして、結構、体育館方式で造っているものですから、特に夕方以降、バスケットを中心に、昼間もそうですけれども、利用率が高くて、利用料が自治会費、自治会費よりは少ないかな、結構なお金が入ってきて、それで自治会運営が何とか成り立っているという状況。同じようにできるだけ、今は集会所だけの話ですよ。あとは研修室とかもPRをどんどんしていただいて、どんどん、どんどん稼働率を上げていくというのは、にぎわい創出というような観点からもそうだと思う。その取組は、どのような取組をしているか、ちょっと御紹介ください。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 すみません。この中央公民館自体が社会教育施設という形になっていますので、ちょっと市民会館とは違って営利での利用ができないという、少し難しい制限があるのです。ただ、平日につきましては、先ほど申しあげました団体が、自分たちの学習のために、いろいろな室を使っていっぱいいます。空いている時間帯が、夕方以降は若干空いているのかなとは思っているのですけれども、なかなか今、公民館に来なくても、どちらかで会合できる、いろいろな施設がございますので、実際歳入としては、10パーセント程度しかないのです。全体の中の歳入に上げるのは10パーセントしかなくて、あとは社会教育団体の会合

であったり、そういった形で使われているのが主なので、現状としては、使ってくださいねということは、あまり公にはしておりません。ただ、市の行事とか、なかなか役所自体も会議室が少ないものですから、突発的にこの会場を使わせてくださいというのが多々ありまして、ある程度その辺の調整も中央公民館は、大体はこれが主だったのです、今まで。会場がないということで、いろいろな各課の会合で使わせてくださいというのが多かったのも、なかなか調整するのも苦労している部分がありました。

今後、ここの中央公民館が閉まった代わりにサークル団体さんがいろいろなところで、自分たちで博物館を利用したりだとか、サークル活動もしているので、少しその辺の振り分けもできてくれば、私たちもちょっと貸せることはできるのですけれども、なかなか市の行事を優先すると、調整がなかなか難しいところがあって、このような形になっている現状でございます。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 では、ちょっと資料から少し確認させてください。資料の②番の12時から13時、17時から18時の使用料に関しては、現行、改定前の話なのですけれども、規則に委任し、時間の割合に金額を加算と文言で設定している。これは実際にどれぐらいの料金になるのか、ちょっとこれは分かりにくいものですから、規則に委任し、時間の割合に金額を加算というのが、少し説明をいただけませんか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時26分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時26分）

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 要するに聞いたかったのは、改正後には、その時間帯は、ほかの時間帯と同じ単価でしっかり会計されていくということで、理解でいいですね。それでよろしいですね。

そこで、先ほど課長のほうから、今後算定した場合、現行から改定後に移行した場合には使用料が少し増えるようなことが考えられるというふうな話だったのですが、僕は見た感じ、逆だと思っているのです。逆に時間帯に区切った場合に、例えば午前中9時から12時まで、これは3時間担保で使用料を取っている。1時間単位の、例えば単価は一緒ですね。それを9時から11時まで借りるとした場合に、1時間借りるという人たちはいないと思うのです。そういったことが今後、これは想定できるのではないかなというのが1点あって、その辺は少し算定に関しては、稼働率の話もしたかったのですけれども、先ほど伊佐哲雄委員がおっしゃったから、30パーセントの稼働率。

これは施設が集会所以外6施設あるではないですか。研修、児童、視聴覚、調理実習、多目的、ですから稼働率を上げるというのは、なかなか厳しい状況だと思うのです。その辺はどうか、僕の意見は。非常に危険性ではないのだけれども、使用料に関して減るおそれがある、これは改定だというふうに僕は思っております。別に市民からお金をいっぱい取りなさいという意味ではないのですけれども、例えば3時間ずつ区切っていた、例えば午後に関しては4時間に区切っていることで、今までは午後1時からの使用に関しては、一律その4時間分の料金をもらえている。では、1時から3時までしか利用しませんよとなったときに、あるいは16時までやったときに、16時から17時の間の時間帯というのは、またこれは1時間で、例えば

準備とか、何かやったりとかすると厳しいはずなので、その辺は想定していなかったのかなと。単純な疑問です。どうですか。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 それについては、利用者の増が見込めるのはありますので、料金についても、ちょっと山城委員おっしゃるとおり、時間帯でのほうが料金に入りますので、今後改定後には利用状況を見ながら確認していきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 教育部長次長。

○教育部次長 すみません。先ほどちょっと説明はなかったのですが、3時間とか、全日とか、午前、午後と区切ったところで、小さい研修室であったり、視聴覚室であったり、小さいところを使う方から不満が多かったのです。1時間しか使いたくないのに3時間の料金を取られるということもありましたので、やはりそこは私たちも改善しないといけないということは考えていまして、集会所を使うところもあるので、1時間単位で使うことで、今までより使いやすくなるのではないかなということもありまして、1時間当たりのを設定して、準備とかあれば、その時間の中で調整してもらう形にしていきたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、次長の答弁を引き出したかったのです、実は。これは要は、集会所以外の施設の時間帯を廃止した理由とは何ですかと。先ほどから市民の声が出てこなかった。要するに利用者からの要望があったということですよ。要するに1時間使いたいというふうな話があつて、これを聞いたかったのです。だから、その理由として、しっかり市民の使用ニーズというのかな、それに応えていくということを書いてほしかったのですよ、最初で。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうからは、先ほどお話があつた市民サークルの件でちょっと確認したいのですが、市民サークルの方たちは、利用料は取らないのですか。取っているのですか、施設使用料は。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 取っていません。無料です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 40ある市民サークルの方たちに利用料を取っていない理由が、皆さんがホームページにある中央公民館施設使用料減免規程の中にあるということですよ、実際には。減免規程の中を見ると、教育委員会が主催する行事に使用するのが10割、教育委員会が共催するのは5割だと。今言う学校、幼稚園、教育関係が、その目的を達成するために使用するのは10割、多分4番目がそれに当たるのかなと思っているのですが、市内の社会教育団体及び登録団体が社会教育法第20条に規定する目的に使用する場合は10割という部分だと思っているのですが、その目的のために使用しているサークルだという部分だと思って、今のお話を聞いていたのですが、それで当たっているのか、確認なのですか。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 棚原委員おっしゃるとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 これはあれですか、課長、稼働率には入ってこないということですか。要するに使用料を取っていないから稼働率に入っていないのか。そこら辺、さっき30と言ったものですから、結構やはりサークルの方たちは活動していると思っはいるのですけれども、減免対象なので、先ほどの稼働率に入っていないのかというところをちょっと聞きたいのですが。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 稼働については入っております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 入っていて30ということですか。ちょっと別のところでお話を聞いたことがあったのですが、今後中央公民館の方向が、いろいろ変わっていくと。自治公民館も変わっていく方向だと思っはいるのですけれども、今回の中央公民館も方向的な部分でいくと、変わっていくと言われてはいるのですけれども、皆さんが今お手元にもしあるとしたら、どういうふうに変わっていくのか、その中央公民館ですね。もしあれば、僕はちょっと聞いた、文書ももらいました。文部科学省でしたか、どこから通達というか、通達文が出ていたときの、ちょっとだけ見たことがあって、今探しているのですけれども、ネットに出てこないのですよ。あれはただの通達だったのかなと思っ、ちゃんとしたものではなかったのかなと思うのですけれども、もしそこら辺が分かれば。

○伊佐文貴 委員長 教育部長次長。

○教育部次長 通達ということではなくて、私たち条例の中で、分かりやすいような形で、皆さんが利用しやすいようにということで1時間単位の料金設定をしているのですけれども、今後ちょっとやはり受益者負担という観点から、クーラーについては免除しております。ただ、県内11市にも確認したところ、クーラーは7市が徴収している傾向にございまして、使用料を取っているところもあるのです。それをやはり受益者負担という観点から、そこは規則で少し見直しを今回していったほうがいいのではないかなということで、サークルの方たちにつきましては、その辺を2～3年前からお話はしているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今のお話からすると、今後市民サークルの方たちにもクーラーなりの受益者負担は出てくるのだろうという、考えはあるということですね。

(「はい」という者あり)

○棚原明 委員 分かりました。それはもう仕方のないことだと思っておりますので、やはりお互いが、その場所で健康の維持だとか、また趣味の継続だとか、大事な場所だと思っておりますので、ぜひまたそこはいろいろお話をお互いにしながら、いい方向に進んでいただければと思います。以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第95号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時36分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時37分）

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時37分）

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第28号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情

○伊佐文貴 委員長 参考人の出席要請についてお諮りいたします。

陳情第28号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時02分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時03分）

○伊佐文貴 委員長 陳情第28号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情を議題といたします。

本件の参考人として、高良久美子氏に御出席をいただいております。本日はお忙しいにもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。

早速、本件に対する説明を聴取して審査を進めていきたいと思っております。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくよう、よろしくお願いいたします。それでは御発言をお願いいたします。

○高良久美子 参考人 よろしく申し上げます。まずは、本日貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。ぜひ皆様に考えていただきたいということで、この2年、かなりいろいろな部分をまとめてきましたので、ぜひ御拝聴いただけたらと思います。よろしくお願い申し上げます。

では、始めさせていただきます。表紙をめくりまして、ベビーの命と健康を守りたいということで、子どもの貧困率、都道府県市町村別比較というのは、神奈川県横浜市が子どもの貧困対策5か年計画をつくるときに、沖縄が一番すごいということをネットのほうに上げていまして、特に那覇市は中核市の中で、生活保護以下で暮らしている子供たちがワーストエイトというネットに上がっている情報があったので、実際に私

も子供たちの支援をする中で、それは非常に感じたところです、私も那覇市なものですから。

県のほうからは、若年や独り親の支援をしませんかと。そうであれば、予算をつけられますよというお話だったのですけれども、若年や独り親については、もう数10年支援をしている中で、こぼれてしまう方がいるという現実、私も那覇市母子会に勤めておりましたので、非常に感じているところがありまして、これは一応自分たちなりに分析をした上で、ミルクが必要な世帯対象を決めようということで、支援対象分析、1番なのですけれども、皆様がよくおっしゃっている、負の連鎖ですとか、もともと経済基盤が弱いというのは、上から2番目、左側の表です。35名ということで、これは2022年度の集計なのですが、2023年度も大体同じだったので、そのままにしてあります。

それと同じぐらい減収、失業ですとか、病気、離婚ですとか、旦那様が病気で完治に何か月かかかるけれども、自分は今、産褥期で働けないですとか、そういう世帯が半分はいらしたので、負の連鎖だけ手を差し伸べていては半分かこぼれ落ちてしまうという現状が見えました。

次のページです。支援対象分析2ということで、支援世帯の構成は、御夫婦と第1子が一番多かったです。私もこれは母子のほうが多いかと思ったのですが、お下がりは一切できない。全てお古でも買わないといけないという世帯が一番多かったです。

また、対象を独り親にすべきかということで、2021年、2022年、2023年、今年度も大体独り親は3割です。私たちの支援の対象がゼロ歳児が一番多いということもあるのですが、ゼロ歳児で別居したりということで、あと失踪した旦那さんがいらっしゃるときには一般世帯というふうにカウントされますので、これから独り親になる可能性が高い世帯がゼロ歳児では一般世帯に入っております。

次のページ、支援対象分析ということで、これは国の男女共同参画から引っ張ってきたものなのですが、一番左端が結婚前、2番目が結婚後、3番目が第1子出産なのですけれども、第1子出産から第2子出産にかけて、サポートが手厚いと27.9パーセントの母親が就労を継続できるという事実があるというのを、これをサポートするべきではないかというのを国は提言しているということも分かりました。

右側を御覧いただいたら分かるように本当は自分で買いたいのです。でも、保育園に預けて働けないので、今だけ支えてくださいと皆さんおっしゃいます。支援が受けたいわけではない。自分で買いたいのけれども、今働けないからお願いしますとほとんどのお母さんがおっしゃいます。

次のページ、支援対象分析4、ベビーミルク支援のきっかけとなった記事が左側に載っているのですが、生後3か月の双子の子のうち、お兄ちゃんのほうがミルクを最初はあげていたのだけれども、買えなくて、最終的にはポカリスエットなどのスポーツ飲料を薄めて飲ませていたと。その中でお兄ちゃんのほうは亡くなってしまったってことだったのですけれども、若年の独り親をと県はおっしゃるものですから、調べてみたのです。この児童虐待というところの国の資料を調べてみますと、児童虐待による死亡事例というのは、ゼロ歳ゼロ日というのは自宅出産がほとんどなので、沖縄の場合はほとんど病院、産院でということもほとんどないので、ゼロ歳ゼロか月、退院直後、サポートがない状態で児童虐待が始まるということが多くので、その年代別というところを抜き出してみました。19歳以下31名、20歳代が141名、30歳代が197名ということで、40歳代でも78名なので、30代が一番多くて197名、20代141名。私たちは10代の若年を守るべきだろうかということで、やはり20代、30代の、赤ちゃんたちが児童虐待という、そういうことになっているということで、若年と独り親に絞ることはやめて、薄めて飲ませざるを得ない状況かどうか。もうそこだ

けにフォーカスして支援を始めました。

ニーズを捉えるということで、必要な人に必要な支援を。本当に私たちが守りたいのはゼロ歳ゼロか月の児童虐待です。理由で、一番多いのが泣きやまないなのです。赤ちゃんなので、暑くても、寒くても、おなかがすいても、何でも泣くのですけれども、その訴えが分かるようになるには、お母さんも練習が必要なのですが、実際は眠れていない状態、自由にトイレも行けない状態なので、精神状態が安定しているとは言えない中で、ミルクが買えない場合、どういう状況なのだろうと、どういう心情なのだろうというところがあるので、守りたいと。

それから、産後2か月、鬱病を守らないと自立が非常に厳しくなります。母子の場合は、さらになのですけれども、本当に働けなくなってしまうので、薬を飲むとドクターストップがかかります。母乳が出ているお母さんでも母乳を止めてください。ミルクに切り替えてくださいと言われるので、即ミルク代がかかる状況になります。

それで、こちら宜野湾市でもあった件なのですが、土曜日夜、旦那さんのDVで上の子と赤ちゃんを抱っこして飛び出しました。実家に戻ったのだけれども、着の身着のまま飛び出したので、実家にミルクがないということで、朝お届けに行くということもあったので、やはり土、日、祝祭日、あと例えば年末、女性相談室に相談に行ったら、明日からうち休みなので、つむぎさんに行ってくださいということで、うちに回されるということも、やはり土、日、祝祭日のみならず、閉庁後、そういう事態になったときにミルクがないというときに、役所は今閉まっているという状況で、うちに来るといことはあり得るので、何とか連携して、寄り添いサポートという形がつかれないかと。

基本は2缶の3か月、その2缶に月に1パック、おむつをつけております。それ以外については、大体3か月から9か月までの間、離乳が始まるぐらいの間に6缶ぐらい飲むのです。3か月の赤ちゃんって5キロぐらいしかないのですが、実は5キロぐらい飲むのです。一生の中で一番身長と体重が増える時期でもあるので、このときに薄めて飲ませるということが内臓への負担はもちろんですし、栄養不良による脳へのダメージがないかということももちろんですし、とにかく薄めて飲まさないでくださいということをお母さんたちにお伝えして、基本はこれですけれども、3か月ごとに問診があるので、その時点で相談をしてください。3か月たったから切りますということは、うちはしませんと。なぜなら守りたいからということをお母さんたちも、お母さんたちと一緒に私たちはベビーを守りたいのですということを伝えています。

次のページです。これは2023年度の実績で、一番右の下のほうに2,444、これは缶です。ですから、人数でいうと、延べ人数1,222名、基本支援2缶の3か月なので、1人、2人って数えているわけではなくて、何缶使ったかと、1人2缶ずつなので、何回ということで、延べ人数で表現しております。

基本支援の宜野湾市についてなのですけれども、宜野湾市役所とか、保健師さんに私たちから直接お届けをするということはなかったです。おとしはあったのですけれども、去年は一切なくて、保健師から聞きましたとか、役所のほうで言われましたということで、別で配ってある、ぎのわんベビー達の声・ママ達の声というところに書いてあるのですけれども、基本支援の3回以内です、ほとんど宜野湾市のお母さんたち、ベビーたちの利用ですね。6缶以内が、ほとんど1人当たりということを考えて、3缶きっちりやったら、自分で何とかしなくてはという真面目なお母さんが非常に多いかと思います。だから、継続でという方は、本当によっぽどの世帯。何とかこれで乗り切ろう、児童手当、児童扶養手当を駆使して何とか乗り切

ろうという方がほとんどです。

次のページ、エールのお届けということで、左側が医療的ケア児ですとか、新生児ですとか、1か月未満の子です。1か月、私たち基本お届けは3か月未満で、それを超えたら、宜野湾市ですと、ふく薬品のふてんま店さんと提携をしているので、本来であれば自分で買いに行くべきミルクなので、薬局に受け取りに行ってくださいということで、絶対に利用するお母さんってばれないために、私たちのボランティアスタッフとお母さんのせりふは全く一緒です。「つむぎから依頼されました。ミルクを受け取りに来ました。何々です」と言うと、サインして持ち帰る。だから、この人が利用者なのか、ボランティアさんなのかは一切ばれないようにしてあります。

右側はベビーたちの応援団さんということで、那覇市に関しては、昨年度初めてミルクをいただきました。社協さんからいただけるミルクも、社協さんも那覇市は予算がないということで、休眠預金等活用制度を使っているんで、基本予算はないですという形です。ダイードリンコさんが自動販売機で応援してくれたり、八重瀬町のd e n e nおきなわさんという食品を詰め合わせする工場の方が定期食料支援で、毎週月曜日、支援していいですよということで、今、豊見城市、南風原町、それから南城市、この3つが受け取りに行っ、定期食料支援として乳幼児に提供しております。

緊急時は、宜野湾市もそうなのですが、右の上から2番目にお野菜を持っている若旦那がいるのですが、俺らは八百屋だから、八百屋にできるサポートをするよということで、緊急時食料支援は県内全域、大体毎月5世帯から8世帯分、はいさい食品さんという那覇市の八百屋さんが協力いただいております。離乳食に使えるように、お母さんたちも栄養が取れるようにということで、大体1,000円分、結構な量なのですが、原価で1,000円分ぐらいは提供するというで、それ以外にイベント、デヴィ夫人が写っているのですが、商工会の婦人部ですとか、それぞれがイベントをするときに募金活動をしていただいて、つむぎにサポートしていただいております。

次のページ、陳情ということで、去年沖縄県と那覇市のほうに陳情を出して全会一致で採択されはしたのですが、那覇市のほうからはつむぎさんの活動というのは、自分たちでやっている、草の根の活動なので、広報も全て自分たちでやってねって言われたので、私たちは例えば広報、右側1面の左側の上は地域保健というウェブマガジンでピープルというのですが、保健師さんたちのウェブマガジンに、取材をしていただいて載せていただきました。

これが東京のNPOのフローレンスですとか、キッズドアさんの情報提供を、この記者さんがしてくださって、東京新聞のほうにもミルクを薄めて飲ませている、飲めないベビーがいるということ、御自分たちの会員のゼロ歳児を持ったお母さんたちにアンケートを取ったら、かなりの確率でいるということを東京でも確認できましたと。ロータリークラブの方も、たまたまビジターでいらしたときに講演会をしたら、東京もなのだよというお話をされていたので、やはり全国的な傾向があるのかなと、赤ちゃんについてはですね。

次の部分です。現状の乳幼児への支援策としては、ここに書いてある、1、2、3、4ということなのですが、栄養強化事業とそれから産前産後サポート事業、子育て支援訪問事業、沖縄県子どもの貧困対策助成金って書いているのですが、これは民間向けに150万円で、行政向けに、金額が各市町村ごとに違うという補助金がありますと。これを市町村が使っていないというふうに県のほうではおっしゃっていて、行政が私

たちに申請主義ですよって、だから何について申請します。何について教えてくださいっておっしゃるのですけれども、市町村についても県は同じスタンスですと。市町村が、何について教えてください。宜野湾市なら宜野湾市は幾ら使えますかというふうに聞いて、そのプランを企画して、それが子どもの貧困対策であれば却下されることはゼロパーセントですと。必ず通りますと。それは市町村から出るべきものですよというふうに私たちに言われたので、陳情という方法をとっています。

次のページ、これは一覧なので、一応頭に入れていただいて、次のページが各論みたいになっているのですけれども、母子栄養強化事業、これが一番、この真ん中がすごいつて思うのですけれども、まず所得証明が必要です、この母子栄養強化事業には。それから、医師が栄養不良、もしくは栄養失調という診断書を出したベビーです。しかも、4か月目からです。ゼロ、1、2、3か月はミルクさえないです。国のサポートは4か月からです。これをやはり御存じない方が非常に多いものですから、生まれて母乳が出ないですよとか、病気ですよという方にはサポートがついていると思っているのですけれども、実際は母子栄養強化事業、ありますよといっても4か月目からですよということを、やはり説明していかないといけないということと、これは右側に母子栄養強化事業ってお母さん側と子ども側にあるのですけれども、宜野湾市のホームページから出してきたものなのですが、これはお母さんに対する、妊娠中から3か月までです。

つまり、赤ちゃんは4か月目から、お母さんは3か月までということ、母乳を頑張って出さないといふ。もちろん、お母さんたちも出したいのですよ。母乳をあげたくてもあげられない、出ないのはどうしようもないですし、ドクターストップだと、どうしようもないという現状があります。

次のページです。産前産後サポート事業というのがあって、これは妊娠中から出産後までなのですが、これが一番衝撃的だったのですが、内容が8つあって、この8つ全部の事業を実施というふうになっているのですけれども、年間1人1,700円です。ミルク1缶買えません。おむつが1パック買えるかどうかです。これが国が出している予算、1,700円。

次のページなのですけれども、子育て支援訪問事業ということで、保健師さんたちも、役所もそうなのですが、つながりにくい世帯があると、どうしたらいいですかという話があるのですが、国は全て分かっているのです。ここの事業の目的、赤い下線が引いてあるように、育児用品等の配布を契機として書いています。育児用品って乳幼児にしか使わないです。

つまり、乳幼児のときにおむつですとか、ミルクですとかをきっかけとして、家庭に相談として入れる体制、これが大切ですよというのが、児童虐待の未然防止を図ることができるということを国は知っているのです。これも8,000円です。年間を通してということですが、中部の別の市町村で、これを使っているところがあるので、30世帯分確保はしているのですが、児童虐待かどうかというところで、いつも引っかかる。だから、10世帯も使えているかどうかですと。虐待予防ではなくて、実際にここの世帯は、虐待をしているのではないかと世帯しか使えないというふうに言われました。

次のページです。乳幼児を守る法的施策として母子保健法と児童福祉法というのがあって、母子保健法が地域保健課の母子保健係が担当する部分、児童福祉法が生活の保障ということで、こども課、子育て支援課、子育て応援課が対象とする部分なのですけれども、法的には、母子保健係は健康保持と増進ということで、発育・発達部分だけです。ミルクですとか、本来対応しないです。

では、ミルクはどこが対応するのかというと、児童福祉法で生活の保障なので、衣食住は子育て支援課、

子育て応援課、こども課が、本来だったらやるべきということで法的には決まっているみたいです。

次のページ、母子保健法、上です。児童福祉法、下というところで、実はほとんどの沖縄の市町村が小学校入学後からは児童福祉法適用で、こども課、子育て支援課、子育て応援課、子ども食堂ですとかで対応するというふうに年齢で区切っております。なので、同じゼロ歳から17歳までの対象ですが、ゼロ歳児の生活保障の部分、本来母子保健係がやるべきではないことを母子保健係がやるものだと、訪問も母子保健係がするので、やるものだと思っているので、どこの市町村でも、ゼロ歳、ミルクって命綱ですよ。ないわけがないです。母子保健係に聞いてくださいというのですが、生活の保障は本来自分たちでやるという、この年齢で分けているために、自分たちのやるべきことという認識が少ないのかと。

右下に書いてあるように、南城市のこども課さんと南風原町の社会福祉協議会さん、つまり南風原町については、こども課がやるということが分かっているみたいで、しっかり分けられているので、保健師さんに、このミルクの件をお話すると、食事の保障はうちではないですと。私たちは発育・発達なので、こども課に行ってくださいというふうに南城市もおっしゃいますし、南風原町のほうも社協さんが全て対応しているので、ミルク、おむつだけではなくて、お野菜についても受け取りに行ったり、世帯に配ったりというのは社協さんがやっています。

赤ちゃんから守りたいということでの仕組みづくりを考えていただきたいというのが、次のページで、それからその次のページにベビーたちを守るために必要なことということで、5番まであるのですが、衣食住の確保、購入費用の捻出ということで、可処分所得を増やしたいので、ベビー用品のお下がりを集めて、お洋服はゼロ歳児、年に4回変わります。その4回をお下がりですること、年間4万円ぐらい浮くことができるのでということだったり、チャイルドシート、ないと捕まってしまうということもあるので、お下がりを探してお届けするのも市町村を飛び越えて、どこから出ても必要な方にお渡しするということをしておりますし、養育のスキルアップというところは、子育て支援研修というところを市町村にやってほしいという実務者会議の中で、読谷村、南城市、石垣市にはお願いをしました。この部分、かなり役立つと思っているので、取りあえず3か所にモデルケースでやってほしいってお願いをしました。

4番、両立支援ということで、育成事業所で今やっているのが、看護師、保育士、今後は社会福祉士ですとか、介護福祉士ですとか、調理師も可能ということで、安心して両立がお願いできるところに今お願いをして、つむぎは3期生までが病院、1人別で就労支援のB型で職員として1人おります。今相談を受けているのが9名いるので、この方たちの育成というところで、御協力いただける事業所さんをお願いを進めているところです。

専門支援員の確保というところで、さっき看護師の話をしたのですが、看護学生支援という部分で、保健師さん、非常に貴重なのですが、保健師になるには看護学校を卒業しないといけないというところと、3期生がミルク支援でつながった父子のお父さんの方だったものですから、本当は看護師になりたかった。奥さんと子供を養うためにダブルワークでお土産屋で働いているということだったので、支援を受けて今看護学校3年生、成績にも問題ないので、恐らく来年は夢であった看護師になれると思います。

次のページです。私は体験と経験から現プログラムと作ったのですが、ベビーズサポートプログラムの中には、ミルク支援プロジェクトは今を支えるという形です。ベビーズサポートプロジェクトとして、世帯を支えるためにベビーサポーターだったり、賛助会で寄附をいただいたり、講演会をすることで、応援

団を増やしたりということをしているのと、さっきお話しした育成型の自立支援プロジェクトで病院さん、あと保育園、事業所さんと協力をして、自立ができるため、本当はベビーミルク支援ってミルクを買えるようになるための支援なのです。ミルクをお届けしたいわけではないです。自分で買えるには何をしたらいいだろう、どんなサポートが必要だろうということで、私たちは一生懸命考えてきたのですけれども、それが実は産前産後サポート事業の8つ、あれは全部、うちのうちで考えてきたもの全て入っていますというところから、では市町村として民間を活用しながらという形で、検討いただける部分を検討していただきたいということでの陳情です。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 それでは、陳情第28号に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 岸本といいます。昨日、ユーチューブでインタビューを受けている……

○高良久美子 参考人 恥ずかしいです。

○岸本一徳 委員 すごい人があるなと思って感動しました。法律、制度で救えていないというか、まずは役所に相談にも行けないような方々なのだろうなというふうに思いますし、そこをやはり丁寧に支援の手を差し伸べて活動されている姿というか、そこに感動しました。

私の個人的な意見なのですが、私、去年、この委員会で座間市に行きまして、断らない相談支援事業、今、重層的支援体制整備事業というのが、この生活困窮者自立支援法の中でのできない部分を強化されている法律があって、うちはそこを活用していないのですけれども、座間市は、それを活用しなくても、重層にほぼ同じような体制がしかれて、話を聞いたときに、やはり沖縄出身の人も関わっていらっしやったりとか、本にあったものですから、そういういわゆる役所の窓口や、そういう本当にアウトリーチをかけないと、恐らく救えない、拾えない、実態が把握できない。

うちもまだアウトリーチをやっていないくて、今度検討して、それはやっていきますという話を、一般質問の中でも、それを答弁いただいているのですけれども、でもこれは緊急性があって、高良代表がしてきた、相談に来た人のニーズに応じて、すぐスーパーに行って、ミルクを買い求めたというお話がありましたけれども、それから始まったのだという、そういうお話でありました。

もう少し各自治体が、こういう困窮者自立支援法、これはホームレスの人も救える、そういう制度なのですよ。ですから、お話の中にもあったのですけれども、支えられた人は必ず恩返しをしたいということで、逆に支える側に回っていくのだという、座間市では、ドラマとして本がありましたので、それはあるのですね。そこをまた組織化をしていく、その課長の姿がありまして、非常に感動したのですけれども、だからその強化をすべき話なのだろうなど。先ほどおっしゃっていた、こども家庭庁ができて、国の予算も限られているけれども、それも活用しないというのはおかしい。

それから、6名ですか、悩んでいる、支援を差し伸べなくてはいけない方々、行政は訪問をしたり、様々あるけれども、行政からは、ミルクを持って行って差し上げるケースはないのだということがありましたので、やはりそこは実情といいますか、行政は宜野湾市の実態をもっと把握をして、そこはやはり自分たちで調査をして、そういう対象の方々がいらっしやらないのか、そのネットワークをやはりつくっていかなくてはいけないのかなと思います。

それ以前にも、支援をしてもらいたいということで来るという、それで宜野湾市も、そういう方がいらっ

しゃいますよという統計の資料もいただいているわけですが、この辺のことを、やるべきことを行政はやっていませんよという部分をもう少し教えていただきたいというのが1点と、あと県と那覇市で採択しましたが、これは議会ですと、恐らく議員がその後一般質問とか、そういったので、そういう動きになっているのかということ、その2点をすみません。話が長くなりましたけれども、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 高良参考人。

○高良久美子 参考人 ありがとうございます。実は宜野湾市については、この127缶というのは、ありがとうメッセージとか、宜野湾市のベビーと印刷して出ていますよね。宜野湾市の。

(何事かいう者あり)

○高良久美子 参考人 そうです。これが例えば役所から来たのは9名、保健師さんから来たのが15名ということで載っていて、これが2枚目は、つむぎに直接連絡があったもので、1枚目は行政に相談に行ったけれども、実際予算もついていないので、ミルクはないですと。これは2020年に私が全社協さん41市町村、1市町村だけが、うちは不要ですというのが、久米島町はあったのですけれども、残り40市町村は、もしミルクが買えませんか飛び込んできた方はどうしていますかって聞いたら、在庫がないのでと帰ってもらっていますと。40市町村全てがその返事だったので、それとおっしゃっていたように、皆さん生活保護を受けなければいいさというのですよ。

生活保護の前の生活困窮者自立支援法を充実させようと思ってなくて、困ったケースは、はい、生活保護という。でも、生活保護を受けるのに、例えば宜野湾市では1か月ぐらいかかると思うのですが、那覇市は45日間かかるのです。その間の食事の支援がないのです。生活の支援がないのです。その状態で、例えば中部は、比較的うまくいっているほうなのですが、中部福祉事務所。ただ実際には南部福祉事務所に確認してみると、民間頼りですと。今までは、去年の10月以降、行政向けの支援は止まってしまったので、フードバンクセカンドハーベスト沖縄さんですとか、社協さんに届けてくれる民間の物資、それだけが頼りですということで、私が調べた範囲では、箱物はある。相談員はいる。だから、人件費まではあるけれども、渡せるものの費用がないのです。

だから、ミルクがありませんと言われても、ミルクはありません。お母さんたちが相談に来る、このせりふがあるのですけれども、ミルクの在庫ってありますかって聞くのです。在庫はないので、ミルクはないです。在庫はないですって言うと、そのまま帰るので相談票に載らないのです。もしミルクが買えなくて困っていますという相談なら、相談票に載るのですけれども、在庫ありますか。ないですって言って、そのまま帰ると相談票に載らないのです。

この127缶というのは、どこからというのが書いてあるように、つむぎのものとは別として、行政から、役所から9名です。保健師さんたちから15名ということで、それぞれ分けて、お母さんがどういう状況かというのを書いてあるので、ほほうちに来る役所からのものというのは、民間の何かしら関わっているかという、つむぎさんがやっていますよという御案内でうちに来るので、本当にネットですとか、ロコミというのは、3〜4名いるかどうか。これが2023年、そうでしたし、2024年もそういう状況なので、役所にはない。これは那覇市ももちろんそうでしたから、防災用のミルクがあるのは年間200日ちょっとの稼働日数のうちで1週間から10日あるかどうか。それ以外は今あげるミルクがありませんって駆け込んだとしても、こ

の7日以外ぐらいはないので、帰しています、ないのでと。それは宜野湾市だけではなくて、どこの市町村もそうです。

2点目、沖縄県としては、御覧になったかと思うのですけれども、クーポン、一般の困窮世帯5,000円とそれから医療的ケア児2万2,000円、あれが答えですというお返事があったので、去年の陳情に対するお返事は、これですということだったのですが、正直申込者が少ないのだけれども、何でだろうというお話が出ているみたいなのですが、例えば今、月齢の低い子たち、保育園に入れない子たちって、今年妊娠しているのですよ。去年はいないのですよ。でも、去年の非課税世帯なので、その証明で今年の子たちを支援するのは厳しいのです。

だから、せめて給与証明とか、3か月分を提示して、今年は非課税世帯になっているので、それでできたりしたら、この子たち、月齢の低い子たちも対象になるのですけれども、去年は妊娠さえしていないわけですから、ほとんど課税世帯です。特に第1子の場合は。20万円くらい、例えば総支給があるとしても16万円ぐらいの手取りになるのですけれども、課税世帯なので、奥さんを扶養に入れたとしても、課税世帯だから16~18万円ぐらいかな、総支給。そのぐらいの、奥さんと2人だけだと対象外です。今年生まれた赤ちゃんについては、完全に対象外ですということになるので、その辺まで御理解いただけたらよかったなというところで、やはり行政は基本的に、そういう経験したことのない方がほとんどなので、考えることがないのかなというところと、那覇市については、大阪がとった食料支援の中にミルク支援を入れ込むということで、実はその元請は大阪、後継を那覇市がやって、休眠預金等活用制度で、しかも1年間だけです。次年度はなしという状態で、予算がつかないから仕方ないという形で1年間だけやっています。

今、南城市と一緒に私のほうで動いているのが、市が提出する困窮というところに、私たちの今までの、この実態というところを入れ込んで、困窮世帯対策ということで申請ができるかというのを、もちろん私たちに金額ですとか、詳しいことは教えてくれないのです。これは議員さんたちが動くしかないので、実は南城市の宮城、今は鶴田さんなのですから、南城市議の宮城尚子さんが、こども未来部の子育て支援課の係長さんとやり取りをして、自分たちの予算、どのぐらいまで引っ張れるのか。つまり、自分たちで予算をつけたら、半分は県が出しますという予算なのですが、実はこれには幅があるらしく、2分の1から3分の2の間、そのプランに応じて、交渉によって、県はたくさん出すことも検討可能ですよ。でも、それは市町村議員さんから上げないといけないこと。

もう一つ、すごくいい情報が入ったのは、令和6年度は、南城市は、これだけ使えますよ。南城市は5年も4年も使っていないので、ほとんどの市町村、そうです。使っていないと思います。だから、3年分合算ができるそうです。市がどれだけ予算をつけるというプランを出してくるか、そこだけです。だから、単年度の予算は毎年ついているらしいです、子どもの貧困対策。それを各市町村が知らない。だから、自分たちは、文章は送っているけれども、これについて理解しているかどうか分からないと。ただ、市町村から、それを出されたことはないって言われました。

だから、それを申請主義と県には言われたので、ぜひこの陳情で、皆さんが子どもの貧困対策で、こういう形を取りたいですということで申請を出したら、ほぼ却下されることは絶対ないと思うということをおっしゃっていたところから、宜野湾市では、こういうふうにします。南城市ではこういうふうにします。南城市は金額まで聞き出していたので、では市としてどれだけ出せるか。県から2分の1ではなくて、

やはり3分の2欲しいので、こういう形でお願いしますというプランを立てる、立てないというのは、私たちの範疇ではなくて、市議さんたちがどういうふうにしましょうというお話を持っていただけなので、県としては申請主義ですから、出てくるのを待っていますと言われました。だそうです。聞いても、ないと言われることがほとんど。各市町村には聞かれるのですけれども、そうではないと。こんながありますよということだけは、伝えるのは伝えていると。文書は発送しているけれども、それについてどう思っているかという、お互いの理解ができていないのだったら、県からも説明に伺いますし、申請書類についても県からアドバイスをしますと。だから、市町村から、こういう形でというのが上がってくるのを待っていますと言われました。以上です。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 ほかに。山城康弘委員。

○山城康弘 委員 山城です。どうぞよろしくお願いします。高良さんのお話を聞いて、本当に感動しておりますけれども、まず僕は、子供のミルク支援をしっかりと具現化していく政策、今のお話で、予算のお話が非常に近道だと思うのですが、今、沖縄県の予算の話聞いてびっくりしているのですけれども、これは皆さんの資料の何ページかな、沖縄県子どもの貧困対策助成金150万円というのと、今おっしゃっている予算というのは全く違う予算なのですか。

○高良久美子 参考人 別です。助成金は民間、補助金は行政。

○山城康弘 委員 これは民間の助成金ということですね。

○高良久美子 参考人 そうです、150万円というのは。金額は、ちょっと南城市のは申し上げられないのですが、数100万円あります、単年度で。ですから、3年たつとうん千万。

○山城康弘 委員 分かりました。では、ちょっと予算の面では、あまりにも漠然的な説明だったものから、中身がちょっと見えてこないのが、少し聞かせていただきたいのが、南城市さんが動いていらっしゃると。そして、県の回答は申請主義であるということなのですね。

本来予算というのは、例えば国、あるいは県が補助メニューをつくって、例えば補助割合、あるいは補助金の使途等を設定してやっていくのです。要するに今のお話では、何か相談したら、要するに補助割合とかも相談できるということなのですか。

○高良久美子 参考人 そうです。

○山城康弘 委員 これは初めて聞いた話なので、実は沖縄県の貧困対策事業というのは、平成28年だったかな。国の振興予算に含まれた貧困対策事業を筆頭に、沖縄県のほうでも正式名称が特定推進費というのがあるのです。特定推進交付金、これは実は県の補助金も、宜野湾市は国の補助金と並行して使ってはいます。ですから、今おっしゃっている補助メニューというのは、多分別の補助メニューではないかなと。

今もネットでいろいろ調べているのですが、県のほうもいろいろ事業があって、高良さんのおっしゃっている事業が、ちょっと見ても見当たらないものですから、これはぜひ我々も宜野湾市側に、こども未来部ですか。

○高良久美子 参考人 こども未来部子育て支援課。

○山城康弘 委員 子育て支援課ですね。

○高良久美子 参考人 ごめんなさい。いいですか。発言してしまいました、私。南城市の宮城尚子議員に、何という名前って聞くのが一番早い。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 すみません。これは終わってからの話で結構ですので、もし私が連絡してもいいという許可をもらえれば、すぐ連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、予算が必要なものですから、やはり高良さんたちの活動をしっかり行政で、少しでも活動をサポートができる環境づくりというのが、これはもう喫緊の課題だと思います。

実は先週、高良さんとちょっとあるところでお会いして、子どもの貧困の問題もいろいろ聞いて、社会問題の一つでありますから、乳幼児のことも、まずは解決していかななくてはいけないという強い意思で、今回皆さんと御相談して、我々がどう動けるかというのを、また皆さんと相談したいと思っていますので、取りあえず南城市の何さんでしたっけ。

○高良久美子 参考人 宮城尚子、結婚して鶴田さんになったのですが、宮城尚子議員です。旧姓が宮城で、今は鶴田さん。彼女が聞き出したのですよ、南城市が幾らもらえるかというのを。でも、文言については、やはりそれは市と県の関係なので、私たちにはというところが。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 最後に1点だけ。この補助金というのは、そのミルク、あるいはおむつも含めて、乳幼児のサポート、あるいは支援に充てられる予算という認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 高良参考人。

○高良久美子 参考人 子どもの貧困対策と言われます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 貧困対策というのはいろいろあって、例えば食事支援のほうから乳幼児に入っていくのかどうかも含めて、その補助メニューも、やはり国も県もそうですけれども、使い道に、やはり限定があるから、その辺をちょっと調べていって、多分鶴田議員が動かれているということは、その辺はある程度めどが立っていると思っておりますので、少し私に調査研究の時間をください。質問は以上です。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 高良参考人。

○高良久美子 参考人 熊本県に斎藤陽子県議という方がいらして、つむぎの活動をお話ししたときに、実は熊本県はやっているのだと。民間を活用してやっているのだけれども、このベビー用品のお下がりも全部回るようにしているという話をしていたら、今すぐ沖縄県のほうに来ることはできないけれども、年明けちょっとズームでもミーティングをして、市町村でどういう項目で費用を出せるか。熊本県としては、どういう費目で出しているというのを、実際に動いている熊本県の事例を沖縄県の市町村議員さんですとか、県議さんですとか、共有できて、事例としてお話をする場というのは、必要であれば私参加しますっておっしゃってくださっているの、そういう先行している熊本県がどういう形でやっているのか、この予算を引っ張ってくるときに、どういう名前で、どういう形で引っ張ってきているのかというところは、お聞きするのはすごくいいのかなと思っています。

つむぎの活動ですが、実は参加型なのです。私たち全員支援する側と思っていることがなくて、お母さんたちにも、私は支援する側に回りたいのです。支援される側ではなくて、する側に回りたい、早く回りたいって言われるのですけれども、サイズアウトした新生児用の服をいただけますかと。それをするとは後輩に渡せるので、サイズアップしたものを、例えば50、60をいただいたら70を差し上げるのですけれども、このときにギブ・アンド・テイクが出るのですけれども、お母さんがその50、60をお下がりした時点で、ありがとうございます。これであなたは支援する側ですという形で、これをつくりたいのです。

支援する側、される側という垣根があるので、受けたくないというか、恥ずかしいというのがあるのですけれども、大切に使ったベビー用品、ベビーカーですとか、チャイルドシートを次の子たちに大切に使用して、次の子に渡すということをお母さんたちがやってもらえたら、それは逆にサポーターになってくれるということになるので、これが昔でいうゆいまーですね。

おじさん、おばさん、いところから洋服をもらって、それを次の子にあげてって、あれって支援する側、される側って認識一切なかったの、私たちはそっちを目指していますという、そのサイズアウトしたときにありがとうございますっていう、私にもできることがあったのですねって、だから自立して、それからしかできないと思っていたけれども、実際に500円基金、賛助会員に入っている元支援を受けたお母さんもいます。

働けるようになりました。夫婦で働いたので、子供にひもじい思いをさせることはなくなりましたって500円基金、ぜひ自分のように本当に隙間を埋めていただいたから生きていられましたというお母さんが参加されているので、そういう支援って、どっちかという今まではなかった、支援する側の人がいて、される側という、そのお母さんたちの認識があったので、それがお互いに助け合いましょうって、参加しましょうという、それはとてもありがたいです。気持ちが軽くなりますって、私たちも参加しようというふうに思いますって言われました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 今日はどうもありがとうございました。屋良と申します。私も高良さんのこういう経験を読ませていただきました。本当に女性としてありがとうございます。

私も今回一般質問で、子供たちのおむつ定期便、そしてミルクの支援ということでの一般質問をやっていると思っております。座間味万佳議員も一緒にそういう一般質問をやりますので、こういう形で私たちが声を上げること、高良さんがおっしゃったように、やはり議員がしっかりと声を上げてほしいということで、私たちもお母さんの立場を決して忘れず、私たちが動くことで世の中が変わってくるというのが、本当に高良さんの文章を見て感じましたので、ぜひ力を出し合いながら、議員各位頑張っていきたいと思いますので、本当にこういう形で、子供のうちから、赤ちゃんのうちからの支援が、本当にお母さんたちの助けになるということは分かりましたので、一般質問でもしっかり声を上げてまいりたいと思っております。今日は本当にありがとうございました。また、詳しいこともいろいろ聞きながら、声を上げていきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 高良参考人。

○高良久美子 参考人 実は、明石市のほうは私も調べました。おむつの定期便ということで、ベビーミルク支援って、2021年は前例なしで助成金も却下だったのです、ベビーミルク支援というものがありませんと

いうことで。私たちが始めたのは2020年4月、明石市が始めたのが2020年9月だったのです。その時点でなくて、それで明石市はおむつ支援ということで、おむつ支援は前例があるのです。ミルク支援の前例がないのです。月に3,000円の12か月なので、3,000円だと、ミルクだと一缶買ったら終わりなのです。おむつ支援だと2パック買えるのでということで、では命を守るのはおむつですか、ミルクですかという、それがすごくあって、実は那覇市で明石市と同じ方法でやってみたら幾らかかるのだろうと試算を出したそうです。2億円かかるそうです。

那覇市は、毎年生まれるのが大体3,000名で、私たちが県内で対応しているのが、さっき2023年、1,222名ということでやると、ネット、ホームページですとか、無料のものを組み入れながらという形でやっているのです。私は給料をもらったことはないのですけれども、もらったことがなくて、入れたら1,300万円ぐらい。もうちょっとグレードアップして、充実させても1,500万円かかるのかなのです。

では、これを那覇市が言った2億円と、うちを2.何倍したという形になると、恐らく4,000万円かかるかしらという。同じ人数で対応したとしてもというところで、やはりお金のかけ方という、どこにどういう形でかけるのかというところが、行政サイドとお金のない民間でやるのは違うのかなというところで、例えば3か月超えて首がすわるようになって、薬局にお願いをするのは自立支援の形もあるのですけれども、お届けするのがいいとは思っていない部分があって、行政に長年、この何年という形で支援を受けている方は来るのが当たり前と思うのです。既読もつけないのです。何時頃行きます。大体この範囲でやりますといっても既読なしで、えっ、持ってくるのが当たり前でしょという形の対応をする方が、どこの市町村もやはりいらっしゃるんで、そうではない、何時頃来ますっていつて、何時頃行きますけれども、いいですか。既読なしでどうせ来るでしょという、その対応をさせるまで甘やかせるのがいいのかどうという。自分が本来やるべきことをということもあるので、明石市のやり方がいいのかというと、金額も再確認させていただいたら、やはり3,000円の12か月、それをコープさんをお願いして、コープさんがお届けするという形をつくっていますというお話はされたのですが、そのときに例えばつむぎでやっている、アレルギーになったときに、下痢が続くとか、ミルクの銘柄変更とかが非常に多いのです。

正直、宜野湾市は多胎児が多いですよ、双子ちゃん、三つ子ちゃん。それに対する予算もついていないものですから、多胎児になると、うちに来るのです。もう一人分どころではない。2人分、3人分ということになるのでいうところもあるので、それは本部町が先行しているのですが、本部町は双子ちゃん、三つ子ちゃんと、それから多子世帯、きょうだいが多く子だくさんの世帯について予算がついているのです。

それ以外の困窮世帯についていないので、つむぎで対応させていただいているという形になるのですけれども、だからどんな形でというのは、宜野湾市は宜野湾市で、多胎児については絶対に必要ではないかしらと思うので、そのメッセージの中にも中部病院からという方がいらしたのは、それは多胎児だと、どの市町村も病院から来るのです。特に中部病院さんは診察室のそばにつむぎのチラシを貼ってくださっていて、だからお母さんたちが診察する前に、さっと取って、そして連絡が来るという形になっているので、医療的ケア児もいますし、病児もいるというところから、どうしても多胎児ですとかには、ではどうするというところのケアですね。

例えば2歳半のベビー、病児の場合は2歳半でも9キロしかない子がいるのです。これが経口になるか、経管になるかということで、赤ちゃんですけれども、液体のチューブを通さないといけない子もいるのでというところもあるので、本当に赤ちゃんって何にでもつながるのです。

私、7年目なのですが、すごく思ったのですが、親の就労支援につながる、食料支援につながる、世帯の子の、例えば介護が実はあったのだとか、この子病児でとか、お母さんの就労支援が必要、赤ちゃん自身が難病を患ってしまった、本当に多種多様で、これをやはり拾い上げて行政に、私は、基本的には行政につなげたいのです。

それはなぜかという、2021年に食料支援だけやっている世帯が、自死したお母さんがいるのです。独り親だったのですが、民間が、はい、食料支援ってあげて、行政につながなければ、メンタルケアはできないです。私は、これが非常に怖くて、実は2021年、3名いたのです。北部1名と南部2名いたので、その支援体制というところを、官民と言っているのは、それでなのです。

実際、民間が関わって自死したお母さんがいらっしゃるので、これでいいのだろうか。赤ちゃんだったら連れていってしまう。小学生だったので残していつているのですが、だからその辺も含めて、官民でとお願いしているはそこなのです。ぜひ議員さんたち、やはり議員さんでしか取れない情報って非常にたくさんあるという部分があるので、御協力をいただきながら、私たちは実際、ママたちと接することのほうが多いので、その部分については、ここの市町村はこうですよというお話はできるのですが、予算をどこから引っ張ってくるとか、どこの課とどこの課をどうすればいいというのは、私たちには分からないので、ぜひお力添えをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時01分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時01分)

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第28号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時03分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時13分)

【議題】

陳情第36号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について

○伊佐文貴 委員長 陳情第36号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実についてを議題といたします。
質疑に入る前に事務局より陳情書の読み上げを行います。

(事務局読み上げ)

○伊佐文貴 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1番目のコミュニティソーシャルワーカー、これは専門職だと思うのですが、どこに配置されていて、どんな仕事をしているのかということが説明できますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。陳情の1番目のコミュニティソーシャルワーカーにつきましては、市の社協に4名配置しております。

役割につきましては、地域支え合い活動委員会など、地域におけるニーズの聞き取り等、また支援が必要な方に対するアプローチですとか、そういったものを自治会ですとか、民生委員さんたちと一緒に地域の問題を地域で解決するようなことを目標に活動を行っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 介護の第2層の協議体がありますね。そこでも活躍する人、コーディネーターとは全然違うのですか、別もの。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 別です。介護のコーディネーターとは違う方になっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 社協にいらっしゃるわけですが、具体的にこの地域支え合いをメインに取り組んでいる専門職だということで、これは専門職ですから、資格が国家資格みたいなものがあるのですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。コミュニティソーシャルワーカーという職名につきましては、特に国家資格等ではないのですが、社協にいらっしゃる4人の方々の中には、主に社会福祉士の資格を持っていいらっしゃる方が多いです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。もう少し勉強します。最後の15番目の保育施設における災害対応力強化に向けた予算確保というのですが、具体的には、宜野湾市だと、こういうふうにやっていますよというのがありますか、説明を。

○伊佐文貴 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 15番の中身で施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業）というふうに書かれている部分なのですが、今現在は毎月施設に支払いしている給付費の加算に組み込まれています。なので、この中身では、市町村によって当該事業を実施していないところもありと書かれているのですが、実際には今、全国どの自治体でも施設に給付されている、この給付費の加算の一部として組み込まれていて、今、宜野湾市内では令和5年度実績で6施設しかまだ利用はしていないのですが、年間で16万円以上の災害に対するAEDの購入だったりとか、備蓄の食料を買ったりとか、そういうふうなものに16万円以上支出した場合に加算が適用される内容になっております。なので、全ての自治体が、これは今、保育施設に関しては実施されている内容になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今、課長が説明しているのは公立の保育所だけ。

○伊佐文貴 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 民間も全て。公立は施設型給付費は支給していないので、公立に関しては実費というか、単費で対応しているような状況です。

○岸本一徳 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。この資料の中の5番、6番、7番というところで、民生委員・児童委員の成り手の確保の取組についてということで、私も1期だけですが、民生委員をちょっと若い頃にやったときがあるのです。その頃は民生委員の成り手も、各民協に定数をしっかりと100パーセントという状況で、すごく活気がありまして、さらにまた困り事なども、地域を割り当てて、いろいろな相談事も受けたりしたのです。

そういう民生委員というのが、かなり地域に根差した活動をしているというのが、すごく感じられたことが、この民生委員をしてよかったなと思ったのですが、今現在やはり地域を見てみると、民生委員の成り手がいけないというのと、定数が6名いなければならないのに、この10年ぐらい1人でやっている現状があったのですが、やはり民生委員は大変重要な役割ではあるのですが、成り手とか、重要性に対してどのようなことが大切なのか、ちょっと説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 すみません。屋良委員、最後のところ、何とおっしゃっていましたか。

○屋良千枝美 委員 民生委員の成り手がいけないということと、民生委員・児童委員の重要性というものを説明いただけますかということです。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。先ほども地域支え合い活動委員会という会の名称が出てきたのですが、国のほうでは今後超高齢化社会の到来に伴う地域共生社会の実現というものを大きな目標に掲げておりまして、その中で地域のほうで、例えばひきこもりですとか、あと独居老人で一人暮らしの方の認知症の問題ですとか、いろいろな課題を抱える方々が生活しています。

それで、その方々の情報を捉えて、必要な手続、役所等につないだりとかする上で民生委員は大変重要な役割を担っていると思っております。また市役所のほうの手続でも民生委員さんによる証明を必要とする手続等もありまして、特に民生委員の方には地域の方たちを支える重要な役割があると認識しております。

ただ、こちらの5番の成り手確保の取組のほうでも触れられていますが、年々民生委員の充足率というのが下がっておりまして、要因の一つに、やはり高齢化で辞められる方の後の成り手の方が、なかなか探しにくいような状況になっておりまして、先ほどおっしゃられたように実際は定員数が複数名いないといけなところを、お一人で任されているような地域が出ている状況もございます。来年度が3年に1回、民生委員さんが改選されることになっていきますけれども、その改選のときに、なるべく地域の方とさまざまな機会を通して、成り手の確保について、私たちのほうも取り組んでいきたいと考えているところです。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 以前は緩かったのですが、やはり民生委員は地域の情報、それから個人情報なども把握するというのがあったのですが、そういう守秘義務が取り沙汰されていますので、なかなか情報提供してもらえない。一人暮らしの方を把握できない部分があるのは、民生委員はどこまで情報をキャッチできるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。委員おっしゃるとおり、個人情報の兼ね合いで、個人が特定されるような情報を直接お伝えするというのがなかなか難しい状況になってきているのですけれども、地域の中で、例えばなののですけれども、ごみ屋敷ですとか、また多頭飼育、猫とか、犬とか飼っていらっしゃるおうちですとか、もしくは困窮されている世帯等がもしあった場合、生活困窮者自立支援法という法律がありまして、役所が呼びかけて、地域のキーパーソンになっている方々に呼びかけて、その会議では本人の情報を、皆さんには守秘義務を課した上で公開して、その方の今後の課題の解決に向けてということで、一堂に会して話し合いを進める場合があります。

また、災害時における要支援者の名簿の提供についても関連するのですけれども、災害時において、お一人で避難することができない障害を持っていらっしゃる方とか、あと高齢者の方々とか、要介護であってお一人で避難することが困難な方については、本人の同意を取った上で、市役所のほうで名簿を作成しております。本人の同意を得た方については、自治会のほうにその名簿を提供して、要配慮者ですということでお渡ししているような状況もありますので、そのような形で個人情報をお渡ししている事例がございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 最後になりますが、守秘義務などの件はわかりましたが、民生委員の成り手がいない状況、やはり社会的背景もいろいろありますが、やはり市としては、民生委員を育成していくために、地域にはどういう取組が必要なのかというのを、ちょっとお話をさせていただきたいのですが、地域によっては、退職すると、自分はここの地域の民生委員ということで、1期務めて後輩にそれを譲っていくという地域があるのです。そういう形で必ず民生委員の成り手を後輩につなげていくという地域があるのですが、そういうのも御存じでしょうか。そういうふうに民生委員の成り手を継続していくというのは、やはり地域でも大切なのかなと思うのですが、そういう面ではいかがですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。地域福祉計画等の懇話会におきましても、地域の民生委員さんの成り手については御質問が上がったところなのですけれども、私たちのほうも、なるべく充足率を上げるための取組をしなければならないとは考えているのですけれども、実際に実施しているものは、私たちのほうから行政事務連絡会を通して各自治会の皆様に民生委員さんの成り手についてお願いをしていたり、また実際に民生委員の活動をされている方について、研修等を行って、スキルアップのための講座とかをやっているのですけれども、一般向けの講座等は、特に今はできていない状況で、今後役所のOB等にも、こちらのほうから声かけができていければという内部の意見等は出てきている状況です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 私の先輩たちも、役所の職員の方々が多くて、本当に後輩につないでいくのが、今までの地域の習わしみたいな感じのところがあったので、そういう形で、民生委員の中でも、かなり勉強がで

きて、地域のことをよく把握できますので、そういう意味では大切な民生委員・児童委員だと思いますので、その育成をどうぞよろしくお願いいたします。

最後は、この活動費と運営費の確保への配慮をお願いしますといいますが、ある程度の活動費も、それなりの活動費をいただいていると思うのですが、これでは少ないという部分があるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。民生委員さんの活動費につきましては、社協のほうに補助を行っておりますが、毎年不用額のほうが出ておりまして、それ以上、増額の要求等も特にございませんので、今のところ、宜野湾市のほうでは充足していると考えております。

○屋良千枝美 委員 分かりました。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 4ページ、11番の指定福祉避難所の避難所における要配慮者の受入れ支援体制の強化についてですけれども、上から4行目のほうに県内指定福祉避難所の中には自治体からの指定を受けるのみで、最後はガイドラインに位置づける市町村の非常時備品の整備が十分ではないということが書かれていますけれども、これってあれですか、宜野湾市においては、この自治会23区には資機材があつて、おのおの自主防災組織があるのですけれども、この避難所においては、今ここに書かれているように、例えば緊急時の資機材とか、備蓄品というのが、今どのような実態か、お聞きしたいのですけれども、あるのか、ないのか、今の状況を聞かせていただきたい。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。防災に関わる備品等については、防災危機管理室のほうを担当となりますが、確認した内容だけ申し上げますと、現在福祉避難所となっております赤道老人福祉センターには、これまでの簡易トイレと、あと発電機、仮設照明機を既に備蓄しておりまして、今年度におきましては、大容量の蓄電池を2機設置しております。また、本市の車両にて電気を充電する機能がついた車両も導入しておりますので、停電時に一定程度供給が可能な状況となっております。

そのほか、介護用品ですとか、車椅子、ストマ装具ですとか、そのような福祉避難所に必要な物資については、今後計画に基づいて整備を検討していきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 電気発電機、蓄電池は大事だと思うのですけれども、23自治会で起きているのが、備蓄品ですね、水、お米とか、3年経過、4年経過とかたっている自治会がほとんどだと思うのですけれども、訓練費用はどこもあるのですけれども、自治会では、予算がどれだけ組めるか分かりませんが、備蓄品がなければ、避難してきても、水が足りない、米が足りないということになりますよね。そういうことが問われているのかなと思いますので、本陳情に上がっているのは、この辺をもうちょっと詳しく対策してほしいなと思います、備蓄品について説明がなかったものですから。資機材についての説明はあったけれども、備蓄品、特に水とかですね、避難者に対して。どう対応していくのか、お伺いします。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 大変申し訳ございませんが、備蓄品、食料とか、水等に関しましても防災危機管理室のほう所管となっておりますので、そちらに申し送りのほうをさせていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 ぜひお願いします。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 私のほうからもちっと質疑させていただきたいのですけれども、14番の公立保育所の存続及び保育士人員の確保についてというところなのですが、去年の陳情の資料を見ると、去年は11と12と、それぞれ11が公立保育所の存続、12も似たようなところで保育人材確保施策についてというところであるのですけれども、今回は公立保育所の存続及びというところ1つだけになっています。それは保育士人材確保施策については、もう充実したというところで抜けているのかというところの確認と、また14番の中に入っています、困難な重度障害児保育等の受け皿がなくなっているということを懸念しているというふうにあるのですが、宜野湾市では、この重篤な障害児保育が、どれぐらい増えているのかというところも分かりますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 保育士の確保施策が充実してきているから今回要望がなかったのかというのに関しましては、ちょっと私どもがこれは要望しているわけではないので、ちょっとはっきり答えることはできないというところになります。

あと、困難な重度障害児保育等の受け皿がなくなること懸念しているとありますので、医療的ケア児は年々増えてきているというのは承知しております。それで、私たちのほうも特別支援児として保育所の申請が上がってくれば、またちょっと検討する形になっております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 現在公立は宜野湾保育所と、今現在ではうなばら保育所があるのですけれども、例えば令和8年度からうなばら保育所がなくなって宜野湾保育所だけになるのですが、宜野湾保育所だけだと、この困難な重度障害児への対応というのは何人ぐらいまで対応できるというふうに現段階では考えられていますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 困難な重度障害児の程度にもよりますが、お子さん一人一人の障害の程度にもよって、また施設の改築が必要になるとか、そこら辺の確認作業もしていきます。今現在は体に障害を持った方ではないので、そこまで大きな改善は必要ないので、配置とかはできているのですけれども、今後どういった形のお子さんがいらっしゃるのかどうかは、申請があるのかどうかは、申請状況を踏まえて、またちょっと特別支援審査会というものもありますので、専門的な方々の知識とかも享受した上で何名という形を判断していきたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今お話があったように専門委員会の中で話をして、その重度の程度にもよるというお話だったので、その上で判断される中で、今申請しているときが必要な時期で、もしかしたら、その子に対応するために施設を改修するという場合になると、また改めて予算を組んだりとか、計画を立てたりというところで、2年以上、もしかしたらかかる場合、工事を含めて、もっとかかる場合があると、申請した子供に対して、その施設が使えないというところが出てくるかと思うのです。なので、ぜひこういう

場合があるということを想定した上で、早めに、その申請した子が審査を受けてすぐに入れるような状況と
いうのをつくる必要があるのかなとも思いますので、ぜひその点も今後考慮していただきたいなど。お互い
に話し合っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 座間味委員の御提案、ありがとうございます。

こちらのほうでも公立保育所は宜野湾保育所、令和8年度から1施設になるわけですが、公立認定こども
園とかもございますし、また公立だけでなく、私立のほうにも、こういった支援の指導ができるような形の
体制を整えていって、支援が必要な子たちの保育の環境が提供できるように努めていきたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほど屋良千枝美委員からあった民生委員・児童委員の件なのですが、先ほど高
齢になって引退した方の後任がなかなかいっしょにならない、やっていただけないというようなことで、今、
沖縄県全体で77パーセントぐらいだということで、宜野湾市はどのぐらい充足しているのですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 宜野湾市の充足率は、現在令和6年度で83.56パーセントとなっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、沖縄県全体と比べたら、比較的まだいいほうだということで、そもそもなぜ民生
委員・児童委員への成り手が、手を挙げてくれる方がいないのだろうというような、当局はどのようにお考
えですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 今、現役世代の方々が、本来でしたら今後高齢の方に代わって引継ぎを行っていく立場に
あると思いますが、今は共働き世帯が増えているなどの理由も一因なのかと考えております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 共働きが、要は、以前は60歳定年で、その後地域福祉に関心のある方がやっていた
いた。それがリタイアする年齢が上がっていった、成り手がなかなかいっしょにならないというのは分かる
のですが、ではそのためにどうしようかという、それを受けて、やはりできるだけ高めていこうとい
う努力はしていっしょと思うのですが、将来、もしかしたらもっと下がっていく可能性はありま
すよね。そうすると、地域福祉が後退してしまうということも懸念としてあると思っていますのです。それ
でどうするというのが、ちょっと気になってしょうがないのですが、それは今のところ、打開策がな
いというようなことなのですか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時52分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時52分）

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。大変すみません。先ほどの数字に、訂正がございまして、83.56パーセントと答えましたが、81.56パーセントに訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

民生委員さんの今後の成り手がいないことに対する対応策等なのですけれども、実際に次年度が一斉改選の年ということで、先ほどお話ししたのですけれども、改選を迎えるたびに年々充足率が低下している現状がございまして、それを現在社協の方々を中心に、充足できるようにということで、実際にお願いしているところなのですけれども、確におっしゃるとおり、今後地域社会のほうで、超高齢化社会等による課題もかなり増えてくるのが想定されますので、そのような問題を解決するための一翼を担っている方々が少なくなりますと、私たち市役所のほうも、かなり支障が出て、なかなか地域福祉というのが立ち行かなくなる場面も出てくるのかなと思います。こちら今後検討して、どうすれば充足率が上がるかなというところを社協のほうと一緒に検討していきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほど費用面、もうちょっと手厚くしてもらいたいというような、ここにも書かれているのだけれども、不用額が多い。さらに、要求もないというようなところで、足りているのだなというふうな認識なのですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 こちら実際に市から出している補助金以外に県のほうからは交通費等の支給がありますけれども、基本的に民生委員さんの活動自体はボランティアでやっていただいていますので、その辺り、もしかすると活動費が足りないというような声も実際に上がってくることもあると聞いております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 基本ボランティアというのは、それは今後も継続してやっていかなくてはいけないと思っているのですけれども、要は民生委員を引き受けてくれた方が、引き受けてよかった、やってよかったとっていただけるような活動にシなくてはいけないと思っているのです。いわゆる満足感というのでしょうか、生きがいというようなところもあるかもしれませんが、その辺のところを、お任せというようなことだけではなくて、これはもっと下がっていくと、役所の業務にも支障が出てくるのではないかなと思っているのです。

だから、何かアイデアをいろいろ出し合いながら、やってもらっている方々に満足感を与えるような、満足感を感じていただけるような、やはり取組というのを、この社協に丸投げというようなことだけではなくて、やはり皆さん方のほうでも、全国の事例も含めて、この方々に喜んでいただいて、そして次の方、民生委員になってくれる方が、手を挙げてくれるような方が一人でも多く出てくるような活動というのは、要はやはり満足感だと思うのです。難儀しても、汗をかいても、やってよかったとっていただけるような活動というのが大事なのではないかなと思っています。

自治会活動の停滞と若干比例しているのかなと思っておりまして、その辺のところはフォローというのかな、皆さん方のほうでもバックアップしていただきたいなと思っています。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 もう一つだけ質疑させていただきたいのですけれども、12番の入所施設における移動支援時のサービスの活用というところが、新規で上がってきていると思うのですけれども、その中で知的障

害者施設の入所者の高齢化、重篤化というところから、集団生活支援から個別行動援護、要援護、身体介護というところになっていて、最後に個別の希望に基づく外出時においては、地域生活支援事業における移動支援を活用したサービスの提供ができるよう特段の御配慮というふうにあるのですけれども、この特段の御配慮という中で、宜野湾市は今どういう支援をしているのかというところをお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 お答えします。まず、移動支援事業というのを宜野湾市は実施しています。国の障害福祉サービスも事業なのですけれども、大きく国が基準を定めた、国の制度に基づくサービスと、地域の実情に応じて実施することができる地域生活支援事業、この大きく2種類にまず分けることができます。移動支援事業というのが、市町村が地域の実情に応じて実施することができる地域生活支援事業の一つとなっていて、宜野湾市は、そこは実施しているものです。

それで、この12番の陳情の内容というものが、知的障害者の入所施設に入所している障害がある方の外出支援を地域生活支援事業の移動支援事業を活用して取り組んでほしいという内容かなと思っているのですけれども、基本的には入所している障害のある方は、入所施設のサービスの中で、本来は展開していくものというものの認識があります。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時59分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時59分）

○伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 続けます。特段の御配慮というところが、本来施設入所の方は地域生活支援事業の移動支援事業の対象ではない部分を特段の配慮をして対象としてサービスを提供してほしいというところになるのかなと思っていますけれども、まず宜野湾市内に入所施設がないものですから、近隣の施設に宜野湾市民の方が入所しているという事実はあるのですけれども、その入所されている方からの移動支援を利用した外出というところの相談というのは、今のところ、こちらには寄せられていない状況ですので、今後そういった相談等があれば、こういう移動支援事業の中で、支援ができるのかというのは少し検討していく必要はあるのかなと思っていますところなのですけれども、ちょっと現時点では相談がないというところです。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今、宜野湾市に、この施設がないというところもあって、現段階ではないというお話だったので、先ほど保育のところでもちょっとお伝えしたのですけれども、現状ないからということで止まってしまうと、多分その相談が来たときに、すぐに対処することができないということもあると思いますので、今ない時点から次に来たときにすぐ動けるような体制づくりというか、仕組みというか、そういう方法についても、また考えていっていただきたいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第36号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時01分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時11分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時11分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和6年12月11日（水）2日目

午前10時01分 開議

午後 3時16分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐文貴
委員	棚原明
委員	座間味万佳
委員	伊佐哲雄

副委員長	屋良千枝美
委員	松田朝仁
委員	山城康弘
委員	岸本一徳

○欠席委員（0名）

○説明員（16名）

健康推進部長 次長	米須之訓
国民健康保険課 庶務係長	登川恭佐
国民健康保険課 保険税係長	安次富弘明
健康増進課 課長	山口久美子
健康増進課 健診指導係長	知念紘子
介護長寿課 介護長寿担当主幹	志良堂孝
介護長寿課 認定給付係長	山川歩
介護長寿課 長寿支援係長	西英理

国民健康保険課 課長	川満勤子
国民健康保険課 給付係長	長谷川浩史
国民健康保険課 給付担当主査	山内千尋
健康増進課 健康推進係長	桃原靖
介護長寿課 保険料係長	新城拓海
介護長寿課 事業管理係長	玉城麻記子
介護長寿課 認定給付担当主査	與儀亜弥
介護長寿課 長寿支援担当主査	国頭陽子

○議会事務局職員

主事	金城英志
----	------

○審査順序

議案第88号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第89号 健康・食育ぎのわん21推進協議会設置条例の制定について

議案第79号 令和6年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 8 7 号 宜野湾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宜野湾市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第462回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和6年12月11日（水）第2日目

○伊佐文貴 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第88号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 議案第88号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第88号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。6点質疑をします。簡潔に、そして分かりやすく説明、答弁をお願いしたいと思います。

1点目、平成30年度から令和6年度までの期間、本市として国保税の改正、たしか今回で3回目ですか。年度で1回目改正、上げ幅は幾らというふうなことで、ちょっともう一回、反復して説明いただきたい。資料のどこといえば。

（「休憩をお願いします」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前10時13分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前10時14分）

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質疑にお答えします。前回説明会のときにお配りしました、別紙資料

①、令和7年度国民健康保険税の見直しに係る統計資料というものの最初の1ページを御覧いただきたいのですが、今御質疑のありました、平成30年から令和6年度の中で税率改定というのは、令和2年度と令和4年度に行っております。

1人当たりの増額については、令和4年度は約9,000円と記憶しております。令和2年度に関しましてはすみません。ちょっと今資料を持ち合わせていないものですから、確認して後で回答させていただきたいと思います。申し訳ないです。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 補足します。ただいま国保課長からあったとおり、令和2年度の改定については、持ち帰って再確認しますが、恐らく1人当たり6,000円程度の増額改定だったと記憶してございます。令和4年度については、1人当たり9,000円の増額をしてございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 2点目、広域化がスタートした平成30年度からの国保の令和元年度の赤字の推移、それから累積赤字のことも説明の中であったと思うのですけれども、これについて分かりやすいように、皆さんがどのように分析をしていたか。そして、根本的には、この赤字の要因がどこにあるのかという説明もいただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。今、御覧いただきました資料、説明会のときにお渡ししました、令和7年度国民健康保険税の見直しに係る統計資料、別紙資料①の5ページをお願いします。

累積赤字につきましては、令和元年、平成31年になるのですけれども、この累積赤字に関しましては、マイナス8億9,623万6,000円ございまして、令和2年度には一番大きいマイナス11億3,907万4,000円となっております。この2回の税率改定によりまして、令和5年度はマイナス1,971万5,000円まで改善しております。単年度赤字に関しましては、6番目の表を見ていただきたいのですけれども、折れ線グラフを見ていただきたいのですけれども、単年度赤字額に関しましては、令和元年はマイナス5億260万3,000円、令和2年度、令和4年度の税率改定に関しまして、一旦は下がって、マイナス6,453万9,000円まで令和4年度は下がりましたけれども、事業費納付等の増額等がありまして、令和5年度はマイナス6億8,821万2,000円まで増額となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 赤字を解消していくための税率改正、だけれども、根本的には、これが赤字がなくなるというふうに確認ができるのは、例えば改正をして、2年後とか、3年後とかというふうなことを見ないと、いわゆる税率改正は、しばらくは増額改正といいますか、税率を上げなくてもいいなとかの判断ができるのは、例えば2年後とか、1年後とかというふうなことで、ここ今6億円余り増えたというのは、単に令和5年度だけの、単年度の現象なのかというふうなことを考えると、皆さんの分析ではどんなふうになっているのかということを説明していただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 こちらも単年度赤字を抑えていくためには、やはり事業費納付金の増減に一番影響があるのかと考えております。令和4年度のマイナス6,400万円から令和5年度は6億8,800万円に上がっているというのは、1つの要因としては事業費納付金、県に納める納付金なのですけれども、こちらが約3億9,000万円、予定よりか上がってしまったということも1つの要因かなと思っておりますので、いかに事業費納付金の増額を抑えていくかというのも課題の一つだとは考えております。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の御質疑に補足ですが、今、国保課長が答弁したとおりなののですけれども、今後どうなるかというところでいいますと、現状は令和7年度の赤字見込みを約3億2,800万円余りと見込ん

だ上で、その半分程度を今回の税率改定で改定するという事で、1人当たり平均で7,400円という改定になっているのですが、では次、今後どうなるかというところに関しましては、先ほど説明いたしましたとおり、令和7年度改定して、次期の計画、令和9年度以降の3年間の中で、そのときの状況を見ながらの、また改定となりますので、今回50パーセント改定したので、次もまた同様に7,000円程度かというのを、またそのときの状況を見ないと、ちょっと現時点では分からない部分がございますので、またその時点の動向を見て、検討してまいりたいと考えています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今の説明だと、上げても、また逃げるといえるのか、目標が逃げていくような感じがしてならないのですけれども、簡単でいいのですけれども、それは大丈夫ですという分析でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃる懸念も課題としてはあると認識しているのですが、現状としましては、やはり国保の制度自体の構造の問題がございまして、医療費が高齢化に伴って年々伸びている反面、被保険者数については年々減少している。また、所得についても、昨今の経済状況からして、なかなか将来の見込みというのが難しい点がございまして、その辺がちょっと先ほど申し上げた、現時点で見込めない部分が可能性としてはあるということなのですが、ただそれをそのままではなくて、今、健康推進部として考えているのは、やはり医療費の抑制というところは、今から力を入れていくというところの視点で、それ以外にも4つの取組項目を前回は説明させていただきましたが、しっかり歳出の部分の抑制も併せて図るという視点もしっかり持った上で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 3点目、平成30年から6年間で新たに保険者として加わりました。その要因は、赤字続きの国保会計を国として対策を強化するために、県の責任も保険者として担わせたのかなというふうに思うのですけれども、沖縄県の方針では、沖縄県は保険者として赤字を抱えることは、恐らくこの計画の中ではないのではないかなというふうに思います。

前にも課長に聞いたのですけれども、我々もそういうことを県に確認しましたという話をしていましたけれども、沖縄県が積極的に、例えば各市町村に、やはり一番厳しいところを強化、どうやったら克服できるかというふうなことも、手も足も突っ込んで、自分の責任だと思うぐらい指導も強化していくべきではないのかなと。

宜野湾市が幾ら頑張ったとしても、県全体でよくならないと、要は我々の負担も公平に平等に、税率というのですか、県の標準税率とかというのでも確立したら、同じやはり船に乗っているわけですから、そういう面では、悪くなれば我々にも影響を受けるという。宜野湾市が頑張っても、そこはまたインセンティブ云々の話もありますけれども、そういうことだと思いますので、もう少し県が指導を強化するなり、もっと自分のことのように、私たちがつくった赤字ではないのにと、そういうふうに思っているのではないかなと私は個人的には思っていますけれども、ひとつそこら辺はよろしく願って、何かコメントがありましたらお願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** 岸本委員の御質疑にお答えいたします。確かに平成30年から県のほうが保険者となって今取り組んでいるところなのではございますけれども、県のほうと私たちの赤字解消計画というのを策定して取り組んでいるところでありますので、これから県のほうにも同じように努力していただくということは申し上げて取り組んでいきたいなと思います。

また、保険税統一に向けては、赤字を解消しないといけないというふうにもありますので、県のほうもあり時間がないというのは認識されているとは思いますが、それについては、お互い協力しながら取り組んでいきたい。こちらのほうも県のほうにいろいろと意見も申し上げて取り組んでいきたいと考えております。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 標準税額というか、説明にもありましたけれども、令和6年度に決めていくという県の計画は、今ちょっと先送りされているという説明がありましたので、令和7年度あたりに近ければ、そういう設定をしていくのではないのかなということで、それに向けての今回の改正だというふうな位置づけも理解をしていきたいというふうに思っております。そういう認識でよろしいでしょうか。

○**伊佐文貴 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** この改定に対しましては、単年度赤字を解消するというのが目的の一つでもありまして、また近い将来、保険税統一もありますので、それも見据えて、改定を行っていききたいと考えております。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** よろしくお願ひします。5点目と6点目、一遍にやります。

国保税の収納率の、今回の値上げで低下の懸念といいますか、影響を与えるような、そういう負担にはなっていないのかなというのが1つ心配ですので、その点お答えしていただきたいと思います。

もう一つ、今回の国保税条例の改正で、沖縄県の示す標準税額にどれだけ近づいたのか。目標が目の前なのか、どういうイメージを想定されているのか、この2点をお伺いして終わりたいと思います。

○**伊佐文貴 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** 岸本委員の御質疑にお答えいたします。今回税率を改定することによって収納率のほうなのではございますけれども、令和6年度は収納率95パーセントを目標にしております。これは県のインセンティブの収納率が94.3パーセントというのもありまして、市民の被保険者の皆様に増額の負担をお願いしますので、こちらとしても、このインセンティブを取りに行くという努力はしなければいけないと考えておりますので、収納に関しても収納の機会というものを増やしていきながら、より丁寧に分納相談も行いながら、これは努力していきたいと考えております。

もう一つの御質疑なのではございますけれども、前回お送りしました、令和7年度国民健康保険税の見直しについて、資料1のほうの3ページをお願いしたいのですが、黄色の表を御覧いただきたいのですが、これは改定後の税率と県が示しております標準保険税率を比較したものでございます。本来ならば標準保険税率は、令和7年度のものと比較すべきなのではございますけれども、これがまだ県のほうから出ていないので、一番近い令和6年後と比較させていただいています。今回の改定によって、3番の比較を見ていただき

たいのですが、所得割と平等割は標準の税率に達しているということになりましたが、均等割だけが、あと約1万5,000円届かないという状況になっております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 先日いただいた令和7年度国民健康保険税の見直しに係る統計資料、別紙資料1のほうの1ページで、先ほど岸本委員のほうからも、これまでの改定についてということで、令和2年、令和4年度に実施というふうにあるのですけれども、この資料の中で国保税の健全化を目的とした税制改定は平成8年度にも行っているというふうに書かれています。いただいた資料では、以前、平成22年からの一般会計の繰越金額、令和6年度までの合計は93億円というふうにあったのですけれども、これは平成22年度というふうにあるのです。平成8年に改定したときは、例えば赤字がなかったのか。そして、赤字を確認してから、この改定するまで何も策を打っていなかったのか、何か策を打ったのかというのをお聞きしたいのですけれども。

(「すみません。休憩をお願いします」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時32分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時33分)

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの座間味委員の御質疑にお答えいたします。前回お配りした資料2の1ページにございますとおり、財政状況を踏まえた改定が平成8年になされていて、それ以降平成12年と平成20年度にも改定はなされているのですが、この資料にもありますとおり、平成12年については介護保険制度の開始に伴う税率の改定、平成20年度については後期高齢者医療制度の開始に伴う国保税率の改定となっております。単純に財政状況を踏まえた会計というのは平成8年度になるのですが、その当時、すみません。ちょっとかなり20年以上前になるので、そのときのデータというのがなかなか確認できなくて、正確な数値は今ちょっと答弁としてできないのですけれども、恐らくそれ以降、法定外繰入れというのは、先ほど委員がおっしゃったとおり平成20年以降でも90億円余りの法定外をしておりますので、その法定外繰入れというのは恐らくそれ以前から続いていたと記憶しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 以前からやっていた可能性もあるという答えだったのですけれども、この中で国保税の健全化に向けては平成8年にやって、その次が令和2年というところだと思うのですけれども、累積赤字が積み重なっていくという状況は多分ずっと続いていたと思うのですけれども、それに対しての対策、例えば後期高齢のものに合わせて税率改正をしたのであれば、国保に関しても健全化を求めていこうというような話、意見というのは出なかったのかどうか。ずっと赤字のまま行っている状況でいたのかということをお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 座間味万佳委員の御質疑にお答えします。そのときに、健全化計画等をどのように検討していたかというのは、大変申し訳ないのですが、確認していないので、お答えすることができないのですが、長年、税率適正化を行ってこなかったということは、今時点で私が言えることなのですが、反省すべき点ではないかと考えております。やはり被保険者数が今よりまだ多いときにそれを行っていたら、少しは今のあれは、赤字というのは解消できたのかなとは思いますが、そのときにも、やはり原課としましては、市民への負担とか、いろいろそういったことを考えながら検討してきたのではないかと思います。すみません。今お答えできるのは、ちゃんと資料とか、そういったものを確認していないので、今時点の状況を踏まえてのお答えになります。申し訳ないです。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑に補足答弁させていただきますが、先ほど国保課長からあったとおり、市としても反省すべき点はあったのかなというのを私も感じているところでございますが、先ほど申し上げたとおり法定外繰入れにつきましては、一般会計の財政状況にも影響してくるところですので、そこは当時の状況がどうだったかというところは、現時点ではちょっと確認はしていない部分はあるのですが、恐らくそういった一般会計に少し余裕があった中では、繰入れ、繰り出しというのは、当時は可能だったというところが、現状やはり一般会計の財政状況もかなり厳しくなっている状況も踏まえて、いつまでもやはり国保特会に一般会計から繰り出すというのが、なかなかやはり現状厳しいというのが、最近の状況、情勢となっているところでございます。

ただ、これまでについては、そのときの市長を含めた市政の判断と、また経済状況に応じて、その時々で判断をしてきた経緯があるのかなというふうに感じております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 令和7年度に改定するに当たって、赤字を減らすためというところはあると思うのですが、私の感覚で申し訳ないのですが、赤字を埋めるためには少し多く取るのかなというふうなイメージで、その何年後かに全部ゼロになるのかなというふうなイメージなのだと思いますが、その場合、ではゼロになったときに、多く取っていた分というのは、今後どうなるのかというところ、それが多く取っているのであれば、今後プラスに転じてきたと思うのですが、そのプラスに転じてきたものを積み重ねていくのか。それとも一般会計に繰入金として入れてもらっていたものを、また一般会計に戻すとかというようなお考えもあるのかどうかを、私の中でイメージができないので、説明していただければ助かるのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの座間味委員の御質疑にお答えいたします。今後の話として、仮に国保特会のほうで黒字化、剰余金が出た場合につきましては、一般会計と同様に国保についても国民健康保険財政調整基金というのがございまして、今、赤字の状況が続いているので、残高としては本当に19万円ということで、基金としてはかなり少額なところなのですが、今後黒字化した場合には、その剰余金は、この基金に積み立てた上で、またその後の国保の財政状況に応じて取崩し等を行っていくことになるかと考えております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ちょっとまた別の質疑になるのですが、議案の資料をいただいた中で、（１）国、県の動向の中の③、国は法定外繰入れを実施している市町村を令和８年度までに50市町村に減らす目標を設定、④としてインセンティブとペナルティーの強化というふうにあるのですが、例えばインセンティブとペナルティーの強化といった場合に、どういうものがあるのかということも教えていただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 座間味万佳委員の御質疑にお答えいたします。資料、保険税の見直しについての４ページの御質疑だったかと思いますが、④のインセンティブ関係なのですが、保険者努力支援というものがございまして、これは本市の健康づくりとか、医療費適正化、あと収納率とか、そういったものに関して取組に対してのインセンティブがあるのですが、その中で法定外繰入れを行わない市町村に対しての点数が50点、これが医療費が削減できなかった場合、失礼いたしました。赤字解消をできなかった場合は、マイナス25点といった、この幅が少し広がってきているところがありまして、そういったところにより張り強化を国は実施しております。

また、５ページの附則のほうにも書いてあるのですが、これまで、今年度まで保険者努力支援の配当分に関しても県に対して５割、500億円、市町村に対して500億円、半々だったのですが、令和７年度から県のほうに重きを置く、県のほうに600億円、市町村のほうに400億円ということで、市町村が保険者努力支援を、インセンティブを取りに行くということが少し難しくなっていくのかなと思っておりますが、私どもも、だからといって取組を弱めるつもりはありませんので、そういったところで、ちょっと国が張り強化を実施するという事になっております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今のインセンティブの強化の部分、インセンティブのところなのかなと思うのですが、ペナルティーの強化という部分に対してはどういうことですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 座間味万佳委員の御質疑にお答えします。ペナルティーというのが、今申し上げたマイナス25点、ディスインセンティブのほうになります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 実際に国や県からの何か補助が減るというようなイメージになりますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 保険者努力支援制度というものは、それぞれ今申し上げたように50点とか、マイナス25点とか、20点とか、それぞれの項目に点数がございまして、その点数に対して国が、この交付金額が決まるのですが……

（何事かいう者あり）

○国民健康保険課長 すみません。休憩をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前１０時４４分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前１０時４４分）

○伊佐文貴 委員長 庶務係長。

○庶務係長 御質疑にお答えいたします。令和7年度国民健康保険税の見直しについてとある資料の1のほうの4ページの下段のほうに保険者努力支援制度の交付金に関する、これまでの推移を載せています。保険者努力支援制度には、保健事業の事業費に係る交付分、事務費に係るものと保険者、宜野湾市ですとか、そういったような各保険者が努力したことによって得点というものがありまして、各得点に応じて交付金が増加するような仕組みになっておりまして、ここの推移のほうは、その事務費、そしてあと取組評価分というのですけれども、この得点率に応じた交付額の合計額が、令和3年度から令和5年度までの推移が記載されています。この各得点、得点率というのがあるのですけれども、この得点が低ければ低いほど交付額が減っていく仕組み、そして各得点が多くなればなるほど交付額が増えていくような仕組みになっています。

今回のインセンティブ、ディスインセンティブに関しても法定外繰入金の解消ができないためにマイナス25点という形でペナルティーが強化されていっているというところがあります。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 自分のほうからは、皆さんからいただいた資料の②の、今、皆さんが取り組む取組健全化に向けた取組についてということで、4つの取組を行っているということで、この内容で少し確認したいものですからお願いいたします。

1ページ目です。保険税の適正な賦課ということで、①の正確な所得の把握、未申告世帯の解消に向けた取組ということで、この中に夜間窓口及び電話連絡等で申告を促すというのがございます。また、(2)の収納対策の取組にも電話催告や夜間窓口などで早期納付の勧奨とあります。とてもいい取組だと思っはいるのですけれども、これは現在やっているのか。また、いつ頃から夜間窓口を開設したり、また連絡を入れたりしているのか、確認したいです。

○伊佐文貴 委員長 保険税係長。

○保険税係長 棚原委員の御質疑にお答えします。夜間窓口につきましては、まず17時15分から、終わりますけれども、そこから20時まで夜間のほうを設けております。収納対策、4月、5月に関しては、毎週木曜日に行っております。また、明日もこちらのほうが対象になっておりまして、今月に関しては2回です。今週と来週という形でやっております。

夜間のほうを設ける理由としましては、日中、私たちと同じように働いていて、連絡も折り返せないという状況とか、連絡を折り返したらもう終わっているという状況がやはりありますので、こちらのほうは大事なかなと思っはて行っています。なので、夜間の強化と、あと電話連絡、いろいろ調整をしながら、来ていただけるような環境を整えているものになっています。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 夜間を入れた取組というのは、いつ頃からされているのかというのを確認したいです。

○伊佐文貴 委員長 保険税係長。

○保険税係長 私が令和4年度に来たときに、その前まではコロナ禍で、なかなか夜間のほうができない状況にあったのですが、コロナがちょっとずつ落ち着いてきて、令和4年の途中から、解除になっていくよと

いうときに、ようやく夜間とかそういったものを設けるような形でいろいろやっています。その前も結構夜間のほうはやっているのですが、その前は結構やっていない期間が長くて、なかなかそういったものができていなかったのもので、私のほうからまた再開させていただいているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。これは市の職員、もしくは委託しているとか、そういうところがあるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 保険税係長。

○保険税係長 市の職員の徴収係の担当の者と、また嘱託職員の納税を管理する指導員というのですけれども、納税指導員、こちらのほうが半分ずつ残って、こちらのほうで対応しております。シフトのほうが2つありますので、早く来る方、1時出勤の8時ということで、時間のほうは同じようにして、9時から16時、13時から20時という形で、2パターンにしております。あとは、窓口の方たちも手伝える期間があれば、こちらのほうもお願いをしながら、電話連絡をしたり、一緒に訪問に行ったり、夜間のほうで対応しているところでございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 とてもいい取組で、またそれを続けながら、一つ一つお話をまずはしていくことが大事だということで、よく言われていますので、ぜひ継続しながらお願いいたします。

あと、もう一つ、7ページの医療費適正化の取組の中での11番、重複・頻回受診者支援事業、この取組について少しお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健康指導係長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。重複・頻回受診者支援事業としましては、医療のレセプトのほうから頻回の受診とか、複数の服薬をしている方を3か月程度基準を設けて、対象者を拾い上げて、その方たちに対して訪問や電話などで、その健康状態を確認しながら重なっているお薬の体への影響もありますので、そのお話をさせていただいております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 これは、どの部署で何名体制ぐらいで、その事業はどこかに委託しているのか、そういうのが分かればお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健康指導係長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。レセプトの対象者抽出についてはレセプトの担当に行っていただいて、実施は健康増進課の健康指導係のほうで職員1名と看護師1名で行っております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 対象者というのは相当な数いるのかなという思いなのですけれども、そこは皆さんのほうで数を数えたり、電話をしたりする。何が言いたいかというと、やはり大事な部分だと思っています。やはり声をかけていく方は病院なのか、家族なのかという部分ではなくて、やはりそれをしっかりと見ていくという、行政の立場としてあるのであれば、一番大事な指導できる方たちなのかなと思っていますけれども、人数とかがあってあるのでしょうか、皆さんが把握しているのは、対象者というのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健康指導係長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。細かい情報は私のほうで資料がなくてお答えできないのですが、頻回受診であれば月に15回以上という条件を設けて、特に回数が多い方を対象としていますので、対象者自体は10名以下、7～8名とか、年間でばらつきはあるのですが、それぐらいの対象者の方に時期を決めて指導、訪問とか、対話を行っております。ただ、体の痛みだったりとか、そういった訴えがあつての受診にはなっていますので、丁寧に関わりながら対応している次第ではあります。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 いろいろな取組をしているということでもあります。いろいろな方面からの、角度からといるのでしょうか、市民に対するアプローチだと思っていますので、皆さん、いろいろなところでの仕事の内容だと思えますけれども、ぜひ一つ一つまたしっかりと取り組むことによって医療費の抑制というのが図られるのかなと思っていますので、またいろいろと私も勉強しながら、皆さんの何か役に立てればと思っていますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時40分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時45分）

○伊佐文貴 委員長 質疑を許します。山城康弘委員。

○山城康弘 委員 先ほどのインセンティブの件をもう少し確認させていただきたいと思います。座間味委員から強化について、どのようなものなのかといったときに、ちょっと足りない答弁だったと思うので、要するにどういうところを強化していくかというのが答弁ないのですよ。

例えば法定外の件はオーケーとしましょう。このインセンティブを算定するに当たり項目があるはずなので、この項目の説明をしたほうが分かりやすいと思う。例えばこういう項目があつて、ここを強化しようとか、今ちょっと多分ぼやつとしたような捉え方をしているので、それをちょっと細かく、こういう項目があつて、ここを算定します。ですから、こういうところを強化していきますというのを少し答弁もらえたら丁寧かなと思いますので。

○伊佐文貴 委員長 庶務係長。

○庶務係長 御質疑にお答えいたします。保険者努力支援制度のインセンティブに係る説明をいたします。この保険者努力支援制度、先ほど説明したように点数に応じて交付される仕組みになっておりまして、例えば保健事業でありましたら、特定健診の受診率、また特定保健指導の実施率に応じての得点ですとか、あるいは先ほど少し説明があつた、重複・頻回受診者に対する取組の実施状況などに応じて点数が変わってきます。

特に強化していくに当たって、保険料、保険税の収納率、こちらが今、令和5年度なのでありますが、宜野湾市は100点満点中の40点になっております。なので、まだ加点できる項目であると考えております。また、それ以外にでも適正かつ健全な事業運営の実施状況というものもございまして、こちらが100点満点中の今51点、この中に先ほどありました、法定外繰入れ、また赤字の解消に係る項目などがあります。先ほどマイナス25点ということで、ディスインセンティブの強化というところがあつたのも、この適正かつ健全な事業運営の実施状況というところにございます。

もちろん、それ以外についても第三者求償の取組の実施、実際に本来国保から回収すべきでない、また別のほうから回収すべき第三者求償というものがあるのですけれども、そういったものの取組をしっかり実施していくことで、点数も取っていくことができると思っております。大きく今、強化を必要としているのは、まずは保険料、保険税の収納率のところと、あと事業面の実施状況に係る法定外繰入れの解消、あとちょっと特定健診受診率の実施状況については、ちょっと年度が遅れて加点されてくる、2年度か、3年度ほどずれがありますので、今回特定健診受診率を向上させていますので、恐らく本年度、次年度、次々年度以降、加点が増えてくるのではないかという見込みではあります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 こういう説明だったら分かりやすいわけよ。要するに今の話の内容について、例えば医療費適正化の、山口課長たちのところの、最初の部分のその活動も、この歳入の部分に影響してくる、そういったのが見えてきますよね。ですから、先ほどおっしゃったように、まだ100点満点で4割ぐらい、その弾力が結構あると。だから、あとの6割をどうしていくかというので、座間味委員が言っていたのは、何を強化していくかというのが今見えたと思う。例えば特定健診の受診率を上げていくとか、保健指導につなげるとか、そういった内容が多分知りたかったと思うのです。よかったと思います。

最後に1点だけ。皆さんの第3期の国保健全化計画の中の標準保険料、これは県が示す標準保険税、これと今回の皆さんが出している資料と少し差額が出ている。これはちょっと説明してもらえますか。健全化計画では、大体県との標準保険税の差額というのは1万6,426円だったのが、今回1万5,000円になっている。これはどういったことなのか、説明をいただけますか。県が新たに標準保険税額の示しがあったのか、その辺ちょっと計画との整合性が取れていないかなと。その変動について、大きい金額ではないけれども、それをちょっと説明してください。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員の御質疑でお答えいたします。山城委員の御質疑内容は、令和7年度国民健康保険税の見直しについての資料1の12ページになるかと思うのですけれども、第3期国保健全化計画を策定した際に税率改定の、まず目標としまして、第3期計画策定時の本市の1人当たりの実績保険税が10万2,771円、令和6年度、県が示している1人当たりの宜野湾市標準保険税が11万9,197円、その差額の1万6,426円を目標として第3期の健全化計画には掲げております。

今回、なぜこの1万6,000円のものにやらなかったかということなのですから、それは1万6,000円の目標を基準として、これの半分の8,213円を基準として、まず1人当たりの影響額とかを考えまして、令和7年の赤字見込額の約50パーセントをまず赤字解消の目標として検討させていただきました。それをもって13ページの、もし税率改定をしなかった場合というのは、令和7年度の見込額として3億2,600万円ほどの単年度赤字がありますので、まずこちらを解消するということを、この1万6,000円を基準として定めさせていただいたということになります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 結論から言うと、課長、これは例えば次期計画で、そのまた半分やる計画ですよ。

○国民健康保険課長 はい。

○山城康弘 委員 では、我々は、どういう認識でいいのかな。今回出された1万5,000円も、この方向性で、次期計画で、また半額をしっかりと税率改正していくと。それで赤字解消ができるという見通しで我々は認識していいのか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員の御質疑にお答えいたします。今現在の見通しとしまして、今50パーセントを行いますので、次に段階的に行うということで、あと50パーセントということを見込みを立てております。先ほど次長のほうからも御説明がありましたとおり、国民健康保険というものは、その都度、その都度、被保険者数とか、保険料、所得等でどんどん変わっていきますので、今現在の見込みで行っております。次期改定に関しても、そのときの状況も踏まえながら、改正を検討していくというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 当初、第2期の計画の中で、皆さんが算定したよりかは、実は相当今乖離が出ているのですよ。これは例えば喫緊の2年間の被保険者数の減少、これは700名とか、600名とかという。これはインボイスの影響があるのではないかなと思うのですけれども、その影響で被保険者が減って、歳入が減った状況もありますよね。それで多分2期の計画が大幅に狂って、約倍ぐらいの、また金額が必要になっている。多分僕の記憶では、第2期の計画では、令和6年度の当初で9,000円ぐらい上げれば、単年度赤字は解消するというのが今1万5,000円、1万6,000円になっているという状況で、今、課長がおっしゃっているように、例えば次期計画で、どういう状況が変わるか分からないけれども、変動するということは、まず理解いたします。

ただし、今回みたいな大きな乖離というのは出てこないのではないかな。これは山口課長の健康増進課の努力もまた必要になってくると思うのですけれども、その辺をしっかりと計画どおりやっていってもらいたいと思います。

最後に、とても気になるのが、先ほどのインセンティブの割合、都道府県と市町村、これは国の目的は何なのかな。意味が分からない、これは。逆に市町村に配分を多くするべきだと思うのですよ。これは何か国から、もし分かるのであれば答弁いただけますか。令和7年度から配分を多くしている都道府県ね。本来、逆だったら、まだ分かる、今、市町村で相当頑張っているから。それは国の意図というのは、何かもし情報としてあるのだったら説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員の御質疑にお答えします。資料、前回お渡ししました、令和7年度国民健康保険税の見直しについての5ページをお開きいただきたいのですけれども、こちらにも少し書いてあるので、国は保険者努力支援制度において、国保の都道府県単位化を、さらなる深化を図るとして配分を増やすということとなっております。また、保険税率統一に向けた努力も、この都道府県のほうに入っておりますので、それに向けた強化かなと考えております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 県が努力しているようには全く見えないのだけれども、先ほど4億円の新たな給付金、納めるお金が増えた、前年度10億円の、要は法定外を予算化して、赤字解消に向けて相当な法定額を繰

り出した。これも県の言い訳では普通調整交付金の減額、これも4～5年前からあるやつをほったらかして基金を取り崩してその運営をしていた。その基金のルールからしたら、基金取崩し額というのは市町村に将来負担がかかるということも、結局は市町村が全部負担していくという仕組みになっているのですね。だから、これは逆に沖縄県にやった場合、何でこれは沖縄県にやったのかなというのが、とても僕は不思議でたまらない。全体的な制度設計だと思うのだけれども、これは感想だけ述べて、あとは一般質問で頑張っていきます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願いいいたします。別紙資料1の4ページであります、この3番のほうで、被保険者の年齢構成の推移というふうにあります。被保険者の構成についての推移ですが、これは令和5年度までの推移が示されております。被保険者の65歳から74歳の前期高齢者が年々増えているということですけれども、やはりこの中の保険加入者の中に4人に1人が前期高齢者であるということですけれども、これは令和6年度、令和7年度の推移は、やはり前期高齢者は増えていく予測はあるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。今現在、国民健康保険の被保険者というものは、後期高齢への移行及び社会保険拡大、適用拡大によって年々減っていくということが言われておりますけれども、その中で社会保険適用拡大というものは、やはり若い働き盛りの年齢が、国保からそのほかの保険のほうに移っていきますので、そうすると、やはり残った年齢の割合というものが、前期高齢者とかが増えていくのかなとは考えております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 社会保険から、またこういう形で国民健康保険に切り替えるという方でも、年齢層が高くなって、65歳以上の前期高齢者が増えてくるということですよね。それは分かるのですが、やはりこういう形で高齢者がどんどん増えてくるということです。来年が2025年になります。これは今までの団塊の世代が後期高齢者に移行する時期にもなってくると思います。

さらにまた、この後期高齢者が2040年には85歳の年齢に向かっていくということになりますが、やはり2025年問題、2040年問題が示されているところがありますが、やはりこういう形で今現在、令和2年度、令和4年度に改正がありました。今回令和7年度に改正を行う。またさらに、その様子を見ながら、令和9年度の改正が行われるというのを聞きましたけれども、この物価高の中で、やはりこういう値上げをすべきかどうかというのは少し疑問に残ります。

高齢者は、どんどん増えて、被保険者も増えてくると思うのですが、高齢化が進んでくると思うのですが、そういう物価高の中で、令和7年度にまたさらに追い打ちをかけるように、この国保税の値上げというのは、いかななものかなということなのですが、そういう懸念というものは、お考えになっているのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。今、屋良千枝美委員がおっしゃったとおり国民健康保険というものは、高齢者が多く、若い働き世代が少なくなるというのは見込まれているからこそ、今、適正な税率改定が必要だと考えております。

先ほども御説明しましたが、これまで私どもは適正な税率改定、税率に関して適正化を行っていなかったということは反省する点だと申し上げました。それが今後被保険者が減っていく、高齢者になっていくということが見込まれているからこそ、今でやるべきことをやらなければいけないのかなと考えております。なので、今取り組むことをやらないと、またこれは将来的に、さらに赤字とか、そういったもっと厳しい状況が見込まれるということも考えておりますので、今やるべきことをやっていくというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 こういう税の改正というものは、やはりやらなければならなかったかなということを過去の反省も踏まえて、すごく感じるのですが、今現在、御存じのように物価もどんどん上がってきて、いろいろなものが値上がりをしている段階ですよね。だから、その時期に国保税の改正は今必要なのか。もう一度見直しを求めるべきではないか。令和6年度も、やはりコロナの関係もありまして、それも改正をやらなかったわけですよね。だから、令和7年度はさらに厳しい状況に、物価高が来ているのではないかと思います。本当に家計を見ますと、お米の値段であっても2,000幾らかで買ったものが今は3,000円余り、4,000円近くになっているのです。そういう今の社会の現状なのだと思います。

その生活の中の大切な食品に関しても、それだけの値上げをしている。物価も上がって、だけれども、給料が上がってこない。そういう現状の中でも、この値上げというのは、いかがなものかなというふうに考えるわけですが、そういう懸念はなかったかということも、もう一度お願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えします。もちろん、今、状況が厳しい。市民の方たちに負担が大きいということは重々承知しております。そのため、市民に負担があまり大きくならないように段階的に行っていくということで計画を立ております。

もちろん、市民の方たちに負担をお願いするだけではなく、私どももインセンティブを取りに行く、これはすぐに結果が出ませんが、医療費適正化に向けても、皆様の医療費を抑制するために取り組んでいくということで、御理解をいただきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 やはりいろいろなもので世の中が、世界が変動している時期であります。そういう物価高騰という中でも、本当に市民が打撃を、またさらに高まってくるのではないかと思います。また、国保税の医療費の適正化というのは、やはり取組は、とても大切だと思います。

そういう形で、今度受診率の向上のために3,000円の商品券を差し上げることも、次年度からそれがなくなるということではありますが、そういう形で、いろいろな形で適正化を図るための努力をなさるとは思いますが、やはりこれは大変大切なことですので、そういうことは取組を進めてほしいというふうに思います。

しかし、こんな現状でやるというのが、私は疑問点があったものですから質疑いたしましたが、やはりそういう面でも市民の立場に立っての考えをしっかりとっていただきたいというふうに考えております。やはり将来を考えながらという発言もありましたので、そういうことで、値上げに対しても私の意思是示しておきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今の質疑の中で物価高騰というのが、市民を圧迫、苦しめているのではないかというお話がありましたけれども、ちょっといわゆる次元が違うのかなと。医療費というのは、やはり命を守るための国民皆保険制度になっております。これを維持するというのが、私は大切なことだというふうに思っております。

では、国保に加入している被保険者がなくなったらどこに行くのかという話は、これは国の責任でありますので、答弁は要りませんけれども、私1つ疑問なのは、財布は1つなので、介護の会計も、要するに我々が出す介護保険料、それから今いう国保の保険税についても、実際は国保に加入していない人は、もちろんこの税率改正は関係ないわけですが、でも後期高齢も、また別個にそういうふうな形で出てくると思います。これは、こちらでは決めませんが、広域連合で決まりますけれども、だからそういう面では財布は、出どころは1つです。家族の中で、やはり世帯の所得によって後期高齢の医療に払う、それから国保に払う、それから介護に払うというふうなことになると思います。

そういう面で、私は、やはり国保はもう少し改革しないといけないけれども、ちょっと私も諦めている部分があるのですけれども、国が何とか制度設計を変えない限り、これは変わらないのかなと。特に沖縄県は、税率を上げて、結局はたちごっこのような感じで、分析はそうなっているのではないかなというふうなことと思うのです。

ただしかし、この我々の土俵の中で、法律の中で頑張るのは、どんなに頑張らなくてはいけないのか。さっきインセンティブの話もありましたけれども、私はだから介護も、そういうふうに赤字に陥ったらどうなるのだろうという、今そこも心配なのですけれども、今のところ、それはいいのですけれども、制度が、次長、どんなふうに国保と介護の、やはり法律がどこでどういうふうに、一方は黒字になる会計と、こんな赤字になる会計、被保険者の所得が低いからといえば、それで終わりなのですけれども、そういう部分、もう少し研究してもらって、例えば11市の県の市長会でも何でもいいですから、国に、こういう改革をしてくれというふうなことをやらない限り、抜本的な改革はできないと思います。

今言うように物価高騰は、これも国が考えることでありまして、我々ができることというのは、やはり限られてくるというふうに思っておりますので、そういう面では、もう少し国に対する制度の改革なり、要請なりというのは、皆さんが現場で考えている、ここが足りないのですという部分が、皆さんが言い切るぐらいの、そういう分析をしてもらって上げていかないと、これは国も変わらないのではないかなというふうに思います。

東京都では黒字で、沖縄県だけが赤字ですって言われたら、では頑張っていないから、そうなるのだよというふうに言われたら身も蓋もないではないですか。そうではなくて、やはりそういう制度になっていて、そういう設計になっているから、そうなのだよねと。

過去に1つだけ、さっき前期高齢者の話がありましたけれども、戦後、戦争で亡くなった人が多くて、前期高齢者が少なくて、前期高齢者交付金というのがあったのですよ。それが隣の九州の宮崎市と那覇市は同じ人口規模なのに前期高齢者の、いわゆる交付金が少ないということで、向こうの国保の担当者が気がついて、国に傾斜配分をお願いしますと。これは戦争で亡くなった方が多いので、もらいが少ないのですよねという。同じ人口規模なのに何で那覇市は少ないのというふうなことから、沖縄県はそういうのがありましたよね。それで少し傾斜配分の、そういうのがありましたけれども、その時期はみんな後期高齢に行って、も

うそういうのが解消されたように見えるのですが、そういうことがありましたので、皆さんでこの赤字になる原因というのですか、もう少し突き詰めていただいて、何でもこういうふうな制度設計なのかなということを、国にやはり改革をしてもらうような、でなければ、この歳入の部分で国庫支出金をもっと増やしてもらうようなことをしなければ抜本的な解決にはなりませんよという、そういうものがあれば、ぜひ研究していただきたいなということをお願いしたと思っております。答弁は要りません。言いつ放しで申し訳ないですけども、何かありましたら、どうぞ。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。ただいまの岸本委員の御意見は、今後の市の取組にも何かしらちょっと考えていきたいと思えます。

ただ、先ほど屋良千枝美委員からあった、昨今の情勢の中での引上げというのは、国保課長からあったとおりで、今後を踏まえると、やはり今のタイミングで赤字を解消していかないと、この令和15年には統一化というところも見据えていますので、それまでに赤字を解消しておかないと、その時点で標準化されたら、一気に上げないといけないという状況もあり得ますので、そこは段階的に税率改定をしていくということで、ちょっと御理解をいただきたいのと、ただ令和7年度の改定に当たっては、資料1の16ページ、17ページを御覧いただきたいのですが、やはり国保の加入者の半数が100万円以下の所得の方々というところは、やはりちょっと引上げに対しては考慮すべきところというふうに考えていますので、その引上げに当たっては、16ページの資料では、所得ごと、あと世帯の人数ごとの資料となっていますが、やはり低所得者等には、より影響が少ないような形で税率をちょっといろいろ考えた上での案となっております。

モデルケースとして17ページにあります、右側、単身世帯70世帯、所得ゼロの人に対しましては、一番下の合計欄を見ても、年間で上げ幅としては1,300円程度の引上げということで、そこはやはりちょっと国保としても、そこを見据えた上での今回の改定案となっているというところも、ちょっと御理解いただきたいなと思っております。

今、岸本委員からあった、そもそも国保制度というところの問題は、ちょっと以前の資料で申し訳ないのですが、令和3年度全国市長会から国民健康保険制度等に関する提言ということで、先ほどの国の負担の引上げとか、あと制度の見直し、それについてもしっかりと全国市長会として提言は、これまでもなされておりますので、そこは引き続き国に対しては要望してまいりたいと考えています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 短めに終わります。先ほどからの質疑と答弁を聞いていて、正直なところ、ため息しか出てこないような感じです。過去の話をしてもしようがないのだけれども、20年以上税率改定しなかったというのが、ここに来て響いているのかなというのが、これがもしかしたら一番大きいのではないかなと思うのです。激変緩和ということで、少々抑えたということで、半分ぐらいに抑えたということであるのですが、それとて市民からすると、先ほど屋良千枝美委員からあったように、今のタイミングだったら間違いなく負担が重いというのが一般的な感想ではないかなと思っています。

話を元に戻して申し訳ないのですが、要は出ていくものが多ければ、当然入れていくものも多くなくては枯れてしまうわけですから、これは当たり前の話で、税率改定するのは、できればというのはありますけ

れども、今のタイミングでやらなくてはいけないのだろうなというふうに理解しなくてはいけないと思っています。

一方で、やはり医療費抑制というのも本格的に今までもやっているのは分かるのですが、具体的に取組をしていくというのを市民の皆様方、特に国保加入者の皆さん方に十分な理解をいただきながら取組をしていかなくてはいけないと思っています。

具体的に抑制策、入ってくるものが取りあえず税率改定、これはお願いしますねというのは、市民の皆さん方をお願いをするとして、一方で出ていくものは、やはり抑えていくのは当然同時進行でやっていかなくてはいけないと思っていますのですが、これから特にこれに気をつける、市民の皆さん方に御協力をお願いしていきますというのがもしあれば、ちょっとお話をお願いしたいのですが、

特に時々山城委員が取り上げてくれている、糖尿病性腎症というのは、要は結果的にそうなるということであって、それまでいろいろな生活習慣病が積み重なって、こういうふうな病気を発症するというようなことになると思うのです。だから、ゴールは、これにスポットを当ててやれば、そこに行くまでの間のいろいろな、特に生活習慣病と言われている病気の抑制ということは、いわゆる医療費の抑制になると思っています。その辺の取組を中心にお話をさせていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 ありがとうございます。今、宜野湾市のほうで医療費適正化に向けて、特に重症化予防のほうの対策としまして、CKD（慢性腎臓病）対策の仕組みづくりを令和5年度から開始しています。慢性腎臓病ということで、腎の機能が慢性的に悪くなる、低下する、それが進行が進むと透析になる病気で、透析を受けた場合の1年間の医療費が1人当たり500万円かかるということで、国保の医療費でも上位の疾患ということもありますので、生活習慣病から来る、こういった病気をいかに生活習慣から改善して抑制していくか。やはり加齢に伴って機能というのはどんどん弱くなってくるのですが、進行をいかに遅らせるかというような取組をCKD対策の中で取り組んでいます。

令和6年1月に中部地区医師会と協会けんぽ、宜野湾市のほうで3者連携協定をしまして、国民健康保険だけではなく、社会保険だとか、協会けんぽのほうと一緒に、健診を対象にということで仕組みづくりをして取り組んでいるのですが、具体的にはかかりつけ医と腎臓専門医のほうで、2人主治医制の下、病診連携システムというのを構築しました。健診とかで分かる尿の数値だとか、血液の数値のほうで、ある一定の基準を設けて、それから上がった場合、かかりつけ医だけではちょっと様子を見ていたものを、この数値が上がったら、腎臓専門につないでくださいというような形で、かかりつけ医と専門医が2人主治医制で、この患者さんの状態をチェックして、悪い場合には専門医のほうから投薬治療の対応をして、それがかかりつけ医のほうにつないで診ていくというような取組なのですが、そういった市からの特定健診受診率向上だけではなく、かかりつけの先生からの健診の大切さ、毎年受けた健診の状態の数値上がりを抑制していくというような取組をちょっと続けておりますので、そういったところから毎年の医療費、500万円とかかかっているところを、市の医療費にもなるのですが、本人さんたちの生活の質の向上のためにも、そういった取組をいろいろな先生方と連携して取り組んでいるのを続けていこうと思っています。やはり効果が見えるのは、何年かかかるかなとは思いますが、そういった取組は令和5年度から進めて、令和6年度から開始しているところです。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そういった意味では、特定健診受診率向上事業、これは画期的だと思う。目標50パーセントということで、これはちょっと高過ぎるのではないかと思うのだけれども、しかしそれに向けて努力をしているというのは感じていますし、それを市民の皆様方がやはり感じてくれる、ここまで来ているのだみたいなことを、いわゆる危機感というのかな、感じていただければ、おのずと受診率ももちろんそうですけれども、その後のいわゆる重症化予防、日々の生活の改善というふうなものにつながっていくのではないかなと。これは本気で役所も取り組んでいるよというのを、できるだけ多くの皆様方に察していただけるような、そういった取組を期待したいと思っています。以上です。

(委員長、副委員長と交代)

○屋良千枝美 副委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 すみません、次長。今回もこんな時間を押しているのは、これも御理解いただきたいと思います。前回の福祉教育常任委員会で、この条例を改正するときに、たしか副市長か、もしかしたら部長も同席したのかな、この委員会に。そういった記憶もございます。それぐらい税率改正というのは、我々も市民に説明をしないとイケない、委員会の立場でありますので、今日各委員からたくさんの意見が出ました。

前回の条例改正のときには、たしかとくとく健康診査キャンペーンの、要は税率を上げるけれども、歳出を抑える方法としてとくとく健康診査キャンペーンをやるという、そういったここも上げるけれども、こういった取組をしますという、ちゃんと具体例があったのですよ、たしか。

今回は、それがあんまり見えないのかなと。とくとく健康診査キャンペーンも恐らくそろそろ終わるだろうなと思っております。今、伊佐哲雄委員からもありましたとおり、何か目に見える形で長期的にでもいいです。先ほど言った、もちろん高額医療を抑えるに一番大事なことでありますので、今度は例えば特定保健指導の、要は数値が抑制された人に、例えばとくとく健康診査キャンペーンみたいな、何か元気をあげるだとか、見える形で、前は特定健診、これは勝手な僕のイメージですけれども、そういった市民に負担を強いるのであれば、ちゃんと行政もしっかりとその対案を僕は出すべきではないかなと思っておりますので、そういった取組も今後今回の条例改正、また次に上がる改正までに、もしそういった案ができるのであれば、私たちも市民の代表でありますので、そういったようなことをしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○屋良千枝美 副委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。特定健診キャンペーンのほうは令和4年度から令和6年度までということで、受診者全員に3,000円の商品券を交付している事業です。この事業は終了するのですが、健診を受けただけでは、やはり生活習慣を変えていただかないとということもあるので、健康行動に結びつける、促すというところは、まず今後必要なかなと思っております。

今、健診結果を見て、前は健診結果を郵送していたのですが、今は全員を呼んで、現在は健診結果の数値を、これはこうなるとこうなりますよということで、全通面接をして、今年はこうだったから、来年は生活習慣改善、健康づくりをしたら数値がよくなるとか、そういったものを見るためにも継続受診の促しとか、そういった受診の動機づけというのを重ねてやりながら、また健康行動を促す取組というものに対し

て、今度はポイントをつけるという、健康アプリの開発というものも今進めているところなので、いつからということは、ちょっと難しいかとは思いますが、受けっ放しではなく、健康行動を促すというところのほうにシフトしながら、今後も検討していきたいと考えております。

○屋良千枝美 副委員長 委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第88号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時45分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時49分)

【議題】

議案第89号 健康・食育ぎのわん21推進協議会設置条例の制定について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第89号 健康・食育ぎのわん21推進協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第89号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 伺いたいのですけれども、健康づくり推進協議会と食育推進会議というのは、内容の重なりも多く、関連性も多いというところなのですけれども、どういった点が関連性があつたのかということと、また委員に関しては、健康づくり推進委員が50人、食育推進委員が25人ですけれども、その委員に関しても重なりがあつたのかということですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 健康推進係長。

○健康推進係長 ただいまの御質疑にお答えいたします。まず、内容の重なりが多かつたというところなのですけれども、例えば健康の増進計画の分野の中では、生活習慣病の予防であつたり、また身体活動、運動に関する項目が合つたりする中で、1つの項目として栄養・食生活に関する項目があつたりします。このところが食育の推進計画のところと重なりが非常に大きかつた部分がありまして、こういったところを統合することで、総合的に施策を推進していくのかなと考えております。

また、両会議体の委員の構成なのですけれども、お配りした健康増進課作成資料の真ん中、2番のところにあります、組織、委員は健康づくりが50人以内、現行は21人です。その右のほうの食育推進会議につきましては、委員は25人以内としておりますが、現行19人です。その中でも、例えば宜野湾市の健康づくり推進委員さんとか、食生活改善推進委員さんとか、市民団体さんとか、そういった方は両方の会議体に入ってお

りますし、あとは中部地区医師会、そういったところの代表の方、または宜野湾市の商工会会長さんも両方の会議体には委員として入っていただいています。こういうところが重なりがある部分かと考えております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 類似のものを1つにするということではあるのですが、やはりもともと違うものというところを1つにするのであれば、ぎゅっとするというよりも、幅広い観点になるのかなという思いもあります。なので、ここで委員をどういう基準で、また選定することによって、重なっている人ではない方たちとの話合いによって新たな視点が生まれていくのかなと。この新しく健康・食育ぎのわん21推進協議会では、新たな話合い、今まで重なり合った部分がない人たちが一緒になることで、新たな意見も出るのかなというふうに思っているのですけれども、例えば1つになることで、どんな効果があると予想していますか。ぎゅっと1つに小さくしてしまったというだけではなくて、広がる部分というところの効果というのをお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 健康推進係長。

○健康推進係長 ただいまの御質疑にお答えいたします。おっしゃるように健康推進計画の中で設定している項目、または食育推進計画の中で設定している項目がありますので、幅広い計画になるかとは想定しております。また、繰り返しの答弁になるかもしれないのですけれども、委員おっしゃるようにいろいろな今までは健康づくり協議会の構成員の中には入っていなかった方が新しく加わることで、全体、総合的な視点で議論ができて、より健康・食育を一体的に進めていけるような計画策定ができるのではないかというふうに期待はしております。

○座間味万佳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 見直しということで、会議体を1つにしていく、やはり健康寿命の延伸とか、それから市民の健康づくりというのが、たしか健康ぎのわん21は、国が健康日本21だったかな、それから始まったと思うのですけれども、それが市町村版ということで、計画がつくられて、10年スパンぐらいで計画を策定していったというふうに思っておりますけれども、食育計画のほうは、後づけで、いわゆる出てきた経過があります。今年度3月で切れて、本当は第2期を策定しないといけない。私、一般質問でも問うたと思うのですけれども、こういう形になって、恐らくちょっと先送りされるのかなというふうに思うのですけれども、それは当局のいわゆる合理化というか、ある面でいえば計画とか、策定の委員とかということが、私は反対する者ではございませんけれども、統一するというのは。

ただ、この際ちょっと注文をつけたいなというふうに思うのは、いわゆる会議体の人と実際に計画を進めていく人と全然違う人がやっていて、そこに私は乖離が生まれてきているのではないかなという感じがするのです。さっき健康づくり推進委員がどうのと言っていましたけれども、この福祉保健の概要でいつも決算のときに指摘していますけれども、ない自治会もありますよね、いらっしやらない自治会もありますよね。昔は、むしろない自治会が少なかったのです。今は多いではないですか。ということは、人づくりというか、人材育成、なかなかできていないなというふうに思うのです。

だから、これは会議体なので、計画をつくったり、策定したり、このときだけしか必要ではない、人ではなくて、ここの中心人物が計画をつくるのなら、ボランティアとして実際に推進に、効果に関わっていく人をつけていただきたいというのが私の注文です。でないと、計画をつくる人、策定をする人、そして推進する人は別の人という考え方で、ちょっと皆さん、この辺は勘違いしているのではないですかという部分、別にイコールでないといけないとは言いませんよ。しかし主体になっていく人が、どれだけ計画をつくった人が、やはり情熱があるかどうか。そこにはやはり思想的なものとか、それからまた信念とかというのが組み込まれていると思いますので、そういう計画を策定した人が、やはり中心になって指導していくというやり方もいいのではないのかなというふうに思うのです。

だから、最初にあるけれども、会議体というより、むしろ私は運動体のほうが大事ではないかなと思います。だって、役所の健康増進課だけで物事は完結しませんよね。効果まで健康増進課で責任を持って出してくださいという話にはならないではないですか。だから、私はがん検診の勧奨をするような、そういう担当者も自治会でつくとか、それから健診受診を促していく、そういうボランティアなり、そういう人たちを育成していくという、どんどん裾野を増やしていくという。長野県は、それができているから、県でそれを進めているので、いわゆる長寿県になったと。沖縄県と逆転をしたという現象があると思うのですけれども、私は、そういうことをこの際、もっと強化すべきではないのかなと。

計画云々というのは、皆さんは計画はつくれると思いますよ。でなければ、コンサルにお願いするとかということで、つくれるとは思うのですけれども、いわば情熱とか、それからまた意気込みとか、それから目標とかという部分は必ずどうにかしたい、効果を見たいという、そういうエネルギーはどこから出てくるかといえ人ですよ、やはり。と思いますけれども、課長、どうですか、次長。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 岸本委員のおっしゃるとおりだと思います。今回また新たな協議体に統合した設置条例をつくるに当たっては、これまで関わっていた健康づくり推進委員さんとか、食生活改善推進委員さんの方、ボランティアで活動していただいている方々の、これまでも委員として実際計画に携わって活動にもつなげていただいていたのかなと思っています。なので、今回も健康、食育と別々で考えられていたものを統合することで、やはり食の中でも健康を意識した総合的な施策の展開につながっていくかなと思いますし、またそれぞれの委員の方々が自分たちの会の中で、こういった取組ができるかというのも考えながら、計画を具体的に進めていくような方法も含めて一緒に協議はしていきたいと思っておりますので、そういった委員の選定というのにも検討していきたいかなと思っています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一つ提案ですけれども、本当は条例の中に役割みたいなものをもう少し明確にうたったほうが、私はよかったのではないかなというふうに思うのですけれども、ただ単に要するに何かつくればいいというふうな感じではなくて、結果をこう生みたいとか、こうしたいという、将来的には、宜野湾市をこうしていきたいというふうなことが、その条例設置にも私は出なくてはいけないのではないかなというふうに思います。

1つ提案ですけれども、福祉保健の概要の8の12と8の13、これは健康ぎのわん21と、それから地域健康づくり支援事業というのが両ページにありますけれども、具体的にはそこを、こういう方々がやはり進めて

いく責任があるという位置づけをして、やはり計画は実際に運動体としてやっていく中では、やはり計画の策定というのは、みんなで練って、練って、そういう目標をつくっていったのかということ、むしろそういう人が運動体に加わっていくことのほうが、私はより効果が得られるのではないかなというふうに思いますので、そこは人選をするときとか、担っていただく方々には、そういう役割も別に文書で、条例で縛るのではなくて、そういう効果を生めるように取り組んでいただきたいなということを私は今回の条例でそういうことを感じましたので、会議体ではなくて運動体だと。どう効果を生んでいくかというふうなことをむしろ考えるべきではないのかなという提案をさせていただきたいと思います。どうでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 やはり計画だけで実際進まないというところは本末転倒になると思いますので、やはりそういう視点も会議を考える際には必要だと思っておりますし、健康・食育ぎのわん21は健康増進課だけではなく、全庁挙げての取組になってくると思いますので、役所の中でも全庁からの御意見も確認しながら、また実際動いていただけるボランティアの方々などで、役割を固定化してしまうと、仕事もありながらというところの関係もあって、本当に無償ボランティアということでやっていただいておりますので、委員おっしゃるように健康づくり推進委員さん、地域の自治会にいないというところもあるのですが、毎回私たちもリクルートしまして、人数はまだまだなのですが、今年度新しく若い50代、60代の方も参加していただきましたし、また今回初めて自主活動ということで、市民健康講話というものを先日センターのほうでも講話していただきました。そのときに美らがんじゅう体操の普及促進ということで、講演に来た方とみんな一緒に体操をして、講話を一緒に聞いて、健康づくりの大切さ、健康づくりの習慣構築というところを伝えたところ、やはり聞きに来た市民の方々も、ボランティアでやっているのだということで、すごいですねということで、やはり興味を持たれた方も何人かいらっしゃったので、そういった形でどんどん広がっていくのも期待しながら、こういった計画等実働につなげていきたいなと思っています。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第89号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後0時11分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後0時11分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時11分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第79号 令和6年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○伊佐文貴 委員長 議案第79号 令和6年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第79号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 資料6ページの4款福祉保健事業費、1項保健福祉事業、1目保健福祉事業の高齢者住宅改修費助成事業というのは、50万円というのは、以前もお話を伺ったのですけれども、福祉保健の概要7の22にある、高齢者住宅改修費というのを年内に増額するということになるのか、お聞きしたいと思います。

（「休憩をお願いします」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時05分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時05分）

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの座間味委員の御質疑にお答えいたします。今回の補正につきましては、上限の引上げではなくて、利用者数が増となっているため、予算をちょっとオーバーする見込みとなっていることから増額補正を行うものとなってございまして、この上限の見直しにつきましては、令和7年度以降で今検討を行っているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 利用者が増える見込みというところなののですけれども、今時点で何件あって、またどれぐらい増える見込みで、この50万円というところを予定されているのか、お聞きしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。令和6年9月末時点で、支給された件数が14件だったので、この時点で既に新規相談も5件あるということで、例年に比較すると、給付の件数が増加する見込みということで、今回の補正増を計上しております。9月時点で、まず新規相談を入れて19件あったので、当初予算では30件分を計上してございまして、例年に比べると申請のペースが早いかなというところで、令和4年度、令和5年度の上半期から下半期の支給件数の伸び率の平均が1.9倍だったので、令和6年度の上半期の支給件数14件に伸び率を乗じて26件ありましたので、14件と26件を足して40件分は年間では必要ではないかというところで計上しています。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 当初の予定の30件というところと、今40件を計上するという事なので、10件分の予算を増やしたというような見込みで。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今年度、この利用者に対して件数を増やしたということで、来年度からその上限をまた引き上げるということだったのですけれども、ちなみに来年度引き上げるといったときには、どれぐらいの上限の幅に、今5万円だと思っておりますけれども、どれぐらいになるのかも、もし今決めているのであれば。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。上限を幾らにするかというのは、今ちょっと当初予算編成中で、まだ検討中でして、具体的に今お答えすることがちょっとできないのですけれども、間違いなく、この5万円ではちょっと足りないだろうということで、そこからまたどれだけ上限を上げ切れるか、そこはまた財源との調整にもなりますので、そこは今検討中ということで、お答えしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今年度、令和6年度に関しては40件というように増やしているということと、また令和7年度に関して上限を増やすということであれば、また次年度、この予算に関して今以上に大きくなるということも予想されると思いますので、ぜひ今年度の申請具合を見て、来年度もまた充実させていく、足りないことがないような形で、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今の座間味委員の質疑に関連して、4款1項1目ってあれでしょう。保健福祉の概要7の22の保健福祉事業、ここでいう件数21件、100万9,000円、結構していますけれども、そこと同じものですよ。いわゆる要支援1、2とか、要介護1から5の該当者以外の人たちが対象という、補正増ということですよ。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 御質疑にお答えいたします。今、岸本委員おっしゃっている、もう一つの住宅改修は介護保険制度の中での上限20万円の住宅改修だと思われるのですけれども、今回計上しているのは総合事業の中で実施する、手すりとか、段差の改修を目的とした、あくまでおうちの中で暮らしやすくするための住宅改修の内容になっています。

○岸本一徳 委員 4款1項1目ではないわけ。

○長寿支援係長 4款1項1目の住宅改修事業です。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時11分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時11分）

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○**介護長寿担当主幹** お答えいたします。4款1項1目の住宅改修は、岸本委員おっしゃるように保健福祉の概要7の22の住宅改修になるのですが、先ほど西がお話ししていたものは、2款の介護給付費、全国でも使える要支援1以上の方が利用できるサービスとしての住宅改修でございまして、こちらが7の3、こちらが住宅改修、通常言われている介護サービスにおける住宅改修というものが、支給件数と支給額が載っています。

○**岸本一徳 委員** 上限20万円。

○**介護長寿担当主幹** 上限20万円です。これのさらに詳しいのが7の6、7の7、7の8、7の9のちょっと中段辺りに住宅改修はあるのですが、こちらが経年的な決算の数と件数が載っているのが2款で言われている住宅改修というものになります。こちらのサービスが利用できない、総合事業対象者の方は、こちらのほうの2款のサービスの住宅改修が利用できないので、宜野湾市としては、その前からの対策が必要だろうということで、総合事業の方も利用できるようにということで、4款1項1目の保健福祉事業で住宅改修を実施しているということです。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 単純に考えれば、地域支援事業の総合事業の中であつたほうが分かりやすいのかなというふうに今の説明からすると、保健福祉事業4款1項1目、皆さんが動きやすいように、また対象者が違うからということで、こういう改修がありますというふうに考えをしているのだらうなというふうに感じました。

それで、この件数が多くなった、申請者が多くなるというのは、これは別に取り立てて騒ぐことではないわけですね。

○**伊佐文貴 委員長** 長寿支援係長。

○**長寿支援係長** 御質疑にお答えいたします。こちらの高齢者住宅改修費助成事業なのですが、令和3年度から実施しておりまして、本年度で4年目を迎えているところもあって、事業のほう徐徐に浸透してきたのかなというところも考えられますので、増加については、特にそういうものなのかなということで捉えています。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 分かりました。歳入の9款1項5目の低所得者保険料軽減負担金の割合が縮小されたことによる補正減だという説明があるのですが、9款1項5目ですね。マイナスになっているのは、負担金の割合が縮小されたことによるというのは、なぜ負担金が少なくなっているのですか。この分かりやすい説明をお願いしたいのですが。

○**伊佐文貴 委員長** 保険料係長。

○**保険料係長** ただいまの御質疑にお答えします。この公費負担割合の縮小についてですが、9期計画より保険料の多段階化によって低所得者の負担の乗率というのが見直されておりますので、そもそもの低所得者の方々の保険料率というのが下がっています。それに伴って公費で賄う割合が縮小されたことです。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この繰入金の低所得者保険料軽減繰入金の目的というのはどういう目的ですか。

○**伊佐文貴 委員長** 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。先ほどのちょっと補足になるのですが、8期と9期の違いとしては、介護保険料については第5段階を基準として、そこが6,500円ということがあって、階層が下がるにつれて乗率を低くしていった、第1段階が保険料を納める額としては低い額になっています。

つくりとしては、そうなっているのですが、そこからさらに低所得者の軽減という形で、さらにそこから軽減率が掛けられて、その下がった分については、国、県、市でその分を補うということになっておりまして、その財源自体は国2分の1、県と市が4分の1ずつということで、その全体を合わせたものを一般会計のほうから介護特会のほうに繰り入れる形となっております。

この幅が縮小したというところなのですけれども、例えばこの軽減の対象となるのが第1段階から第3段階の低所得者のところでして、第1段階でいうと、第8期においては、この軽減幅が0.2あったものが、今回0.17と縮小しておりまして、第2段階についても0.25から0.2、第3段階についても0.05から0.005ということで、この軽減される幅が縮小されたことによって、それに伴って繰入れとして入ってくる額も減額となっている状況でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 理解しづらいですね。分かりづらいですね。この軽減の対象となる、今はそういう負担割合みたいなものの軽減の説明のようでしたけれども、この軽減の対象となるサービスというのが限定されていますか。訪問介護であるとか、夜間対応訪問介護、介護予防訪問介護とかというふうに限定されていますか、そこら辺りは。このあれですよ、所得者保険料の軽減の繰入金の該当するサービスというのがあるのかどうか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えしますが、あくまでこの歳入のほうの保険料に関する軽減なので、この歳出のほうの介護給付費とはちょっと関連しないところで。

あと、先ほどのすみません。ちょっと分かりにくくて申し訳ないのですが、ちょっと補足しますが、例えば8期の第1段階においては、軽減前は3万9,000円だったものが、零点到軽減されることで、保険料としては2万3,400円ということで、約1万5,600円軽減されていたのですが、それが今回国、県、市がその分を負担するというので、繰入金として入ってくるのですが、これが8期までは、第1段階だと1万6,600円だったのが、第9期において、この軽減幅が0.2から0.17になったことで、この軽減分の幅が1万…

○岸本一徳 委員 難しい。

○健康推進部次長 すみません。ちょっと難しい計算……。

○岸本一徳 委員 要するに負担料率が下がったことによって、これが補正減をしないといけないということ。

○健康推進部次長 1万6,000円余りだったのが1万3,000円ぐらいに減ったので、その軽減幅というのは、当然1万6,000円から3,000円減っているんで、その分は繰入れとして入ってくる額も減っているということで、御理解いただければと思います。

○岸本一徳 委員 これは歳出のほうでのサービスとは直接関係はない。

○健康推進部次長 はい。

○岸本一徳 委員 分かりました。私のほうからは以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 今の住宅改修の件で、また福祉保健の概要をちょっと見たのですけれども、7の3のほうですが、支給件数と支給額なのですが、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年までは1,300万円余りあるのですが、なぜ令和5年だけは、件数に関しては、支給件数は多いのになぜ支給額が少ないのか。

○岸本一徳 委員 この前の決算で訂正した。9と8の間に9を入れてくださいと。これは1桁違います。

○屋良千枝美 委員 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 岸本委員のほうで御説明いただいたのですけれども、改めて再度、正しい数字をちょっと御報告させていただきたいのですけれども、7の3の一番下の表です。④、住宅改修のところですが、令和5年度のところの支給件数140とありまして、その下、支給額が、記載されているのが1599870になっているかと思うのですが、正しくは15999870となります。それに伴いまして、一番下の1人当たり支給額も正しい数字が114285になります。こちらはすみません。決算委員会のときに説明させていただいたのですけれども、記載漏れでございまして、大変申し訳ございません。

○屋良千枝美 委員 納得です。ありがとうございます。

○健康推進部次長 失礼しました。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第79号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時24分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時26分)

議案第87号 宜野湾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宜野湾市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第87号 宜野湾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宜野湾市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

【議題】

質疑に入る前に担当課より議案第87号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 教えてほしいのですが、この資料でいただいた裏のページのイメージ図のほうなのですが、グラフのほうになっているイメージ図なのですが、理想とするのは7,000人を3つの地域に3人、3職種という形で、それがより柔軟な形にということなのですが、その場合、この3職種というのは、人数はそれぞれ変わらないのか。今でいうと3地域に3職種なので、各地域に1人、1人だと思う。3人はいるのかなと思うのですが、柔軟になった場合、例えば保健師は2人とか、社会福祉士が4人とかというような形になるのか。もしそうなった場合、1人が見る場合、理想のものでいえば1人の職種の方が7,000人なのですが、この今回変わる形になると、1人の方が7,000人以上の方を見る場合ということもあるのかどうかをちょっと確認したいのですが。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 座間味万佳委員の御質疑にお答えいたします。図のほうを見ながら御説明したいと思うのですが、左側のもともとの制度の図でいうと、それぞれの職種、3職種が、それぞれの圏域に1名ずつ配置されている。右側の表でいくと、A市を全体として見たときの3職種の人数は、それぞれの職種で3名ずつ、真ん中にそれぞれの職種の方が3人ずついる絵が描いてあると思うのですが、トータルでは、それぞれの職種の人数は変わらないという考え方。

○座間味万佳 委員 3人、3人。

○長寿支援係長 3人、3人、3人のイメージにはなっています。一圈域で本当は3職種必要なのですが、人材確保が困難な場合には、最低でも2職種は配置してくださいということにはなっているので、例えば保健師だけしかないよというわけではなくて、保健師と主任ケアマネの2職種は少なくとも配置してくださいといったような形で運用していくことになるのかなと考えています。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今のお話の説明でいうと、職種は3掛ける3で9人いるということなので、この例えでおっしゃっていた、保健師とケアマネの方がいらっしゃる。社会福祉士が配置されないというときに、この社会福祉士の方が、それ以外の7,000人以上の人を見るということはないという認識でいいですか。例えば職員という方が、今、足りない、不足しているという中で、この流れでいったときに、来た職員の方が本来7,000人持つべきものを7,500人分持つということになるのかということを知りたい。そうすると、せっかく入っていらっしゃる方の負担が増えてしまうことになるのかなと。足りない職種の方の負担が増えてしまう可能性があるのではないかとちょっと危惧しているのですが。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 御質疑にお答えいたします。右側の表でちょっと見ていきたいなと思っているのですが、今2名しかいない地域に対して上のほうは4名配置されていて、プラスアルファで1つの職種を増員しているようなイメージなのです。増員による後方支援ということで、増員しているところから足りないところに支援を行うイメージになると思っています。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にちょっと補足ですが、今説明があったとおり、右側の表で真ん中の部分にそれぞれ3職種で9人の配置になっているのですけれども、その下に合算して2万1,000人という数字があると思うのですが、現状はそれぞれの地域包括支援センターで高齢者を見ているのが7,000人なのですが、これは個別ではなくてトータル2万1,000人として高齢者を見ていくということで、そこは当然制度上はできても実際問題として、そういった運用が可能かというのは、実際やってみないと分からない部分もあると思うのですけれども、基本的にはやはり1人が7,500人を見るとかではなくて、トータルで高齢者をみんなでケアしていくというようなイメージになるかと思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 もちろん、トータルでというところは分かるのですけれども、私のイメージの中で、まだしっくりこないところがあるので、もしかすると、市民の方に説明したときにも、人数は減っているのではないのか、本当に大丈夫なのというような不安が出てくるとは思うのです。なので、ここはもう少し市民の方にも、こんなふうに変わったよというような、分かりやすい説明がもう少しされるような形になるといいのかなと思いました。ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 要するにこれは宜野湾市全体をプールにして、4つありますよね。4つの包括を、言っ
てしまえば協力し合いながらというのか、分担しながらやっていくというふうなことのイメージでいいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 御質疑にお答えいたします。委員のおっしゃるように今4圏域ありますので、お互いの地域包括支援センターで足りない部分を補いつつという形になるかなということでは考えています。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 あくまで今回法改正によって、そういった対応が可能にはなるのですけれども、現状としては、それぞれ4地域包括支援センターで必要人数は人材を確保するというのが前提としてあるので、こういう方向に持っていくのではなくて、いざというときに、こういった対応もできるということで御理解いただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 実際に本市は4包括で、人材としては確保できていると考えていいのですか。あるいは将来確保できない可能性があるというか、高いというか、そういうふうな見解というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。令和5年度の状況としては、1つの地域包括支援センターで急な退職者とかが出て、実際その人数が満たない時期はあったのですけれども、そこは人材紹介会社だったり、そういったところも利用しながら、現状は、その配置はできている状況です。

ただ、この3職種というのは変わらないのですけれども、実際宜野湾市の地域包括支援センターについては、その3職種を合わせて6人体制で、今それぞれの地域包括支援センターが動いているところで、この6人が配置できているかというところは、また現状ちょっと地域包括支援センターによっては、それがまだ欠

員のところもあるかとは思いますが、基本的には、この3職種については、それぞれ今配置はされている状況です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それぞれ専門職、当然十分な知見を有しているかと思うのですが、それが仮にそうだったとした場合に、ある意味、サービスの質の低下だとか、あるいは利用者に対する安全性がちょっと損なわれるとか、そういった問題点、懸念されること、あるいは利用者の不安、例えばいつも接してくれている専門職の方が突然替わることによって、この利用する側というのは、ある意味不安というのを感じるだろうなと思ったりするわけです。その辺のところの対応というか、対処というか、例えばシャッフルすれば、それがいいのか悪いのか分からんけれども、初めて会う方というのは、とにかく高齢者は警戒してしまうというようなところもあるかなと思っているのです。それに対する対応の、これからなのかなと思いますが、どのように考えていますか。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 御質疑にお答えいたします。今の担当者が替わってしまうことについては、現状でも、例えば事業所の中で異動があった場合とか、そういったこともあるので、実際ただそのときは、もともとの担当者と新しい担当者の間で引継ぎを行って、挨拶にも一緒に行き、顔合わせをして、何らかの御不安がないように、今まで関わっていた方のケース記録も全部引き継ぎますので、どういう対応をしていたかというところも含めて、引き継ぎの体制を取っていくことにはなっています。

○伊佐哲雄 委員 ということは、不安は、あまり心配ないという。

○長寿支援係長 そうですね。現状も担当者が替わったことで大きくトラブルになったということは聞かれていないと思うので、大丈夫かなと思っています。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 何でこういう法改正されたのか、背景があるでしょう。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。資料のほうでも先ほど説明したのですが、表の真ん中の改正省令のポイント、(2)のほうにもございますとおり、人材確保が困難となっている現状を踏まえた今回改正となっているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 4包括で人材を柔軟に配置、補充をしたり、足りないところに補充したりとかというふうなことを、法改正はあるけれども、柔軟にしてもいいよと。よっぽど専門職の人材確保ができないところなのだろうなというふうに勝手に思っているのですが、それが最大の理由なのかなというふうに、法改正に至ったのか。そうしても要するに包括さんの機能は保たないといけないということだったと思うのですが、分かりました。宜野湾市は、そういうふうにしていこうという考えではないということですよ。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 御質疑にお答えいたします。現状としましては、現在ある体制で、それぞれの圏域に各3職種を人数分、定員を置いて実施していきたいと考えております。今回法改正がありましたので、条例のほうも改正しておりますけれども、実際にはまた4包括、それぞれ違う法人に委託しているというところもありますので、どのように人材配置ができるのかとか、例えば年度の途中で辞めてしまったとか、また確保できないという問題も出てくると思うので、うまく応援に駆けつけられるとか、そういう事態も、ちょっとまたどうなるかも分からないなというところもありまして、そちらについては、また法人と話し合いを重ねながら、どのように対応していくかということにはなっていくかなと今のところ考えています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。そういう事態にならないように願うばかりです。関連をしてお伺いします。当初予算で3款2項4目の包括的支援事業の中の委託料というのが、これは4包括さんの委託料の当初予算1億1,332万3,000円という理解でよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 おっしゃるとおりです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 単純に4で割ると2,800万円ぐらいになるのです、一包括当たり。というのは、大体均等割ですか。それとも多少包括さんによって委託料が多少違っているのか。この辺のことはあまり厳密に聞くとは思っていませんけれども、単純にそういう。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。実情として、やはりそれぞれの法人が、例えば賃貸だったり、あと給与体系もそれぞれ違うので、全体としては、そこまで差はないのですけれども、法人ごとにちょっと委託料の額というのは、差は多少あるところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 さっき言った事態が起こらないように、給料の高いところに移りたいと思いますということで、地域包括支援センターの4つのところで異動されては困る部分があるのかなって、今ふと思ったのですけれども、給与体系が違うと、やはり待遇のいいところに行きたいのは人間の人情ですから、ヘッドハンティングもあるかもしれないし、それはないというふうに思っております。

さっき6名の人材の配置って言ったけれども、この法改正では非常勤もそこに含めて、いわゆる機能を落とさないためにということで、役割をやはりちゃんと全うできるように、そこは非常勤も含めて考えていいですよという、計算式もその計算式でしたよね。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 御質疑にお答えいたします。今現状、常勤で6名配置の想定で予算の編成は行っているのですけれども、今後もしかしたら非常勤の方が入ってきて、例えば1包括に8名の職員がいる。けれども、常勤換算したら6名だよということはあり得るのかなというふうには思っています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 たしか前、私も1か所、2か所訪問して、いろいろ教えてもらったことがあったのですが、主任ケアマネ、それからケアマネ、それから社会福祉士、保健師、6名と言っていましたけれども、あ

とどんな方がいらっしゃるでしょうか。配置をしないとイケないのは3職種だという話をしていましたけれども、ケアマネと社会福祉士と保健師、この3職種は必ず置いて、複数いてもいいという、そういう委託の仕方ですか。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 お答えいたします。高齢者人口3,000人から6,000人の規模で、3職種をそれぞれ1名ずつ配置することということで定められているのですが、それ以上の人員配置については、業務量ですとか、その市町村が、包括の関係をどういうふうに考えるかにもよるところなので、3職種を各1名ずつというところを満たしておけば、それ以上には配置は可能かなということで、現在3職種プラス認知症地域支援推進員と地域ケア会議などの担当の者を1名、今、業務量がかなり繁忙になってきているということも併せてプラスで1名、3人追加で配置しているところです。

また、3職種についても、やはり保健師、社会福祉士、主任ケアマネが、なかなか得がたい職種というところもありますので、それに準ずる者ということで、経験のある看護師ですとか、実務経験を経た社会福祉士に準ずる方とか、そういったところで、また通知のほうで定められているので、それに合わせた配置も可能なようにはしています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちょっとふと疑問に思うのですが、普通皆さんでも庶務係とか、総務とか、会計的な総務の担当とかというのは、これってその3職種の人たちが全部それを担っている。皆さんへの報告とか、いろいろあるでしょう、恐らく。そういったのは、全部そういう人たちが事務的なことも全部担っている。外に出てアウトリーチする場合もあると思いますし、それというのは、業務量的には相当多いのだなというふうに思うのですが、それってあれですか、例えば委託している法人の、いわゆる本社機能というか、そこから人が来て、要するに事務的なことをやりますよとか、そんなふうなことになっているのか。これは、その包括さんの、いわゆる取り組み方にもよるのかなというふうに思うのですが、そこまであんまり聞いても、包括の役割の意味とはイコールではないと思うのですが。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 御質疑にお答えいたします。おっしゃるとおり庶務的なところも、もちろんそのセンターの中で、ある程度は担ってもらっているところもあると思うのですが、それぞれの法人の総務部とか、人事部というところも経理もあるので、そういったところとも連携しながら、実際には活動しているという形になるかなと思います。

ただ、包括でしか担えない、このプランの請求の分野であつたりとか、そういうところについては地域包括支援センターのほうで請求業務なども行っていると思うので、ちょっと主要な業務にあまりにも食い込んでしまうと、本来の業務ができなくなってしまうので、その場合には、また市のほうに相談があることもございます。

○岸本一徳 委員 分かりました。最後に、法律の中にもあるのだけれども、一包括当たり、ここの対象人口なのか分かりませんが、第1号被保険者なのか分かりませんが、3,000人から6,000人ですか、8,000人ですか、が大体全国の基準になっているというふうにあるのですが、宜野湾市は、実態としては一包括当たりどのぐらいになっていますか。それだけ確認して終わります。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 お答えいたします。福祉の概要の7の18ページの上段の表です。(2)、地域包括支援センターが管轄する日常生活圏域の区分と基本情報という表がございます。その中に高齢者数というのがありますので、それぞれの地域包括支援センターの所管する高齢者数を把握することができます。

○岸本一徳 委員 その圏域で分けているということですか。要は中学校区ではあるけれども、こういうふうになっているという。分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうから今回は、この条例に対しては、資料の改正のポイントにあるように、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、地域包括支援センターにおける職員配置を柔軟化、将来的なものも含めて条例に入れていこうということだと思っています。

それで、先ほどから少しお話を聞いていく中で、やはり包括に携わる人たちの業務が皆さんの9期の計画にもあるように課題として今後もどんどん、どんどん役割が年々増大していきますよということも書かれているように、何かやはり簡素化していく部分が必要なのかなということも今思った次第です。

1つ提案といいますか、考えなのですけれども、自治会における支え合い活動委員会があるではないですか。僕も少し参加して感じたこともあるのですけれども、1時間、2時間、そのまま公民館に張りつくではないですか。いろいろな内容を聞くために、社協さんもそうだと思っているのですけれども、こういうのはウェブ会議にして、ズームか、そういうもので包括の方たちが公民館に来なくても、そういうウェブ会議での話合いというのができないものなのかなと。

要するに包括の方たちは包括の事務所にいいわけですよ。そこから今日はどここの自治会で支え合い活動委員会がありますねと、何時からつないてくださいねと。インターネットつないてください。全部の23行政区にはWi-Fiの設備は全てできています。自治会長のほうにも役所から提出されたパソコンが全てそろっていますので、ウェブ会議するためには全て設備は全部そろっているのですよ。

皆さんのほうが、逆にそういうふうな形をもっともっとしっかりと使いながら、全然設備に対してはゼロではないです。全てそろっています。自治会のほうにも、自治会長のほうにも、役所から提供された素晴らしいノートパソコンが、ウェブ会議専用のノートパソコンもそろっていると思います。ぜひそういう提案もして、包括、社協さんもそうだと思っています。

本当に1時間では済まないですよ。中身によっては2時間、3時間、ずっとここに、公民館にいる方たちがいますよ、包括も社協さんも。これがどんどん、どんどん増えていく。話をすればするほど仕事も増えていく、話をすればするほど必要性も増えていくのは、これは当たり前のことなので、ぜひそういうのを皆さんの中で、市民協働課とも話をして、どういう公民館の設備があるのか、いろいろな形で、お互いの仕事の割合というのが、簡素化できるような形で、何もウェブ会議にしたところで、寄り添った相談に乗っていないですよということはいわないと思いますし、お互いの話合いができる環境は、もう全世界でできているわけですから、そういうものもぜひ提案、また皆さんの考えの一つに持っていて、大変だと思います。包括から自治会に月に1回といえど、これだけの数の、23の自治会があるわけですから、そこら辺はぜひ次長もうなずいてはいるけれども、ぜひ検討していただければ、それはいいではないかなと思っています。よろしくお願いします。

（「ちょっと休憩を」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時04分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時05分）

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。御提案どうもありがとうございました。

現状からすると、ほかの包括の職員と市との会議については、ウェブ会議を一部導入している事例が、現状としてもやっているところではあるのですが、この地域支え合い活動委員会については出向いてということなので、そこはまた社協さんとか、ほかの課も関係してくるので、包括を含めて、今後ちょっと意見交換しながら、可能であれば実施していきたいなと思っております。

あと、現状を申し上げますと、やはり人材確保が困難というところで、この人材紹介会社の紹介手数料みたいなものも柔軟化の中で予算としても認める、執行を認めるような、ちょっと柔軟な運用も市としてはやっているところで、それで確保できている現状、人材確保をどうにかしています。

もう一方の観点でも、委員おっしゃったとおり事務の効率化というところも併せて何かできないかというのは、市としても包括に限らず、事業所も含めて、こういった支援というのは、ちょっと検討していきたいなと考えているところであります。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時07分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時07分）

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 ちょっと目をつむって聞いていたのですけれども、かなり棚原委員のことが気になって、結論から言うと、最後に皆さんはどういう立ち位置なのですかというところに行き着くと思うのですけれども、この改正のポイントというのは、人材確保が困難になっている現状を踏まえての職員配置を柔軟化というのがポイントだと思うのですけれども、今日午前中の会議の中でも、会議体を多くする、要するに当局が、もう一つ会議体を、食育と健康ぎのわん21だったのですけれども、同じ方々を統合させて、よりよいものをつくろうとやっているのですけれども、そこで岸本委員から提案というか、確認があったのですけれども、会議体としても行動部隊が伴わなければ意味ないと思うのです。

私、一般質問でも、ちょっと幅広くなるのですけれども、市民協働課でもいろいろなところに物をつくろう、つくろうとやっているのですけれども、最終的には行政の皆さんの立ち位置というのは、イニシアチブで先導的に引っ張って行って、何をしようとしているのかなというのを確認したいのです。いっぱいいろいろな会議体をつくろうとしているように見えるのですけれども、午前中の意見でも会議体をいっぱいつくってもアクション、行動させないといけないと思っているのです、自分は。

ですので、今、柔軟化で職員を増やそうとしているのですけれども、増やして、皆さんは国とか、県から指導がもしあるのであれば確認したいなと思っているのです。今いろいろなものを増やしていこうとしては

いるのですけれども、人材も増やそうとしている、社協でも足りない、地域包括支援センターでも足りない、地域も協働していかないといけないということで、今いろいろな会議体が増えていく傾向にあるのですけれども、それに伴って職員も増やそうとしているような感じが見受けられるのです。国とか、県から指導があるのであれば聞かせてほしいのです。今後どういう計画になっていこうとしているのか。これは自治会の支え合い活動委員会にも関わってくることかと思うので、確認したいのですけれども、ポイントは、職員の皆さんは、今後どういった立ち位置になっていくのかというのをまず確認したいのです。

例えば山積している問題を地域に分散、落とし込んでいくという考えがあるのかどうかとか、具体的に県とか、国からの指導があるのかどうか、確認をしたいのですけれども、今分かる範囲でいいのですけれども。

（「休憩をお願いします」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時10分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時11分）

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。国、県なりからの、そういった指導というのは現状ございます。人員等につきましては、理由としては、主に高齢者人口が増えているということで、地域包括支援センターについては、相談を受けないといけないということで、おのずと人員は増やさないといけないということで、会議体を増やしたというところではないと認識しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 今回は介護事業のほうなので、2025年、2040年を超えると、少し落ち着くと考えておられるのですよね。今、対応が、午前中、屋良千枝美委員からもあったのだけれども、2025年問題があるではないですか。それに突入しているので、やはりこれを受ける相談窓口を強化しないといけない。これは増やさないといけないということであるので、後々は5年後、10年後に落ち着く傾向になった場合には、どう見据えているのかなと思って、お聞きします。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。2025年問題は現状というところで、その対応として人員増を図っているところなのですけれども、その先には、また2040年問題というのがあって、団塊の世代のジュニアが後期高齢者に達するというところで、そのときまで当面は、そういった高齢者が増加するというのは続くのかなというふうにも、そこに向けて介護も、やはりニーズとしては増えていくので、体制整備をどうしていくかというのが大きな課題ということで認識はしているところですが、現状人材確保が難しい現状もあって、やりたいけれども、なかなか社会情勢的にちょっと対応が難しいという課題も感じながら、何ができるかというのを模索して今業務を進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 増えていく傾向にあるということで、認識、想定しているということですね。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第87号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時15分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時16分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時16分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和6年12月12日（木）3日目

午前10時00分 開議

午後 4時27分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴
委員	棚 原 明
委員	座間味 万佳
委員	伊佐 哲 雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松 田 朝 仁
委員	山 城 康 弘
委員	岸 本 一 徳

○欠席委員（0名）

○紹介議員（5名）

議 員	宮 城 政 司
議 員	プリティ宮城ちえ
議 員	座間味 万佳

議 員	屋良 千枝美
議 員	我如古 盛英

○説 明 員（12名）

健康推進部長 次	米 須 之 訓
介護長寿課 介護長寿担当主幹	志 良 堂 孝
国民健康保険課 庶務係長	登 川 恭 佐
国民健康保険課 保険税係長	安 次 富 弘 明
健康増進課 健診指導係長	知 念 紘 子
指 導 部 次 長	津 島 美 智 子

国民健康保険課 課 長	川 満 勤 子
健康増進課 課 長	山 口 久 美 子
国民健康保険課 給付係長	長 谷 川 浩 史
国民健康保険課 給付担当主査	山 内 千 尋
国民健康保険課 後期高齢者医療係長	森 岡 誠
学 務 課 学 務 係 長	松 元 典 子

○議会事務局職員

主 事	金 城 英 志
-----	---------

○審 査 順 序

議案第78号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第80号 令和6年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

請願第9号 「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

議案第 7 9 号	令和 6 年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 7 号	宜野湾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宜野湾市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 8 8 号	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 8 9 号	健康・食育ぎのわん 21 推進協議会設置条例の制定について
議案第 9 4 号	宜野湾市立学校設置条例の一部を改正する条例について
議案第 9 5 号	宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について
認定第 2 号	令和 5 年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 5 年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 5 年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
請願第 1 号	沖縄県に早急な PFAS 血中濃度検査等を求める請願
請願第 3 号	福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願
請願第 5 号	教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願
請願第 7 号	「義務教育費国庫負担堅持及び 2 分の 1 復元」のための意見書採択を求める請願
陳情第 1 号	学校における子供の健全な育成を求める陳情
陳情第 5 号	母子生活支援施設設置について
陳情第 8 号	带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情
陳情第 1 6 号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し 1 8 歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情
陳情第 2 4 号	令和 6 年度福祉施策及び予算の充実について
陳情第 2 6 号	市立幼稚園について
陳情第 2 8 号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情
陳情第 3 6 号	令和 7 年度社会福祉施策及び予算の充実について

第462回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和6年12月12日（木）第3日目

○伊佐文貴 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第78号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○伊佐文貴 委員長 議案第78号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第78号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。歳入の2,062万5,000円の補正増というのは、この中に職員給与のための14万2,000円、これは歳出のほうでは職員の時間外勤務手当というふうになっているのですけれども、原則といたしますか、例えば会計年度任用職員にはあまり残業をさせないようにするとか、それから规则的に正職員がしっかりそこはやっていくとかというふうな、皆さんの業務の中でルールみたいなものがある、今回は正職員が、いわゆる足りないので、補正増しているということなのですが、これは残業というのは、国保あたりでは当たり前ですよ。年がら年中やっている話ですよ。

そういう意味では、今回不足したのは何が原因か。要するに予測不能だったのか。そうではなくて、去年とか、3年分を考慮して見積りをしたということで、予算は組んでいくと思うのですが、それってあれですか。会計、1年間のうちには何回かそういうふうな変化、動きというのは当然あるものだという認識でよろしいのでしょうか。当たりのことですよというふうになるのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質疑にお答えします。今回時間外勤務手当というのは、正職員の時間外勤務手当の増になります。今回増になりましたのは、例年、昨年度と違うところを申し上げますと、国保の事務システムの保守があるのですけれども、これがバッチ処理というものを更正のときにやるのですけれども、こちら今までベンダーさんに任せていたところを職員が行うということで、今年度から試みております。それに伴って、やはり時間外で、就業時間後にこの業務というのはありますので、その業務が今回は新しく増になっております。

それに伴って、今回収納のチャンネルを増やすということで、ペイジーの取組とか、導入とかも行っておりまして、その導入の業務とか、あとはQRコードも来年の2月から導入予定になっておりまして、それ

の準備、またマイナ保険証が今回12月2日から法改正によって変わりましたので、その準備等に少し例年よりか時間外がちょっと増えてしまったために今回の増となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 説明で理解はしました。1つだけ。今の説明の中で、これまではベンダーさんにお任せしていたけれども、今回要するに職員で、そこは処理をしたというお話だったのですけれども、ベンダーさんに委託料として支払っていた場合は、職員でやるよりも高くつくというところでの判断ですか。抑えていくための努力をしたのだというふうに解釈していいのか、その辺はどうなのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおりに今年度から運営保守のベンダーさんを、沖縄行政システムさんから沖縄エジソンさんに変更しましたが、職員がバッチ処理というか、今までベンダーさんに任せたとことを職員がやるということで、この運用保守が、契約額を下げることでできたのです。それに伴って職員でもできる範囲は職員でやってみようかということで、今行っているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 職員のできるのであれば、一番間違いなく、後でまた不具合が出てきたら、意味がないことだと思うのですけれども、できるのであれば、それでよろしいかなというふうに思います。

1つだけ。デジタルガバメント計画の中で、全国的に標準化をしてデジタル化を推進していく、DXなのかな。要するに基幹系は特にそうですが、本当は、本来は、国保は今の沖縄行政システムに基幹系はお願いしているのですけれども、それでは要するに活用できない部分があって、結局は日立さんだったかな、これは沖縄県国保は全体、そうになっているのだろうと思うのですけれども、うちだけ別のシステムを使ってやりますという話ではないと思うのです。というような解釈でよろしいのですか、基幹系から別にシステムを。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今、DXということで、国が進めているところがあるのですけれども、今、システムを国の標準レベルに持っていくということで、標準準拠化ということを取り組んでおりまして、今、デジタル推進課が中心となって基幹系のほうはデジタル推進課が。国保標準システムは、国民健康保険課が中心となって今進めているところなのですが、この標準システムというものは、国が、この標準準拠化に先駆けてシステムを開発したもので、それに伴って私どもも基幹系から国保の標準準拠システムのほうに移らせていただいたのですが、今現在、全部がこのシステムを使っているということではないのです。那覇市とか、浦添市とか、沖縄市は標準準拠システムを使っているわけではなく、独自のシステムを使っております。この独自のシステムも国が定めた標準に持っていくということで、各自それぞれで動いているかと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 専門的にはちょっと理解が進まない部分はありますけれども、しかし仕事をする以上、進めていく以上、残業もしないで、そういうシステムに、やはりしっかり仕事ができればいいのかなというふうに思いますし、基幹系のものでは、要するに充足できないということだと思いますので、そこをしっかりと進めていただきたいなというふうに思っております。

款項目の歳入歳出の部分ではないですけれども、次に債務負担行為の第2号からちょっとお伺いしたいと思います。マルチマーカ利用料ってあるのですけれども、これは82万5,000円ですけれども、そんなに大きいものではないですが、このマルチマーカというものが、どういう役割、働き、それから重要なものなのか。ちょっと中身がよく分からないので、説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 マルチマーカですね。こちらは特定健診や健康管理システムのデータを取り込んで、分析及び集計を行うことで、市民の健康状況など、科学的な視点から保健指導対象者を抽出することができるソフトウェアになります。私たちは、そちらのほうに過去からの健診データとかを入れ込んで、保健指導対象者を把握して、またその健診結果データから体の状態や、状態に対応した説明教材出力が可能なので、保健指導をする際にも分かりやすい資料で、対象者のほうに保健指導ができるということで、運用しているソフトになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これって何10年もずっと使ってきている、活用して、使用しているという認識でよろしいのですか。いつ頃から始まったのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 年度の確認は、ちょっと確認できないのですけれども、特定健診が始まった当初ぐらいから国保連のほうで、こういったソフトウェアがあるよという紹介の下に、当初は無料で提供があって活用していたのですが、利用形態が変わって、年度ごとのソフトを購入というような形から、一昨年からはリース契約というような形で、ライセンスを借り入れて単年度でやるというような形になって、昨年1年間の債務負担行為で行ったのですけれども、内容をちょっと業者のほうに確認しましたら、5年間契約が可能ということで、今回は5年間の債務負担を設定して、契約して利用するところです。なので、過去からの、その方々の健診データというのが蓄積されているので、そのデータを経年比較とかしながら運営しているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 データヘルス計画で、これは計画をつくらなくてはいけないけれども、健康寿命の延伸とか、市民の健康をしっかりと守っていくためのツールだというふうには思っているのですけれども、これってあれですか。医療費の、いわゆる統計データ資料は、KDBとかってあったではないですか。向こうとの連動というのですか、活用はなされているものなのですか。それともこれは独立している分析のものなのですか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健康指導係長 お答えします。KDBシステムというのは、医療費のレセプトとかを中心に集計した、分析して結果が出るもので、このマルチマーカのソフトというのは、健診結果、受診結果を保健指導に役立てるために分析するものになっております。なので、健診結果を取り込んで、この方の健診結果の経年比較をしたり、あとはこの方の健診結果から、腎機能の状態を見たり、血糖の状態を分かりやすい数値が出力できたりというようなものになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。では、個別の市民の健康管理が、これで分析できる、それからまた指導もできるというものなのですね。意外と限度額が、そんなに大きい額でないから、これまでずっと使い続けてきて、ライセンスということでの、そういう理解でしておきたいというふうに思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑ございませんか。山城康弘委員。

○山城康弘 委員 予算書の8ページをお願いいたします。9款1項4目の保険給付費等交付金、償還金事業、まずこの事業についての説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 庶務係長。

○庶務係長 御質疑にお答えいたします。保険給付費等交付金、償還金事業というものは、保険給付費等交付金、主に医療費、保険給付費、療養の給付費ですとか、あと高額療養費、そして療養費といった医療費を、まず県からの補助金によって保険給付費等交付金というもので補填してもらっております。

この保険給付費等交付金というものが、実際の医療費の確定額よりも多くもらい過ぎた場合に、次年度に今回のケースですと令和6年度予算で、令和5年度いただいた交付金の、多くもらい過ぎた分を返還する、償還するという事業になっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 それでは、この償還金の金額が確定する時期はいつ頃に確定しますか。

○伊佐文貴 委員長 庶務係長。

○庶務係長 御質疑にお答えいたします。実際に償還金の確定する時期というのが、9月頃の実績報告、精算額の算出というものがあまして、県から依頼のほうがあつて、実際令和5年度の確定額、そして交付金額、そしてその差額の返還額というのを調査のほうを行って、それを県のほうに報告して確定します。大体9月から10月頃に金額が確定します。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 通常感覚からしたら、令和5年度の予算の中の償還金になりますよね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員 出納整理期間で、決算で一旦数字を締めるではないですか、素人なりの質問です。だから、6月末には償還金が確定しているという感覚で今質疑させていただいているのですけれども、今のお話では9月、10月まで県との調整が必要ということ、その中身の、要するに一旦、出納整理期間に締めるではないですか。それ以後の7月から8月、9月を経て、なぜ9月とか、10月ぐらいにやるのかが、ちょっとよく分からないわけ。本来であるならば、出納期間で数字が締められるから、少なくともそれに近いところで確定していくのではないかなと。これは単純な質疑ですよ。

今回聞きたいのは、なぜ12月議会の補正に上がっているのかというのを聞きたいわけ。去年を調べても、去年も12月に補正にかかっているのです。だから、普通だったら、例えば早めに金額が確定するのであれば、喫緊の議会に上程されるべきなのですよ。出納整理期間後に議会は臨時会も含めて3回ぐらい開催されているわけ。10月議会に上程する、あるいは臨時議会が開催するのにくっつけて、ここに上程するという方法もあったと思うのですけれども、去年の実績も12月に上程されている。だから、もうちょっと詳しく、出納整理期間で区切るさ。ここで金額は確定するはずなの、本来は。これから3か月ぐらい調整するというの

は、具体的にどういう事務処理をしているのかがよく見えないわけ。その辺ちょっと僕が納得するような答弁をいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 庶務係長。

○庶務係長 御質疑にお答えいたします。まず、こちらの普通交付金についてなのですが、まず医療費を確定することに伴って、この交付金も確定することになります。先ほど説明した、この医療費の確定なのですが、実際に僕たちの支払いのほうは、国保連合会というところに、この医療費を支払っています。国保連合会は、実際に病院側のほうに支払うという仕組みです。この金額の算定のほうが、レセプト、診療報酬明細書というものをを用いて行うのですが、そのレセプトのものに、まずオンライン、電子レセプトというものと紙レセプトというものがあります。この紙のレセプトのほうが、大分金額を算定するのに時間を要するのです。この金額の算定が4月の中旬以降になります。なので、まず医療費の確定自体は4月以降になるということになります。

そして、それだけにとどまらず、今回は償還金を算定するに当たり、まず実際に一部負担金減免といったようなものと、あるいは過去に医療費の積算が誤っていた場合に修正をかけて、それを差し引きした額を実際にこの償還金の確定額として決定することになります。9月までの間に、どうしてもそれだけの期間を設けてしまうというところは、この精査といいますか、過去のものまで実際にチェックを入れて金額を算定する期間になっているということになります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の答弁からすると、一旦締めて、ある程度金額が確定したと。ですが、これは実際正確なものなのかどうかも含めて、レセプト、あるいはいろいろ精査する期間が必要だということの理解でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 庶務係長。

○庶務係長 御質疑にお答えいたします。山城委員のおっしゃるとおり、この期間を設けているのは、実際にこの確定額を審査する期間という形になります。

○山城康弘 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1つだけ。もう一つ、債務負担行為、国保事務処理標準システム運用保守業務委託料というふうに事業名があるのですが、この標準システムというので、ちょっと引かかるのですが、いわゆる基幹系ではないのだという理解でよろしいのですか。さっき言ったように国保独自の、そういうシステムがあるのだと。ここの説明を少しお願いできませんか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質疑にお答えします。国保事務処理標準システム運用保守業務委託料なのですが、この国保事務処理標準システムというのは、先ほど御説明したとおり、国がつくったシステムとなっております。県を通してシステムの推奨しているところでございまして、令和4年10月から国民健康保険の賦課と資格、宛名管理というところを、この国保事務処理標準システムのほうに移行させていただきました。

それに伴って沖縄県の共同クラウドというところにも参入しております。その関係もありまして、今までデジタル推進課の基幹系のほうに国保の賦課とか、資格とかのシステムも入っていたのですが、そこから離れまして、こういった新しいシステムのほうに移行し、共同クラウドのほうに参入しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これはやむを得ないことなのですね。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 そのほうがスムーズに運営できるということで、また今、標準準拠化を進めているところがありますけれども、これで一足先に国保を標準化するという導入はしましたけれども、少しまた国のレベルが、標準のレベルに少しずれが出てきているので、またそれに向けて来年度は標準準拠化を行っていく予定になっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 例えばいわゆるシステムの中には、納付金とか、そういったものの算定をしていくものは入っていないのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質疑にお答えします。納付金というのは、県が行うことになりまして、県のシステムのほうに入っているかと思います。市町村のほうのシステムには入っておりません。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。これは平成30年から国は準備を始めて各市町村へ、今に至るシステムになっているという認識でよろしいわけですね。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 このシステムを使うメリットとして、このシステム改修のプログラムは、国、中央会のほうがつくりまして、それをこちらいただいて、セッティングするということで、システム改修の経費も抑えられるということで、そういったメリットもございまして、このシステムを活用させていただいています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。大体理解が進みましたので、以上で終わります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、岸本委員は理解が進んだというふうなことをおっしゃったのですが、先ほどからソフトだとか、システムだとか、私どもの年代は、ちょっと理解がしにくい。片仮名用語がいっぱい出てきて、要はシステムというのは、こういう複雑なというか、一連の作業を標準化するというか、こうしたら、こういう結果が出ますよというのが、多分このシステムの利便性というのかな、それを国なり、県なりが提供して、少しだけカスタマイズをしたりして運用しているのだらうなというのが、多分そんな感じではないかなと思ったりするのですが、こういったのは、何か分かりやすいような資料とかというのはないのですか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前10時32分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前10時32分）

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えします。分かりやすい資料というのが、どの程度のものかというのが、ちょっと今整理する必要があるのかなとは思っていますので、資料のほうを確認しまして、何か分かりやすい資料がございましたら、御提供させていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 皆さん方は日頃の日常業務の中で、ごく普通にそういったものにパソコンですか、処理しながら十分な理解をしているとは思っているのです。要は我々が、皆さん方の事務作業というのをじかに見ているわけではないので、その作業、現場に入っているわけではないので、なかなか理解しにくいところがあるのです。

だから、手書きでも、別にそんなこだわった専門的なものでなくていいので、ここをこうしたらこうなつて、こうなるよと。これに特化した電算処理システムというようなことなのでしょう。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えします。国保事務処理標準システムというのは、今、国保の業務の中で、賦課業務、あと資格業務、宛名管理というものを、今このシステムで行ってまして、主には賦課、税額、国民健康保険の年税額とか、そういったものをこのシステムで行っております。

また、更正とか、税額の変更とか、そういったものも毎月やっております。あと資格、加入者の入力とか、どの方が社会保険をやめたとか、転入で来たとかという資格関係のものも、このシステムで行ってまして、あとは県、国からの報告物のデータ抽出等も、このシステムで行っております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 基本は手入力に基づいて、それがひもづけられた、どういうデータがまとまってこっちに来て、例えば税額だとか、そういったものに反映されていくというような考え方でいいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ちょっと流れを申し上げますと、まず転入で入ってきた方の資格を入力します。それによって税務課で入力した所得とかも、こちらの標準システムのほうに連携しまして、それによって税額とかも計算していくのです。それでバッチ処理といって、条件をいろいろ入れまして、バッチ処理をしまして、税額を決定していくという流れになりまして、またこの国保事務処理標準システムが独立しているわけではなくて、一応基幹系とも連携をさせているのです。なので、所得とか、そういったいろいろなもの、市民課の住基のほうも連携させていますので、独立しているわけではございません。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ということは、他部署のデータも蓄積されて、この中で処理をされている、それが1つのパッケージとしてシステムというふうなことで呼んでいるというような考え方でいいですか。要するに他部署との連携。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えします。そのとおりで、市民課の住基の情報とか、あと税務課の税情報とか、そういったものも連携して、あと収納のほうも連携してやっていく。

(何事かいう者あり)

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 何をこのシステムでやっているかというのをわかりやすくというか、簡単でよろしければ作成して提出させていただきます。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。

○岸本一徳 委員 これは広域化が始まったときに厚労省のホームページに出ていたやつ。27年度から、そういうシステムが、構築が始まった……。

○国民健康保険課長 住民記録、税情報、そのとおりです。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ちょっと教えてほしいのですけれども、13ページの債務負担行為補正調書の中にあります、例えば特定保健指導業務委託料というふうにあるのですけれども、例えば次年度から国保の税率を値上げしようというふうに話が出ていると思うのですけれども、この場合、これまでとくとく健康診査キャンペーンで受診率を増やしてきたりというのがあって、そして特定保健健康指導で、より健康になるために、そこも重視していきたいというふうなお話だったかなと思っているのですけれども、この特定保健健康指導業務委託というところに関して、そこを見込んで予算を少し増額したりというところがあるのか、委託料に関して。そこをちょっとお聞きしたいのですけれども、併せて福祉保健の概要の8の11に特定保健指導の実施状況というのがあるのですけれども、この令和5年度のデータが、令和6年5月現在データとなっているので、その最新の情報というのも併せてお聞きしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 2点あったかと思います。特定保健指導のほう、健診受診率向上されて保健指導の部分を増額しているのがあるのかということだったかと思うのですけれども、特定保健指導のほうの契約につきましては、個別の医療機関のほうで健診を受診した方々が、その同じ病院のほうで保健指導を受ける際に委託料として支払っている内容になるのですけれども、実際保健指導対象者が、その医療機関のほうで継続して保健指導を受けるというところが、集団健診の中で専門職のほうでも保健指導受けずに、医療機関のほうで保健指導を受ける受診者の方が、継続して保健指導を受けますかという際に、お断りするケースもあったりして、年々個別のほうで保健指導を受ける実績というのが、ちょっと低くなっている状況があります。実際受診者が増えていって、保健指導対象者も増えていくと思うのですけれども、ちょっと保健指導をアウトソーシングしている部分については、実績としては少ない傾向があって、実績に基づいた予算組みをしていて、増額というところは、昨年と比較しては増額はしていない状況はあります。1点目です。

2点目の保健指導の令和5年度の最新のほうです。福祉保健の概要のほうでは、まだ出せていなかったのですけれども、令和5年度は60.3パーセントとなっております。令和4年度の保健指導が57.2パーセントと、やはり特定健診受診率向上で健診受診者が増加したことで、1,000人ぐらい増えたということで、本来目標としては60パーセントを目標にして、ここ3年度で達成はしていたのですけれども、令和4年度が

57.2パーセントで、指導率が落ちたのですけれども、令和5年度、最終的には60.3パーセントと目標値を達成しているところです。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。昨日、委員会でもあったのですけれども、市民に負担が生じる場合、やはり健康に関して、どこへつなげていくか、どういうふうに国保の医療費を下げていくかというところで、特定健診で自分の体をどう今後健康につなげていけばいいかというところが大事なところなので、ぜひここも今のお話ですと、医療機関への委託の料金というところでしたので、集団健診をするときには、また市の担当している健康保険を指導していらっしゃる方がいると思いますので、その方たちがもっと活躍できたらいいなとも思いますし、これは令和5年度の実績ですので、令和6年度が60.3パーセントを超えて、令和元年の62パーセントを超えるぐらいのものであることを、ぜひそういうふうな形にしていって、どんどん、どんどん上がっていけるようにということを思いましたので、すみません。確認でした。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 せっかくですから、ちょっと触れましょうね。6ページ、法定外の2,000万円の増額の補正なのですけれども、当初予算で6億4,700万円ぐらい……

(「4億」という者あり)

○山城康弘 委員 ごめんなさい。4億ね。今回、今の現状で国保財政の累積がしっかり解消できている。ただし、まだ4億円プラス今回の2,000万円も含めた、これだけの法定外を入れないといけない状況がある。今議会でも税率改正の上程がされている状況で、一方で国の方針としては令和8年度までに、その法定外を出している地方公共団体を50余りまで圧縮していくという方向性が出されている中、詳しくは一般質問でやりますけれども、皆さんはどのように考えられているのか。今、法定外はこれだけ出さないとできていないような感じになっているのではないですか、財政ね。今回の4億以上出している状況で、ですから今回の税率改定の上程も含めて、その辺の将来の見解、ある程度の流れ、こうしていきたいというのだけ少し答弁いただけませんか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員の御質疑にお答えします。昨日も説明させていただいたのですけれども、税率を上げて健全化計画を行いたいということを説明させていただきましたけれども、それと同時に医療費の抑制もすぐに結果は出ないのですが、諦めずに、これは継続して抑制に努めていきたいというふうに考えております。

今回の一般会計からの繰入額2,062万5,000円に関しましても、これは医療費、主に普通交付金の返還金精算に伴って1,700万円が主な理由となっておりまして、この返還金に関しましても、去年は2,000万円を超えているのですけれども、今年は2,000万円を切っております。このように返還金、医療費抑制にも努めまして、できるだけ返還金が出ないように努めてまいりたいとは考えております。

○山城康弘 委員 あとは一般質問でやります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第78号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時57分)

【議題】

議案第80号 令和6年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第80号 令和6年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第80号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。山城康弘委員。

○山城康弘 委員 まず、債務負担行為の長寿人間ドック実施委託料からいきます。まず、この委託料の内容ですね、どういったものなのか、改めて説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 山城委員の御質疑にお答えいたします。まず、高齢者の健康診断については、長寿健診と呼ばれる血液検査などが基本の検査項目の健診になっております。これにがん検診とさらに聴力検査の中の追加項目の検査を加えた、これをトータルしたものが、いわゆる長寿人間ドックと呼ばれる健診になっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 福祉保健の概要の10の2に長寿健診の対象者、あるいは受診率もありますけれども、もちろん後期高齢者で広域連合会が主体となるので、それに関しては、向こうが主に取り組んでいると思うのですが、受診率、これは宜野湾市、県の平均受診率より相当下回っている状況ではないですか。それに関して、広域と市側で、その辺のいろいろやり取りをしているのかどうか。

これはなぜかといいますと、高齢者の健康というのは、ある意味、介護特会に反映されてくる可能性が十分あります。本来は、その辺も市が関わったほうがいいのではないかという思いなのですが、その辺長寿健診に関して広域とのやり取りはどのようにされているのか、お願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 山城委員の御質疑にお答えいたします。

広域連合との連携というところでございますけれども、長寿健診を受診されていない方に対しては勧奨通知と呼ばれるもの年に1回発送しております。それぞれの受診を促すという取組をやりつつ、また宜野湾市のほうで、広域に委託という形で実施している一体的実施事業の中でも健診を受けていないことによって、健康状態を市側で把握していない方に対して、そういった勧奨通知を送るという取組を行っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 勸奨通知のお話がありましたけれども、それにしても、やはり受診率というのは、県平均よりか大分下回っていると。その対策というのは、広域から、例えば宜野湾市はもう少し上げていってもらいたいという話もあると思うのだけれども、その辺のやり取りというのは、例えばこれをもう少し平均まで上げていくような動きというお話を広域とどのように連携されているのか。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 山城委員の御質疑にお答えいたします。この受診率を上げるというところで、今現在具体的な広域連合との連携というところは、ちょっとないのですけれども、宜野湾市の受診率が県平均に比べて低いというところがありますので、この辺りはどのように改善していくのかというのは、今後の課題なのかなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 次長、これは先ほども申し上げたとおり、介護保険の面からも少し見てほしいのです。なぜかという、健康を保てば、介護保険は、そういったお年寄りをしっかり防いでいく、これはある意味、別の一方からの感覚だと思うのだけれども、要するに主体が今、広域連合会だからということではなくて、やはり介護との関わりもあるということも含めて、係長の答弁では、そういう中身の調整というのは、今あまりやっていないという話なので、その辺もう少し力を入れたほうがいいのではないかな。ましてや、それがもしかしたら介護特会の財政運営に反映される可能性は十分関連性がありますので、その辺を少し今後検討していただきたいなというふうに思います。見解をください。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。委員おっしゃるとおり、後期高齢者に限らず、昨日の議案としてありました国保加入者等も含めまして、市民の健康というのが、国保から始まって後期高齢、また介護へとつながっていくので、その時点、時点での保健事業という役割は、すごく重要であると認識しているところでございます。

この健診の受診率については、先ほど担当係長から答弁があったとおりののですが、これと保健事業の範疇でいきますと、令和2年度から介護予防と保健事業の一体化ということで、担当主幹を配置しております。市としては介護の担当、そして健康増進課、あとまた国保の担当と併せて定期的に意見交換をして、そういった現状の対応については、KDBシステムのデータも活用しながら、ちょっと対策を今進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、国保の件もおっしゃいましたけれども、僕も過去に広域の議員になったときにいろいろ感じる場所があって、いずれは国保の加入者も広域の加入者になっていくと、75歳になると。実は、岸本委員がとても詳しいと思うのですけれども、要するに後期高齢者のところの財政運営というのは非常に順調なわけ。黒字を出しているわけ。逆に言えば、市町村側から広域といろいろ話合いを持って、要するにどっちみちこの対象者というのは広域に行きますから、その国保事業というか、65歳以下の健康を保つための健康事業の予算を、逆に広域でやるという方法というのも、それはいろいろ相談してほしいわけ。いずれどうせ広域に行くのだから。健康な人たちがいたほうが広域でもいいではないですか。

そういった意味で、できるできないは別としてですよ。そういう連携を取ってほしいなど。さっき言った介護との絡みもあります。国保との絡みも、国保の加入者も、いずれは75歳になりますから一緒なのです。だから、今、国保事業というのは財政運営が非常に厳しいから、対策を練る予算がなかなか捻出できない。そういう状況の中で、広域はある程度潤っているという表現はおかしいけれども、広域はある程度運営的にはうまく運営されているのです。だから、その辺を広域とちょっと密に連絡を取りながら、いろいろな施策ができないかなというのを模索していったほうがいいのですけれども、どうですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいま御提言いただきました内容については、また広域連合とも、ちょっと意見交換を重ねていきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 では、次に7ページです。先ほどの国保とも似ているのですけれども、償還金、還付金です。これも要は、先ほども話しましたがけれども、決算の出納整理期間中にある程度金額は確定していくと。これが今の12月議会に上程されている。国保の場合は、いろいろな金額が確定した後にレセプト等で、間違いがないかということをしっかり精査していくと、いろいろな作業があるということだったのですけれども、広域の場合はどうなのですか、この還付金の。

(「休憩、すみません。お願いします。」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時09分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時09分)

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 山城委員の御質疑にお答えいたします。今回上程させていただいているのは、市民にお返しする、過年度に納め過ぎとなった保険料に対する還付金となります。還付になるケースとしては、例えば7月から後期の場合は納付がスタートするのですけれども、例えば年間の保険料を一括納付された方が年度途中にお亡くなりになった場合などは、保険料が月割りで再計算されますので、その場合は、納め過ぎとなった分が還付になるというケースがあります。また、過去の年度の申告を修正申告して、所得が減少したりすると、それに伴って保険料のほうも再計算されますので、またそれも差額が還付になります。

そういった還付になるケースが例としてあるのですけれども、これが現年度、例えば今でしたら令和6年度ですので、令和6年度に対する還付であれば歳入のほうからお返しするのですけれども、年度をまたいだ場合は、一旦歳出のほうで市民の方に還付して、後日広域から同額を請求して歳入できるという形を取るのですけれども、どうしても年度をまたいで還付請求が入ってくると、これは歳出でお返しの形になるのですけれども、この年度をまたいで請求してくる件数がちょっと例年より多い状況というところで、今回追加で補正予算を上げているという状況です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちなみに去年の還付金に関しての補正は何月に上程されているのですか。

(何事かいう者あり)

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の説明もあまりピンとこないのですけれども、要するに金額が莫大な金額、個人に対しての還付金が莫大な金額だったら、精算する期間というのは、対象者が多いから、それは分かるのですけれども、あくまでも年度途中の還付金に関してという話だと、過年度分に関しては、やはり出納整理期間で確定することだね、金額は。過年度の、違うの。その説明をしてください。僕理解していない。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 還付金というのは、まず納めていただいた税金の額の変更に伴って生じるものなのです。なので、今こちらで上げているものは、歳出のほうですので、過年度の税額の変更があったために、納め過ぎた分をお返ししますということなのですから、これがなぜ今かということの山城委員の御質疑だと思うのですけれども、この還付というものは、主に所得更正とか、遡って行ったり、被保険者の方が行ったことに対して生じることなのです。なので、この単年度分もあるし、令和2年度、令和3年度、所得更正をすれば、令和2年度、令和3年度分も併せて還付という形になりますし、これが予算を計上していた以上に執行率が高くなったことで、今12月時点で、3月までの予算が足りないということで、見込みも立てまして、今回の補正計上となっています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、その対象者の状況が変動しているということですよ。要は、例えば今働いていた人たちが、収入が少なくなったとかというのが、まだ加算対象になってくるではないですか。そういうものの、いろいろ複雑化しているということの理解でいいのかな。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 所得更正に関しましては、それぞれの状況があると思いますので、一概に山城委員がおっしゃったことが、そうですということも、申し上げることはちょっと難しいところがあります。なぜかという、控除を入れ忘れたとか、そういったものも含まれますので、所得更正の状況、ただ単に収入が減ったからとかではなくて、いろいろな要素があるかと思います。

○山城康弘 委員 要素って、ほかに何が考えられますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 控除対象を入れ忘れたとか、扶養控除とか、いろいろあるかと思います。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 分かりました。ちょっと僕も勉強させていただきますので、まだ半分も理解していないので、いろいろ複雑だということを認識します。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 債務負担行為の長寿人間ドックについてなのですから、これは限度額が241万2,000円、これって1人当たり何千円なのか、掛ける何名分なのかというのを、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。こちら1人当たり税込みで2,200円掛ける見込人数として1,096名で計算しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 令和5年の長寿人間ドック、これは長寿人間ドックと書いてあるので、同じことですよ。843、令和5年度、これは福祉保健の概要の中では。要は長寿健診というのは、この人間ドックも含めて、そして10の2の中に長寿健診とありますけれども、集団健診、個別健診、この個別健診の中に人間ドックも入っているのか、入っていないのか。ここを確認させてください。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。この長寿健診の個別健診の中に長寿人間ドックは含まれております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 長寿健診については、恐らく手元から出る特定健診も同じように出ないと思うのですけれども、いわゆる予算的にはどんなふうになっているのですか。これは1人当たり幾ら、特定健診も実際には料金というものはあるのだけれども、徴収していないというだけの話だと思うのですけれども、ここを少し教えてください。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。まず、長寿健診なのですけれども、後期高齢者の方については、長寿健診、がん検診は無料となっております。長寿人間ドックの中に追加項目という検査項目がありまして、こういう検査があるのですけれども、この部分について1万520円の検査料がかかっているのですけれども、このうちの2,200円を今回この委託料の中で計上させていただいて、差額の8,320円が市民の自己負担ということになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 徴収しているの、8,000円。例えば集団健診に行きました。8,000円は、その健診の料金として個人負担、市民の負担をしているということになりますか。ならないよね。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 長寿人間ドックは、個別健診、医療機関のほうで受診されていると思いますので、そのときの会計のときには、その分はお支払いしているとは認識しています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は公費で限度額今2,200円と言っていましたよね。それは1人当たりかかっているというふうな言い方でしたけれども、人間ドックそのものは1万幾らかで、本人が負担をするのは、後期高齢の市民はどのぐらいになるのですか。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。まず、長寿健診とがん検診も検査料としては発生をしているのですけれども、市民側の負担がゼロ円というところです。最後の追加項目だけに関しては、市民側の自己負担が発生するということです。検査料が1万520円かかるのですけれども、そのうちの2,200円は公費で見て、差額分の8,320円が市民側の自己負担なので、市民側は長寿健診は無料、費用自体はかかっているのだけれども、無料、徴収はしない。がん検診もなし。追加項目だけがあるというところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それはがん検診の、いわゆる自分で、任意で受けたいがん検診、追加をしたときに料金が発生するという理解でいいですか。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 この長寿健診にがん検診を加えて、がん検診を加えると、追加項目も、人間ドックというのはパッケージの中で受診しますので、がん検診は、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診があります。これを全て受けていただく形になります。

○岸本一徳 委員 これは無料になるわけ。

○後期高齢者医療係長 はい。

○岸本一徳 委員 それ以外のがん検診、例えば大腸とかというのは検便でできるではないですか。あれって無料ではないの。

○後期高齢者医療係長 この大腸がん検診は検便方式なのですが、内視鏡ではなくて、これは無料です。市民側の負担はありません。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私、今質疑しているのは、なぜ聞いているかといいますと、沖縄県の後期高齢者医療広域連合の医療費というのが、全国平均よりも高いのです。むしろワーストに近いのです。全国一番悪い部分に来るので、県平均よりもうちは低いではないですか、この受診率は。やはりそこは本来であれば、保険者である広域連合が、しっかり対策をしないとイケないのですけれども、そんなできるマンパワーもないし、向こうには。いわゆる保険者としての責任はあるけれども、実際にはやはり各市町村の、後期高齢者医療広域連合に所属していますという、その保険に加入していますという、これは好むと好まざるとにかかわらず、みんな加入しないとイケないわけだから、そうであるならば、本市の市民である後期高齢の方々の健康をどう守っていくのか。

では、うちが予算をかけられないとか、かける必要はないとかという、私は、そういう判断は、ちょっと間違っているのではないかなというふうに思います。結局は、宜野湾市も広域連合に納付金として、いわゆるそのツケは回ってくるわけですから、医療費が多くなれば、そのいわゆる納付金というのは増えてくると。これは県レベルで、要するに広域連合として総体的に増えていけば、当然我々の宜野湾市としての納付金も高くなっていく、増えていくのだという、そういうふうに考えると、本来はインセンティブか何か、広域連合で手配しないとイケない立場なのだけれども、そういうのは、本来は国でそういうのがあって、国保にもあるではないですか、そういうインセンティブの。いわゆる頑張った分だけは、要するに各市町村に、ペナルティではなくて、逆に頑張った分だけ恩恵を与えていくような、そういう部分ももっとつくるべきではないのかなと思います。

私も代表ですから、そこは申し上げて、訴えていきたいというふうに思っていますけれども、皆さんも自分たちの本市の、後期高齢といっても、保険者ではないけれども、市民の健康のためなわけですから、やはりどこまでできるのか、どういうふうにしてやれば、納付金に跳ね返ってこないような対策ができるのかというふうなことを、ぜひ研究していただきたいなというふうに思っております。また、本来であれば、健康

増進課とか、そういったところとタイアップしてやっていかなくてはいけない部分もあろうかというふうに思いますけれども、ノウハウは全部ありますから、健康増進課に。

それで、次長、介護長寿課のほうで担っている保健事業と一体的なやつ、できれば、次年度から決算資料として実績を入れてもらえませんか。これはないですね。たしかなかったと思います。私は、資料はいただいたのですけれども、今日は持ってきていないのですけれども、現状はこうですという引継ぎができないのですけれども、ぜひそれをやっていただきたいなという願いを、この福祉保健の概要にデータを入れていただきたいなということをお願いしたいと思います。

本来だったら、決算で言うべきだったのですけれども、それでこの保健事業そのもの、なぜそこをやらないといけないのかというのは、やはり医療費の抑制をするためには、これを全国的にもやらないといけないということで、そういうふうに推進をされてきていると思うのですけれども、うちは1年遅れて始めましたよね。令和2年から始まっているけれども、うちは令和3年からスタートしております。この実績を積み重ねていると思うのですけれども、この長寿健診を受けた人で、データの悪い人の対策という位置づけだと思うのですけれども、では受けていない人はどうなのと、ほったらかしてんのという、そんなふうなこともイメージ、想定されるので、やはり検診率を特定健診と同じように高めていく努力をしないとイケないなということが考えられます。

あと、もう一つ、次長、私も一般質問でよくフレイル、介護に陥っていない人だけでも、介護の予備軍なのだという扱いで、様々な通いの場とか、それからまたミニデイサービスとかというふうなところで、そういうことをやはり高齢者にも促して、自分の健康は自分で守ってくださいねと。介護の認定を受けてから、元気高齢者に戻るというのは、なかなか難しいことだと思いますので、そこをやはり本来であれば広域連合からフレイル対策ということは、しっかりもっと強化しないといけない部分なのかなというふうに思うのですけれども、皆さんのほうで、その辺について、広域連合、もう少し強化してもらいたいなという声がありましたら、我々もまた訴えていきますので、よろしくお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。まず、福祉保健の概要への記載については、10の6ページ、現状と今後の展望の中では、一体的実施事業については触れてはいるのですけれども、データの的なものは掲載してございませんので、次年度、こういった形で掲載するかも含めて、ちょっと検討はしてまいりたいと考えております。

あとは、広域連合との連携の部分に関しては、やはりなかなか全市町村を見る側としては、マンパワーも含めて、実際に課題も、難しいところもいっぱいあるかと思うのですけれども、それで一体的実施の中で、委託料として各市町村で払って、今、一体的実施事業を各市町村で受託して事業を実施しているという流れもありますので、ここについては、先ほど山城委員の質疑の際にも答弁しましたが、広域連合へは各市町村からも意見の場もあると思いますので、その辺は意見交換をしながら、より健康寿命を延ばす施策として連携して、何ができるかというのは検討していきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 国保の努力支援のとかということで、交付金として歳入として入ってくる、頑張ったインセンティブではないですか。そういうものも、介護もありますし、だから広域連合の、全国的にこれは国

が制度としてちゃんとつくるべきなのかなというふうに思うのですけれども、頑張ったところも、頑張らないところも同じ扱いですというのは、ちょっと納得できない部分がありますので、そこはやはり各保険者ではないですけれども、市町村から、自治体からも、やはり声として発信をする必要があるのではないかなというふうに思います。

一般質問でできれば、またそういうことは取り上げていきたいというふうに思っているのですけれども、そこは次長、心がけていけば、宜野湾市だけ頑張らなくてはいけないということではなくて、沖縄県はやはり悪いわけですから、全国の医療費の平均を引き上げているような形になっていますので、その対策の意味でも、それぞれ頑張った各市町村には、それだけのインセンティブを与えていくというような、そういうことも提案、提言をしていくべきではないのかなと思います。よろしくお願いします。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。努力者支援制度的なものが、今、後期高齢者医療制度の中では、ちょっと今ないようなので、そこはまた国に対して県として要望していくことも考えられると思いますので、先ほどの答弁と同様になりますが、そこは意見交換を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第80号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時32分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時33分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時33分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

請願第9号 「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

○伊佐文貴 委員長 請願第9号 「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願を議題といたします。

質疑に入る前に事務局より請願書の読み上げを行います。

(事務局読み上げ省略)

○伊佐文貴 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 事業に対して、いつから始まった事業だとか、またそういう経緯というのが分かれば、改めてなのですけれども、教えてほしいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。フッ化物洗口の学校での実施に関することですけれども、平成29年の末、後半に1度テスト、水うがいの練習をしまして、実際事業として実施したのは平成30年から行っております。大謝名小学校、それから令和元年、令和2年、令和3年と続けてきたところでございます。

ただ、令和3年の途中から新型コロナウイルス感染症が拡大しまして、感染防止として、この事業を一旦休止しておりました。令和5年11月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着いたということで、11月からまた大謝名小学校で再スタートを行っているところでございます。大謝名小学校については、今年度も引き続き4月から行っております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 請願の中にある、宜野湾市内中学校ブロックで小学校1校ずつ拡大していくという指導部長の答弁があるということだったのですけれども、内容はですね。教育委員会として、その方向というのは、この中にあるようなものになっているのか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 先ほど御説明しましたけれども、今現在、大謝名小学校1校で実施しております。今年度志真志小学校で実施を計画しております。今調整中となっております。その後は、中学校区に1校ずつ増やしていくという計画で、具体的な小学校の部分については、まだ決定はしていないところですが、その方向で進めていきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今のところ以上です。また、皆さんから質疑があると思いますので、ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 ちょっと確認させていただきたいのですけれども、この請願理由の6行目辺りで、教職員不足は解消されず、校内の職員で学級担任不在を補っていることが常態化しておりますとあります。そして、沖縄県の教職員病休率は全国の2倍、それも精神疾患による病休率は全国ワーストですというような、現在のその辺りの悪くなっている方向にあるのか、幾分改善されていると私は思っているのですけれども、現在のことを今話されているのか。これは何度も請願で上がってきておりますけれども、これは現在も、このような状態が報告されているのかをまず確認したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 教員不足については、今手元にはちょっと最新の資料を持っていないので申し訳ないのですけれども、若干の改善はあるかと思っておりますけれども、引き続き厳しい状況は続いているのかなという感覚はございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 現在の状況は、まだ把握されていないということで確認が取れましたけれども、また上のほうに戻りますけれども、4行目の現在も教育現場での働き方改革に反していると怒りの声が上がっていると、これも最近もこのような状況が続いているか、確認したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 フッ化物洗口を学校で行うことに対する、働き方改革に反している怒りというか、御意見をいただいているところは認識……

（「認識していない」という者あり）

○指導部次長 認識しております。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 大謝名小学校についても同じく怒りの声が上がっているのでしょうか。現在行っている学校からの情報も。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 大謝名小学校につきましては、去年、令和5年11月から再開しておりますけれども、その際も教職員に対しては説明会、また保護者に対して説明会を行っているところです。その際には、やはり教員の方からは大変ということで、アンケートの中で9割は反対ということの結果は出ておりますけれども、令和5年11月からはスタートしているところです。本年度に関しましては、アンケートは取っていないのですが、そういった大謝名小学校からの声は、ちょっとこちらでは把握していないところです。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 今の答弁で、教職員の9割ほどがアンケートで答えられたということだったのですが、負担があるということでもありますけれども、これに関して保護者からの御意見とかというのは、進めていただきたいのか、反対なのかのデータは。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 保護者に関しましては、実施する際に同意するか、ぶくぶくうがい、フッ化物を使つてうがいしていいかどうか。また、反対するのか、同意しないのかというアンケートを取らせていただいているのですが、9割以上の保護者は同意ということで実施しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 あと1点、確認させてください。我々委員会も朝のフッ化物洗口の実施されているところへ現場の調査に行ったわけですが、いろいろな視点から見ると、委員の見方もあったと思うのですが、保護者に関しても、それは公表して見せたことは実際あるのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 実際に学校で行っている状況は、保護者の皆さんには見ていただいているのですが、保護者説明会の際には、実際にプッシュして、ぶくぶくして、これに戻してという一連の流れの体験はしていただいたところです。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 ありがとうございます。その効果、成果というのは、保護者から、ほかの情報から得られて、理解して9割の方が賛成していると思っていいいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 保護者説明会の際にも、教員説明会の際にも、学校歯科医の先生に来ていただいて、その効果と、あと安全性などを講義というか、していただいているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 自分もこの教室に入っただけですけども、保護者からの声とか、棒グラフで、これだけの効果が上がったというグラフを見たんですけども、大変素晴らしい取組だと思っておりませんが、あとはほかの委員からの質疑も聞きながら、また付け加えてあれば質疑したいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 前回の請願、令和5年6月8日、9日受付なのですが、それは一部、請願を行った団体のほうで取下げがありまして、そこで事実と学校現場でフッ化物洗口をやっている部分、違うという点、もう少し確認をしておきたいと思うのですが、そのときの文書を今、私持っているのですが、下から6行目で、薬品を希釈することは医療行為であり、教職員が行うことはできないと考える。口腔の専門家である歯科医院で対応できるようにしてほしいです。それに伴い、行政は保護者が歯科医者に行きやすい環境をつくる必要があると考えるということであるのですが、その前に宜野湾市教育委員会は市内の小学校にフッ化物洗口を保護者に代わって教職員に実施される取組の話があり、現場から働き方改革に反していると怒りの声が上がっています。この2か所の部分が、要するに現場の事実とちょっと異なるということで、取り下げた経緯だったのかなと思うのですが、そこはもう一度確認したいのですが、そういう解釈だったというふうなことで確認したいのですが、それでよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、薬品を希釈することが医療行為、歯科医が行うべきというところなのですが、令和5年11月から実施している大謝名小学校につきましては、顆粒タイプから希釈された液体を使っておりますので、これは医療行為に当たらず、どなたでもできるということになっています。それ以前、休止する前は顆粒を使っておりましたので、その際は、やはり学校歯科医の先生が希釈して作り置きしているので、この部分については、今現在は違う、該当しないのかなと思います。

また、保護者に代わって教職員が実施する取組ということなのですが、保護者に代わってというよりも、学校現場でやる効果を考えると、教育委員会としては実施していきたいという考えで、学校で取り入れていっている状況となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 山城委員、そういうことだったのですよね。

○山城康弘 委員 今ちょっと次長の答弁に非常に不審なものだったので、後で質疑します。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今回の請願なのですが、保護者云々というのは、もうなくなっていて、教職員に実施させる取組が始まりという部分と、あとは以上のことにより集団フッ化物洗口を学校で教職員に行わせることを求めますという、それが請願の趣旨だというふうに思っているのですが、実際に前の

請願を受付して我々が審議しているときに指導部学務課提出で令和5年6月15日付の福祉教育常任委員会へということで、私が要求した資料が、大謝名小学校におけるフッ化物洗口の手順についてということを書面でいただいたのですけれども、まず洗口液の作成ということで、1番、これは学校歯科医が保健室で洗口剤を溶解し、洗口液を作成する。10リットルのポリタンクで全学年分を作成し、各学級のボトルへ分注と書いてあるのですけれども、いわゆる教職員が、次に学級へ配布をする、希釈したものを。あと、次に子供たちのフッ化物洗口を開始する、これは芸能人が出てきて、映像で見たのですけれども、終わったら保健室へ物品の返却、後片づけというようなことで、学校の先生方というのは、ふだんから、このフッ化物洗口をやる、やらないという以前に、先生方は子供たちの健康管理というか、そういう状況というのは、やはり授業をしながらでも、様々注意をして、子供たちの状態、状況が、健康状態はどうかかなということをはかっているはずなのです。

特にフッ化物洗口のとくに、させないでくれとなっているわけですが、では学校の先生が、どこまでフッ化物洗口に関わって指導しているのかということ、例えば私はやるのは嫌ですという先生方にはさせない場合もあるのか、この辺も含めて、学校の先生方、大謝名小学校に限るのですけれども、ここについては、本当に嫌々ながらさせられている先生もいるということなのか、それとも外れてもいいですよというふうなことでやっているのか、この辺のことをもう少し確認をさせていただきたい。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、先ほど令和5年6月に提供された資料と今の状況というか、流れが少し変わっているところがありますので、御説明させていただきたいのですけれども、令和5年開始する前の、休止する前は、顆粒タイプで希釈して行っておりましたけれども、令和5年11月のスタートからは、既に希釈されたものをクラスごとのボトルに、これは学校歯科医が行っているのですけれども、それを学校のクラスの人数分の量をボトルに分けて、それをクラスごとに籠が設置されています。ティッシュとボトルが入っている、紙コップと、籠がクラスごとにあります。そこに設置して、それを保健委員の児童が保健室に取りに来て、各クラスに配ります。

その配られた各教室は、先生が行っているところもあるのですけれども、1人ずつ、水うがいの子とそうでない子を分けて、水うがいの子はコップを渡してお水を入れて。フッ化物でやる子は並んで、先生がブッシュして、ティッシュを持って席に着く。高学年になると、自分でやる子たちもいる状況になっております。

終わったら、吐き出して、ティッシュをごみ箱に入れて終了という形になります。実施するときは、先ほど言いました、護得久栄昇さんのDVDを見ながらというクラスもありますし、先生がタイムを測ったりとか、子供たちにタイムを測らせているクラスもあると聞いております。

先ほどありました、クラスの担任ができない、やれないというのは、大謝名小学校については、全員一斉に実施しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 僕は、あの当時見た養護の先生は、何も関わっていないような感じがしたのですけれども、あの先生はお辞めになったという話も聞いたのですけれども、それほど深刻だったのかなと思うのです。

けれども、確認ですけれども、これまで飲み込んで調子がおかしくなったという事例があるのかなのか、お伺いします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 誤飲とか、体調不良とかの報告は、これまでないです。

○岸本一徳 委員 分かりました。最後に聞きますけれども、学校の先生方には協力を求めているとか、校長のいわゆるやりますということで、やはりやるからには、子供たちの状況は、担任や副担任がちゃんと見守らないといけないというのは、それは当たり前のことだと思いますけれども、それはフッ化物に限らず、ふだんの授業も、それはインフルエンザだったり、風邪だったり、様々流行がありますので、その辺はちゃんと子供たちの健康状態は、教職員としては当たり前のかなというふうに私は思うのですけれども、もし何か別に説明、答弁がありましたらお願いします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 さっきの流れのものにちょっと付け加えさせていただくと、開始する前のボトルの管理とか、洗浄とか、片づけは、今年度から全校に配置しているSSS、教員業務支援員というのが全校に配置されていますので、その方を活用して準備、後片づけはお願いしてございます。できるだけ先生方には、どうか負担が減らせるような取組を今後も工夫しながら考えていきたいと考えています。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後1時53分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後1時56分）

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

（「すみません。ちょっと訂正……」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後1時56分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後1時56分）

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今まさに指摘をしようとした。要するに今やっている水溶液、希釈されたやつで今やっていると。それ以前はそうしていたけれども、今はそういうことはない。医療行為に関しては、実施当初から教育委員会に関して国の見解、あるいは口腔学会等専門学会の意見をしっかり医療行為ではないということを教育委員会も一貫して見解を示していたので、確認しようと思ったら、今撤回がありましたので、安心しました。

先ほど先生方から少し負担があるというふうなお話を聞いているということなのですから、具体的にどのような負担なのか把握されているのか、先生方がどこを負担に思っているのかというのは、教育委員会は把握されていますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 やはり薬品ではないですけども、希釈されているフッ化物を学校内で子供たちにやっていくという、何かあったときの責任とか、精神的な負担があるということは聞いています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回の答弁も皆さんが先生方に対して説明不足だと思います。要するに先ほども実施から一貫してということに対しても、この責任の所在に関しても、全て教育委員会が担うということを議会の場でも全て答弁しております。ですから、例えば今のものが原因で負担というのであれば、皆さんが先生方に対しての伝え方が伝わっていないなというふうに思いますけれども、どうですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 説明会などでも何度も全て教育委員会の責任でありますということはお伝えしているところではありますけれども、やはり先生方は目の前にお子さんたちがいるということも、やはり精神的な負担があるのかなということは、ちょっと感じております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、課題解決は見えているではないですか。それをしっかり先生方に把握してもらおう努力をするべきではないですか。要するにほかの負担があるのであれば、またその対策も必要なのですけども、今の負担の内容の、先生方ですよ、負担とを感じる内容であれば、しっかりとした情報を伝達して、その責任のものであるとか、その辺は伝えたら解消されることだと思うのですけれども、僕も2回行ったのかな、実施を見ている限りでは、作業上の負担というのは、極力見えなかったのです。確かにプッシュポンプみたいなものに水溶液を入れる作業をされていましたけれども、先ほど次長から説明があったとおり、まず保健室で学校歯科医の先生が、あの当時は、1回目の視察はまだ希釈しておりました。2回目のときには水溶液だったのですけれども、そういった形で全部やって、保健の養護教諭の方も、1回目のときは手伝っているのは見たけれども、2回目のときは全く手伝いもないような状況で、学校歯科医の先生が全部やって、それから保健委員の5～6年生の子たちが来て、教室まで持っていったという形ですから、極力負担はないと。

当時の校長先生も、先生方から実施についての負担というのは、そんな声は聞こえませんかということも聞いているのです、実は。その現場でですね。だから、今もし次長がおっしゃる、先生方が不安に感じている、心配事があるというのが、何かあったら責任の問題というのであれば、それを解決していくのが近道ではないかと思います。要するに再度またこれは責任、万が一あった場合でも学校歯科医が待機しているではないですか。誤飲した場合でも先生にすぐ報告して、学校歯科医の先生が経過を見ながらやっていたのですよね。1件ありましたよ、ちょっと飲んでしまったという。けれども、ちょっと様子を見ましようと、そういう対応をしていましたよ。

だから、その辺を加味したら、この負担というのが、先生方の負担というのが、僕はよく理解できないのです。例えばこういう話もあります。例えば虫歯対策には歯磨き指導したほうがいいのではないかと。歯磨き指導のほう時間が負担があるのではないかな。ぶくぶくうがいというのは、微々たる時間ですよ。だから、その辺を含めて最善な子供たちの歯の健康を守る事業だと思いますけれども、あとは私、この請願書を見て、学校の状況は、先ほど言ったようにあるとしましょう、精神的な疾患とか、病休、ワーストとしましょう。

だけれども、こういう状況と何でフッ化物洗口を教師に行わせないかという関連性がよく理解できない、この文章からして。よく理解できません。なぜフッ化物洗口をやめてということに固定化するのか。もしそうであれば、今教育委員会がやっている学校業務改善アクションプラン、その強化を訴えるべきであって、先生方の今の内容を解決するためにですよ。今ありますか、沖教組のほうから。学校業務改善アクションプランの強化の陳情とか来っていますか。なければいいですよ。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 私は、ちょっと把握していません。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ですよ。聞いたこともないわけ。だから、その辺はちょっと矛盾しているのではないかなと。本末転倒だと。この中でいう改善するのであればフッ化物洗口ではないわけ。要するにもっと教育委員会に対してやるべきことがあるわけ。今の職場改善プロジェクトに目を通していかどうか分からないですけども、沖教組の方ね。怒っているわけではないですよ。だから、その辺が最も矛盾した話なのですよ。

僕が言いたいのは、前回も中身を精査しない中、審議もいっぱいやった後に取り下げたのですよ。なぜか、事実誤認があったから。虚偽があったのですよ。だから、そういった意味でも今回も中身を見ながら、紹介議員の方たちからいろいろ聞いてみたいと思っているのですけれども、どうですか。教育委員会は、今までどおり続けていくという見解でよろしいのですよね。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 この事業につきましては、やはり教員の皆さん方、あとは保護者の方にも丁寧に説明して進めていく必要があるかということで、教育委員会としては考えております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 あとは、一番大事なことはもう一点あって、皆さん方が丁寧に進められているのは、まずは実施に当たり、親御さんからの承諾書をしっかりと取っていると。要するに親も、させたい人たちもいっぱいいるのです。ですから、私は逆に、反対する人たちが、このやりたい人たちの権利まで奪うのかという、その逆の発想もあるのですよ。やらない子供もいましたよ、僕が行ったときにも。水でぶくぶくしていました。1人やっていました。だから、その辺は、しっかり丁寧に、ちゃんとこの事業が実施されているので、今後もしっかり続けていってもらいたいなと。あとは、次の紹介議員の方たちと議論します。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほど棚原委員からの質疑の中で、2校予定していたところ、令和6年度、志真志小学校がまだ未実施、現在調整中だということの答弁があったのですけれども、その理由を詳しく教えていただけないか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 志真志小学校に関しましては、今年度に入って7月に教員の皆さんに説明会を行っております。7月に志真志小学校のほうで教職員に集まっていいただいて、フッ化物洗口の説明会をしました。その後、8月29日に沖教組の中頭支部の方数名と、あと志真志小学校の教員の方、あとは市内養護教諭の先生方

数名が教育委員会のほうにいらして、その場でもいろいろ質疑応答というか、御説明しているところでございます。その後、9月に入って保護者説明会を行っております。

その中で、やはり実施するに当たって、学校と調整を重ねてきているところではございますが、大謝名小学校とは違う、大謝名小学校は紙コップを使っているとか、志真志小学校はマグカップを使っていたりとか、細かい調整もあるのですけれども、やはり教員の方の不安というか、同意というか、学校のほうでも、校長先生のほうも、まだ調整ができていないところがありますので、今まだ実施ができていない状況です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 9月に保護者の皆様方への説明会をしたということ、保護者の皆様方の反応というのは。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 保護者説明会のときにも実際にフッ化物洗口の実施の体験も行って、皆さんにやっていただいたのですけれども、その際には特に反対とかもなく、ただそのときには同意書などは、アンケートなどは取っておりませんので、保護者の方は、まだ意見は集約できていない。質疑応答も設けたのですけれども、その中では、特に反対というか、そういう意見はなくて、いつから始めるのかという質問があったと認識しております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その説明会ですか。

○指導部次長 はい。

○伊佐哲雄 委員 その前に、例えば教育委員会として、なぜフッ化物洗口を学校でやろうとしているのか、あるいはフッ化物洗口の効果、効能、目的みたいなものが、しっかりと保護者の皆様方に伝わっているのかなとちょっと気になるのですけれども、いかがですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 保護者説明会の際は、学校歯科医の先生に……

(何事かいう者あり)

○指導部次長 すみません。学校歯科医ではなくて、大謝名小学校の学校歯科医の先生……

(「神下先生」という者あり)

○指導部次長 はい、神下先生。

(「あの人はプロだものね」という者あり)

○指導部次長 学校歯科委員会の副委員長ということで、講師になっていただいて、プロジェクターを使って説明して効果とか、あとは学校でやる意義とか、そういう不安なところ、このフッ化物についての説明などもしていただきました。その際に来れなかった保護者の方もいるということで、後日、志真志小学校のホームページのほうに講義の資料と、あとはスライドで講義した内容のものをホームページにアップしています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 くまなく保護者の皆さん、お父さん、お母さん方に御理解をいただくというのは、それはいろいろなチャンネルを通して、やはりPRする、PRというか、やる目的は、子供たちのために、ある

いは将来ずっと口腔衛生は続くわけですから、その効能というのは、やはり十分理解させるためにはホームページとか、そういうふうなものだけではなくて、いろいろなチャンネルを通してやるべきだと思っておりますけれども、これはそのまま今回は流れたというか、財源組替えしたというような話も聞いているのですけれども、来年3月まで志真志小学校においては実施をしないという方向性なのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 いえ。実施しないということではなくて、今実施に向けて、一応は調整を続けているところではございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その割には財源組替えでゼロになったというふうなことを聞いているのですが、それはいかがですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 そこに就きましては、当初は一般財源でこの事業を組んでいたのですけれども、今回国の補助が活用できそうということで、その補助をもらって、それを組み替える、一般財源から補助に切り替えるという組替えです。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先月だったと思うのですが、沖教組さんの主催で、フッ化物洗口に反対する立場の先生を講師に招いて研修会をやったというふうに聞いているのですけれども、その件は把握していらっしゃいますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 琉球大学のほうで開催されたということの情報はあのですけれども、ちょっと内容については、私は聞いてなくて、資料もまだ手元になくて、内容はしっかり把握はしていないのですけれども、フッ化物に対しての反対の立場の方の講師ということで、いろいろ研修会があったということは認識しております。

○伊佐哲雄 委員 沖教組の活動については、それについてどうのこうの言うべきではないと思っているのですけれども、何にしてもやはり賛成と反対というのは両方大体あって、どちらが正しいというのは、私どもでは判断できないのですけれども、ここをやるのだったら、ここもやるべきだと個人的には思いながら、反対の立場の意見だけを、失礼な言い方かもしれないけれども、うのみをして、それで子供たちの健康だとか、教職員の皆様方の疲弊とかというのは、考慮しなくてはいけないのだけれども、その前に子供たちのことを考えていただけないかなというのが、私個人的に考えているわけです。

その辺がちょっと偏っているのではないかなと思ったりしたのですけれども、教育委員会としては、推奨して、これからも推進していきたいという立場ですか。教職員の皆様方が反対しているのだったら、もう諦めようかというようなことなのでしょうか。その辺ちょっと将来に向けて、ちょっと教育委員会自体が揺らいでいるような印象を私感じているのです。自信を持って進めているのか、その辺ちょっと考え方をお聞かせいただきたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答え申し上げます。学齢期から12歳までにほぼ歯の生え替わり、永久歯に生え替わるという大切な時期で、また生え替わったばかりは、すごく歯が軟らかくて虫歯になりやすい。予防に一番大事な期間ということは認識しておりますし、このフッ化物洗口に関しての効果というのは、世界のあらゆる機関が推奨しているところがございます。国としても歯の予防、歯の健康というのはいろいろなところでうたわれていますので、将来子供たちが健康に大人になっていくためには、やはり今の重要な学校の時期に予防をどうにか進めていかないといけないなというのはすごく感じております。

今、フッ化物洗口を学校で行うという1つの理由というか、進めたい理由は、やはり家庭環境の格差が、特に沖縄県はすごくあって、意識のある保護者の方は、やはり健診で治療に行きなさいと促されたら、やはり受診しているというのがあるのですけれども、健診の中で30パーセントが歯医者に行きなさいと促されているにもかかわらず、10パーセントぐらいしか歯医者に行っている傾向、治療している傾向がないというのがありますので、やはり家庭に求めるのにも、ちょっと難しいところがあるのかなというのがあって、地域でどうにかできないかというのが、ちょっと考えているところがございます。なので、本当に家庭の格差がなく、広く効果的に実施できるというところがありますので、学校の集団でできないかなということで、教育委員会としては進めていきたいなと考えているところがございます。

教員の負担とか、不満とか、不安とかも認識しているところではございますので、どうにか効果的な実施方法がないかというのは模索しながら進めていきたいなと思っています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 個人的なことになるかもしれませんが、私たちの時代、随分昔の話ですけれども、口腔衛生というものに関する関心、親御さんを含めて薄かったのですね、昔は。私の同級生、今でも付き合いは もちろんやっていますけれども、60代後半で、もう既に60手前ぐらいで総入れ歯をしているのが3人いるのですよ、12名のうち。あと半分ぐらいが、あっちこっち歯が欠けている状態なのです。あの時代に、もっと子供の頃に歯磨きをちゃんとやって、さらに学校で大人がみんなで子供たちの歯を守るといような取組があったならば、そういった状態にはならなかっただろうというふうなことを、この人たちからいろいろな話を聞くと、昔はあったのだよということをよく話をするわけ。

だから、やがて70歳になりますけれども、歯は本当に永久歯は永久歯ですから、きちんと生え替わりの時期にちゃんとメンテナンスをして、大人がちゃんと守ってあげて、先生方が守ってくれて、そういったものが続いているれば、あの時代からよ、こういうことは多分なかっただろうと思います。そういう意味で、個人的な話になりますけれども、しっかりと子供たちの歯を守っていただきたいという思いを私強く持っているのです。皆さん方の活動をよろしくお願いします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 先ほど働き方改革に反していると怒りの声が上がっていますという、この内容に対して市も認識していて、そして大謝名小学校でも令和5年の教職員へのアンケートでは9割方が反対というようなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、そのときアンケートの数と、どれぐらいの方がアンケートに参加したのかということと、令和6年度、令和5年度に反対していた先生方が令和6年度、どうなったのか。同じだけ反対しているのかどうか。そういうような事後の先生方の気持ちに対しての調査というのはされていますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 すみません。先ほどお答えする中で、説明会のときにアンケートを取ったと私お伝えしたのですが、これは誤りで、その際には取ってなくて、令和6年2月26日、令和5年11月から実施しているのですが、令和6年2月26日に沖教組の方が取っていただいたアンケートなのですが、実際にいった教員19名からアンケートを取った中で、反対が14人、どちらともいえないが5人、その後令和6年度に入ってからアンケートは行っていない状況です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 大謝名小学校に関しては、実施した後もアンケートが多かったということだったので、先ほど志真志小学校への導入説明で、7月に教職員への説明会を行ったということだったので、そのときにも多分先ほどのお話の中では、教職員の中では導入にまだ賛成しかねる先生方の声があったのかなと思っているのですが、このときも例えば教育委員会のほうで導入する学校の先生方から反対の声が上がっているということに関してはどういうふうに思われますか。また、反対しているのに導入することに対してもどういうふうに思っているのか、お聞かせ願いたいのですが。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 反対と答えた方の意見、理由というか、こちら資料としていただいているのですが、やはり働き方改革に反しているとか、何かあったときには不安だという声も多数あります。その点に関しては、1つずつ御説明して、何かあった場合は教育委員会が責任を取るとか、説明していったら、御理解いただきたいとは思っているのですが、やはりその中でも何度も何度も説明する中で、やはり実施した後も反対意見があるというところもありますけれども、宜野湾市の教育委員会としては、引き続きお話を進めて、どうにか実施していただきたいということの取組をしていく考えでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今後も丁寧に説明していくということだったので、反対されている先生方に対して、どのような形で説明をしているのか。例えば説明会を改めて開いたりとかというような、回数とかというのでも分かりますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今実際に説明会の回数とか、日程とかというのは、まだ実際具体的には決めていないところなのですが、志真志小学校のほうでは、やはり校長に学校のほうで調整をしていただいているところがございます。なので、校長と教育委員会で調整を重ねて実施していきたいと考えておりますが、実施した後も、やはり御意見を伺いながら取り組んでいかないといけないということは感じております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 教職員の先生方が不安に思っているということは現実としてあると思っていますので、ぜひその不安をどう払拭していくかということにも重きを置いて考えていただけたらと思いますので、引き続き御対応をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 御苦労さまです。先ほど先生方へのアンケート調査で9割の方々が反対している。先生方が反対している方向性を取っているのですよね。やはり不安であったり、こういう現場で、なぜこうい

うことをしないとイケないのかなという、そういう理解、納得できない部分がすごくあると思うのです。何度も説明会を行っても、やはり反対の意見がある。沖教組中頭支部の先生たちも、やはり反対の意見ということの要請でやはりそういう形があると思います。

特に今回の文章で一番気になるのが、下のほうですが、教職員の献身的な使命感によって支えられてきた様々な活動を具体的に見直してほしいということで、これは子供たちに対する先生方の関わり方、やはり子供たちを成長させるためには、いろいろな子供たちの発育のこと、勉強のこと、いろいろな意味で先生方は見ていると思うのです。そういう意味での文章なのでしょうか。学校現場での献身的な関わりということで。どういうふうに関わりを持ちながら進めていきますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 教職員の負担軽減については、教育委員会としては取り組んでいるところでございます。今年度からSSSということで、教員業務支援員を全校に配置しております。また、ほかにも地域移行とか、徴収金ですね、学校で徴収している徴収金などもシステム化して、来年から学校給食のほうもシステム化して、これは守秘義務なのですが、学校現場で働く方の負担を少しでも軽減するための取組は続いているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 やはり一番大きいのは、先生方が納得していないという部分だと思います。これは伊佐哲雄委員もおっしゃっていましたが、やはり細やかに教職員に対応していくべき、教職員の声もしっかりと聞き届けてほしいというのが大切なことではないかなと思いますが、やはりこういう形で説得するのは、子供たちを見ているのは、やはり先生なのです。そういう意味では、本当に細やかに説得していかないと、これは成り立たないと思うし、学校現場のフッ化物洗口の様子なども見てきましたが、やはり大切なのは、子供と先生の関係というものが、とても大切だと思いますし、そういうところに人がいるということをお忘れず、先生方の思いを受けてほしいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 アンケートの件、ちょっと確認させてください。この19名の回答者というのは、これは大謝名小学校の先生ですか。では、大謝名小学校の職員数は何名なのですか、全部で。僕は全体は分かるけれども、380名いるのはわかるけど、小学校単位だと。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時30分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時30分）

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 すみません。令和6年5月1日付現在のもので、大謝名小学校の教員は32名。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 あと、ちなみに教職員組合の加入というのは幼稚園の教諭も対象に入っているのですが、このアンケート調査というのは幼稚園の先生方も対象に入っていますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 こちらには入っておりません。

○山城康弘 委員 ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 さっきおっしゃっていたのは、この19人というのは、フッ化物洗口を実施したクラス
の担任の先生というようなことを受けた気がするのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 そのとおりでございます、担任の先生。

○座間味万佳 委員 全員の先生というわけではなくて、フッ化物洗口を実施した19人の先生ということで
すね。

○指導部次長 19人の方から。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の請願9号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時31分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時41分)

【議題】

請願第9号 「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

○伊佐文貴 委員長 紹介議員の出席要請についてお諮りいたします。

請願第9号 「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願は、紹介議員から意見
聴取を行うため、本日の委員会に出席要請をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時41分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時41分)

○伊佐文貴 委員長 請願第9号 「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願の
紹介議員から聴取を行いたいと思います。

質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 お疲れさまです。今日は紹介議員ということで、聴取という形で、私のほうから少しお話を聞いていきたいと思います。今回の請願に対して、皆さんが紹介議員となられてはいますけれども、大謝名小学校で行われている集団フッ化物洗口、皆さんそれぞれ現場の視察であったり、お伺いはしたのでしょうかという確認なのですけれども、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 大謝名小学校の視察の件に関しては、御質疑がありましたけれども、まず請願の場合は、紹介議員は請願の趣旨と、それから請願の理由を述べないと前に進まないと思いますので、これを発言させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時42分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時42分）

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 では、請願の趣旨として、皆さんに配られているとは思いますが、「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願ということで、その請願の趣旨が、やはり一番の趣旨は、「集団フッ化物洗口」を学校で教職員にさせないことということに記されております。

それから、請願の理由として、宜野湾市教育委員会より、市内の小学校に集団フッ化物洗口を教職員に実施させる取組が始まり、現在も教育現場から働き方改革に反していると怒りの声が上がっています。このような中、10月には、今後宜野湾市内中学校ブロックで小学校1校ずつ拡大すると教育委員会指導部長から議会で答弁がありました。

県教育委員会は、教職員の業務改革のため、働き方改革推進課を設置しましたが、教職員の担う役割は多様化・複雑化し、多忙感は増えています。教職員不足は解消されず、校内の職員で学級担任不在を補っているところが常態化しています。

沖縄県の教職員病休率は全国の2倍、そして精神疾患による病休率は15年連続全国ワーストです。文科省の2023年度調査で、県内の不登校の小学生が前年度より1,251人増の7,013人と過去最多を更新しました。小学校1,000人当たりの不登校者数は全国最多となっています。

以上のことより、教育委員会は、未来を担う子供たちのために教職員の献身的な使命感によって支えられてきた様々な活動を徹底的に見直し、学校教育を再構築していく必要があると考えます。

子供たちを支える教職員の心身の健康を守り、教職員が勤務時間内にしっかりと子供たちと向き合い、教材研究ができるように実効性のある改革をすべきです。

以上のことにより、「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求めますという理由で、私たちは請願に対して賛成の立場で紹介議員になっていますので、そのところをよろしくお願いいたします。

それで、先ほどの委員からの質疑ですけれども、大謝名小学校のフッ化物洗口の現場は、しっかりと見せてもらいました。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 皆さんが行ったということからすると、学校で行われている先生たちの活動、やり方、また子供たちが学校保健委員でしたか。保健委員の子供たちがお手伝いをしている内容、その活動でぶくぶくうがいをしている、テレビで一緒にやっているような形だとか、特にフッ化物洗口の時間、そういうものも全部知っているということの中で、では少しお話を聞いていきますけれども。この請願の中身を私はずっと読みながら感じてはいるのですけれども、教職員の働き方改革、業務の負担軽減というものに特化しているというか、これを請願の1つの理由としていますけれども、皆さんは、この請願を見たときに、先生たちを守るという部分を、これは強く書かれてはいると思います。これは私も、この請願の中身は当たり前のことだと思っています。先生たちを守るという部分に関してはですね。

これは、ある意味、学校というものが、先生たちによってしっかりと守られないと子供たちの教育はできない、その部分は当たり前で、前提で、それで話はしていきますけれども、ただ私が何を言いたいかというと、教職員の働き方改革、また業務負担を皆さん訴えてはいるのですけれども、もう一つ、子供たちの健康、子供たちの歯を守るという部分の両方を考えていくことは、この請願を見たときに考えなかったのかなという部分が、この請願の中から見えてこない部分があるものですから、皆さんが紹介議員となられた部分で、そういうところの議論だとか、そういうところの話合いだとか、やはり議員としての立場だと僕は思っています。紹介議員としての立場、ある意味、議員として先生たちを守る、もう一つは子供たちの歯を守る、子供たちも守るという2つの、両方の、やはりそういう考えも議論の中であったのかな、どうだったのかなというところ、請願に対する紹介議員として皆さんが出している部分が、そこら辺がそれぞれの考え方もあったのだと思いますけれども、そこら辺ちょっとお聞きしたいなと思っていますけれども、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 まず、請願の理由の内容についての御質疑ですけれども、働き方改革、あるいは教職員の病休率というのが、ここには数字として出されているのですけれども、そのところは、まだしっかりと紹介、提出者の請願者との話ができていないというか、あるいはそれに関しては、やはり請願を出した方に、次の時間を取っていただいて、聞いていただければと思いますので、その点はよろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時49分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時50分）

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 それについても、改めて請願者の方からお聞きしていただければと思います。私たちは、やはりここにあるとおり、学校の教職員の多忙なことをしっかりと解消していくということに趣旨を置いておりますので、その請願の理由の中にきちっとあるとおりだと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 ちょっと補足させていただきます。よろしいですか。

子供たちの歯の健康という観点では、何が正解かというのは、我々の中でも分かっていないところもあって、どういった方法がいいのかという、大切だという思いはみんなあると思います。守らなければいけないという思いはあるのですけれども、何が正解か、私たちの求める理想は、先生方も納得し、保護者、子供たちもみんなが納得してやれる方法があったら、本当にすばらしいなという意見も出てきているのですけれども、6人がまとめて、こうすればいいよという意見にたどり着けているわけではなく、私たちとしては、先生方が、少なくとも多くの先生方が反対されているということを聞いて、何とかやり方を考えるとか、そういったものも含めて、ないかなという思いはあります。答えになっていませんか。

○棚原明 委員 まとまって出されているのかなという僕の思いだったものですから。後からまた。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の件で、すぐ終わるから。今、我如古議員のほうで、請願者とまだ話もしていない。中身も全然やっていないという今お話だったのですけれども、これ実は、本会議の委員会運営において、請願の紹介というのは非常に重いのですよ。当該請願の趣旨、これは文書を読みますよ。当該請願の趣旨をよく理解し、請願人に代わって願望の達成に尽力するものであり、内容に無関心で、ただ単なる形式として紹介するものではないというのですよ。何で皆さん、請願者と会っていないの。これが分からない。これでは審議できないよ。やめだ、やめだ、こんなもの。

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 会っていなくて相談していないということではないのですけれども、内容に関しては、かなり細かい部分もありますので、私たち請願の紹介議員に聞くよりは、請願者のほうに細かく質疑したほうが私はいいいという考え方の下でやっています。内容に関しては、先ほど請願の理由がありますので、これに関しては6名一致して提出者、紹介者となっております。そのところは了解していただきたい。

○山城康弘 委員 了解できませんよ。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時53分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時54分）

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは僕が言っているのは、なぜかという、前回の事例があるからです。前回は、請願者の紹介議員が、中身の虚偽、虚偽が掲載されているのを……

（「紹介者が」という者あり）

○山城康弘 委員 内容、要するに請願者から虚偽のところがあったのですよ。要するに事実とは異なる文章があったにもかかわらず紹介議員がやって、指摘したときに分からなかったという状態があったわけ。おかしい話ですよ。最終的にどういう処理をしたか。請願を取り下げたのですよ。これだけ皆さんの労力を使って、審議してですよ。だから、そういったものがあるから、今確認させていただいたので、御理解ください。

まず、今日の参加人数、1つ、宮城優議員が参加していないのはなぜですか。理由は。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 事務局から紹介議員として出れませんかという連絡があったときに、総務常任委員会が終わり次第、総務常任委員会のメンバーでという話があったのです。そのとき宮城優議員はいなかったので、経済建設常任委員会がどのようなスケジュールだというのを確認できていなかったなので、要は総務常任委員会の3名で出席できますかというのでやりましたので、今日調整できていないという言い方は悪いのですけれども、していないです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは、では委員長なり、事務局側が総務常任委員会のメンバーを指定したという理解でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時56分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時57分）

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 先ほど現場視察、我如古議員は参加したと、全部確認したと、これは紹介議員全部、もちろん座間味議員と屋良議員は一緒に行っていますから、分かりますけれども、ほか4名は全部現場視察したという認識でよろしいですか、全員。

○我如古盛英 紹介議員 はい。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 わかりました。それで、まず大まかなクエスチョンマークを言います。この全体の、例えば中段部の教職員の不足、解消されていない、常態化しているということ、そして教職員の病休率が全国の2倍、精神疾患による病休率は15年でワーストですと。これは調べていないのですけれども、それは理解したとしましょう。

こういった内容を加味して、何で「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求めるという結論になるのかが理解できないですから、ちょっと説明をお願いします。こういう状況の中で、何でフッ化物洗口を取り除いたら、そういう要求になるのか、説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 科学的な因果関係があるかというところは分からないのですけれども、請願者と話し合いをしていく中で、請願者の中で書いてあるとおり、反対している、やりたくないという思いを持たれる方が多くいるというふうに伺って、そこをやりたくないことをやらせるという部分にすぐストレスを感じている部分があって、フッ化物洗口以外にもしかしたらもっとあるかもしれないのですけれども、そこが彼らの中心になって、そこは反対、やらせないでほしいということにつながったと理解しています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 それでは、宮城政司議員、先生方の負担というのは、具体的にどのような負担なのか。先ほど教育委員会の見解も聞きましたけれども、皆さんが把握している負担を、先生方の不安材料はどういうことか、ちょっと教えてもらえますか。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 これはいろいろ意見交換した中で、私が把握している部分になるのですが、以前、請願にもしかしたら出てきていた部分はあるかもしれないのですが、私の理解としては、朝の忙しい時間に5分でも10分でも短縮したい、縮めたいときに、そういう1週間に1回でもなくしてほしいという思いがあるというところ、ごめんなさい。話がちょっと飛んでしまって……

○山城康弘 委員 いいですよ。

○宮城政司 紹介議員 委員長、ごめんなさい。休憩いいですか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時00分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時00分）

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 先ほど申しましたように朝のすごく忙しい時間帯で、この時間を奪われるという言い方がいいか、使うことに対しての、反対をされている先生方の思いですが、自分の、こういうふうにやりたいところかなわない部分からの不安と、あとは先生方が、僕が思うに、このフッ化物洗口はまだちゃんとのみ込めていない、納得できていない部分がある中で、多くの議論の中で安全性とかおっしゃっている部分があると思うのですが、まだ先生方がそこをのみ込めていないと思っているのです。そうしたときに、このフッ化物洗口で何か事故があったときに、やはり一番の管理者は先生ではないですか。そういったところで、何かあったらどうしようとかという不安もあるのかなと話し合いの中で感じました。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 このフッ化物洗口の事業実施に当たっての責任はどこが持つと把握されていますか。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 これは以前、私自身は議会でも教育委員会、前の教育長がいたのですが、教育委員会、そして教育長に責任があるということは答弁されていたのは記憶してまして、何かあったときも責任は教育長ということは、僕は、そういうふうに理解しています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 教育長ではない、教育委員会です。

○宮城政司 紹介議員 失礼しました。

○山城康弘 委員 個人ではないから。

○山城康弘 委員 教育委員会。今の点に関しては、例えば先生方の不安というのは、責任は全く生じない。教育委員会に一切あると。それを担保として教育委員会は安全性も含めて相当調査研究を行っているという事実を、今おっしゃるように先生方にしっかり理解させていないという現状は多分あると思います。先生方が不安になる材料。

だから、それがフッ化物洗口をやめるという理由には、僕としてはならないのです。それを解いてあげればいいだけの話ですから。要するに責任の所在をしっかりと、先生方ではないのですよと。教育委員会が全てやりますと。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 委員がおっしゃることも理解できるつもりなのですが、実際沖縄教組の方、請願者の方といろいろ話をしている中で、フッ化物洗口のことに特化したものかは、ちょっと思い出せないのですが、ほかの事例だったかもしれないのですが、ほかの市町村、都道府県とかで、何か事故が学校であったときって、本来であったり、教育委員会が責任を取るというふうに明言されていることに関しても、実質は校長だったり、担任の先生だったりが会見で謝罪したりとかというふうになっていることも懸念される。

だから、以前、先ほどお話ししたように議会で教育委員会が責任を取るのだという話は、僕からもお伝えしているのです。責任というのは、先生方は取らないでいいというふうにちゃんと言ってもらっているよという話は、意見交換はやったのですが、ただそうおっしゃっても、現場にいる先生方の感覚としては、どうしても県外の事例だと思うのですが、そういったところも不安につながっているのかなと思うので、先ほどおっしゃったように先生方とのコミュニケーションをもっと取っていただくことは、とてもいいことかなと思います。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回の宮城政司議員の説明、我々は、この教職員のどれぐらいの割合の要望なのかというのが、まず把握できていないわけ。これは総意なのか。例えば一部の人なのか。アンケートも先ほど聞きましたけれども、アンケート内容に聴取した人の9割は反対といいますけれども、分母があるわけ。確かに実施している教室の先生とか、いろいろ区分けはあるのですが、実際先生これだけいるというのがあるのです。

私、実は沖縄教組の組合の加入率も調べさせてもらいました。国から出ているデータ、この前、実は多分委員会でやったときには3割ちょっとというふうにおっしゃっていましたが、実際は3割を切っているのですよね。2割5分も切っています。だから、この辺も沖縄教組の方たちのまた虚偽答弁ではないかなと思うのですが、前回やったときに。だから、あまりにも教職員組合だから、総意だよというイメージでお話しされても困るし、私も実際、若い人たちと会っています。

若い人たちの中にも、いいとは言わないけれども、子供たちのためだったらという人もいるわけ。本来ちょっと話は外れますけれども、よろしいですか、皆さんの意見を聞いて。このフッ化物洗口を実施した、本来の目的というのは、子供たちの歯を守ることですよね。これは御理解していますよね。平成28年、平成29年だったかな、僕、議員なりたての頃に、これはちょっと話を聞いてほしいのですが、いいですか、委員長。

○伊佐文貴 委員長 はい。

○山城康弘 委員 これは学校歯科医の先生が、小学生の歯は大変になっていますよと。泣きながら僕にしゃべられたのですよ。助けてくださいと。僕も最初信じられないから、本当に今、中学生で入れ歯もいるですよと言われてびっくりしたわけよ。そしたら喫緊の新聞とかで、子供たちの口が、口腔崩壊しているというふうな話なのです。もちろん、屋良千枝美委員もおっしゃるように歯磨き指導というのにも必要だと思いますよ。だけれども、現状はこうなっているわけ。

なぜかという、子供の貧困問題、ネグレクト、これが顕著に現れているのです。では、親が守り切れない子供たちをほったらかすのかと、これが現状なのです、今の沖縄県の。この現状を見据えて、もしこれ

に皆さんが先生方の負担がということ、僕は解消策がありますけれども、これだけの理由でやるのだったら、では子供たちの歯をどう守っていくのですかと、政治家として対応策はありますかという話なのです。どのように守っていくのか、何かありますか。

まず、教職員の現場では、こうなっているからという話ですか、それをちょっと聞きたかったわけ、皆さんに。対応策をどのように考えているのか。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 一番最初の棚原委員から質疑、議員としてどう考えているのかということがあったのですけれども、こういう請願をしておいてと言われるかもしれないのですけれども、私たちの中では、まだ正解、これでいいのだというところまでたどり着けていないところがあります。

○山城康弘 委員 だったら、これを紹介するべきではないですよ、答えがないのだったら。中途半端ではないですか。

○宮城政司 紹介議員 そういうふうな意見もあると思うのですけれども、どういう方法であれ、先ほど私言ったかもしれないのですけれども、まず一番は生徒、子供たちの歯のこと。そして、その管理者である保護者、そしてそれはもし学校でやらせるのであれば学校の先生方というところで、みんなが安心して進めるやり方というのは、理想だと思っているのですけれども、そこがなかなか見つからない部分があって、いろいろ個人的にちょっと意見交換したことはあるのですけれども、こんなやり方かどうか、いや、そうだと先生方はみたいなのがあったり、今、請願者みんなで、これだったらいいのではないかというのは、請願者の合意とか、そういうところまではいってなくて、少なくとも3すくみですよ、学校と保護者と先生の部分で、みんながオーケーと言えるところがない部分に関して、もっと丁寧に、もっとコミュニケーションを増やすとか、先生方への理解をもっともっと丁寧に増やすとかやって、先生たちも、これだったらやろうと思ってくれるような内容があったら、それにしたいという思いはあるのですけれども、今の時点で、私か率は少ないとおっしゃったかもしれないのですけれども、教組というのは1つの法で認められた、公務員法か何かだったと思うのですけれども、認められた団体として、人数がどれだけ少ないか、本当に前回はどうかというのは、それは調べたほうがいいとは思っているのですけれども、できる限りみんながどこまで納得、どこまでかはあるのですけれども、したやり方というのを併せて研究していくというのが必要かなと思います。

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 山城委員から貧困とそれからネグレクトになっている児童生徒が、本当に虫歯が、ぼろぼろになっているということですが、それは感じています。それに対して対策、話合いしたことはないかということですが、しっかりとそれについて話合いはしています、私たちの分かる分野で。例えば嘉手納町がチケット制で、そういった虫歯の多い子にチケットを渡して歯科医師に行くというふうな、それを促しているというふうなこと、それについてもっと効果的な方法がないのかなというのは、もちろん中で、皆さんで話合いしています。それに関しては、認識は共通だと思います。どうやったら、子供たちが、歯が健康的なものになっていくかというのは、これは全く共感だと思いますので、全くやっていないわけではなくして、各地域の対策等、今調査しながら研究している状況であります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 プリティ宮城ちえ議員。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 付け加えさせてください。6月だったか、7月に、夏に議員と先生方の、現場の先生方と話し合うという場に行ったときも、養護の先生が、特に一緒にグループにいたのですが、養護の先生、そして担任している先生方が強く反対をしていました。ですから、やはりその先生方が、養護の先生が一番に、学校の中では健康を預かる担当する方々で、やはり長年にわたって研究しながら、メリット、デメリットを見ながら発言をしていらっしやったと思います。先生方の中には賛成、反対ももちろんあるとは思いますが、教職員の中でも意見、その中に養護の先生もいっぱいいらっしやるということをつけ加えたいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっと長くなりそうなのですが、答弁を聞いていると。ちょっと替わりましよう。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私は、保護者に、要するに了解をもらって実施しているとお聞きしましたが、要するに保護者は、養護の先生のように専門的な知識とかなければ、自分の子供を守りたいという一心から、もしかしたら、健康状態とかあるので、疾患を持っている子たちは控えていると思うのですが、大体そうですね。アレルギーを持っているとか、いろいろあると思いますけれども、そういう子供は親がよく知っているので、そこは実施しないと。水でうがいをして、同じようにやってはいるけれども、中身は違うというふうなことで、そういう親の立場に立っていくと、これはやめたほうがいいという話になるのか。先生方の考え方というのは、今おっしゃっていたように理解はできますけれども、親の立場、子供のことを考えて、親と同じような気持ちになって、要するに学校の先生方が考えると、どうしようかなという。将来のことまで、この子の将来、2年先、3年先のことで学校の先生方が本当に思いを巡らせて、そういう決断をしているのか。沖教組に、中頭支部に、そういういわば気持ちというか、心というか、親を説得してやめさせるとか、もしやるのであれば、学校の先生方が、そういうアピールをすることもできるはずですよ。

僕は、前に沖教組の中頭支部の役員が来たときに、皆さん、これは強制労働みたいな形でさせられているのですか、そうであるならば、裁判闘争で訴えるというような手法もあると思いますけれども、そこまでやるのですかと聞いたら、それは考えていない。要するに話合いで、そういう決着をつけていきたいというふうなことだと思うのですが、だから私思うのだけれども、例えば中頭支部ですよ、単体で方針も、総括も、年度で組合は定期総会をやりますから、そのときに1年間の運動方針とか決めるのですよ。そのときに、これがフッ化物洗口反対するということで、決議をされているかどうかとか、確認されたことはありますか。この沖教組の。そして、沖教組がどうなのか、そして日教組がどうなのかとかというところまで皆さん、この沖教組の中頭支部の方々から聴取をされて、紹介議員になってきたのかというところまでなのか。もし分かるのであれば、今説明できるのであれば。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 最後のほうの質問ですが、沖教組の総会の内容までは、申し訳ないです。把握できていないです。意見交換の中でも、そこまではちょっと及ばなかったところでありまして。さらに言うところ、もちろんというところであれですが、日教組は、そこまでは把握できていないです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 恐らく沖教組さんが、そういう普通あれじゃないですか、やりたくないことをさせられるのを何か不当労働行為とか、経営者が、やりたくないこととか、意に反して、要するにそういうふう
に悪く受け取って、あんたは間違っているというふうな言い方をしてくるので、人権を無視されたということ
で、経営者に対して労働組合が裁判闘争をやる場合も、これは争議権としては、恐らく闘争としては許さ
れていることだと思うのですけれども、そこまでやらないのは、私は保護者がいて、子供たちのことも考え
ると、そこまではできないのだろうなというふうなことで、私は前に来たときに、だけれども、あのときの
請願書は取り下げましたよね、中身の記述が違っていたから。

あのときに紹介議員は桃原功議員でしたので、そこはやはりちゃんと中身を精査した上で請願は出してこ
ないと、軽く引き受けます、沖教組を信頼していますから、何でも紹介議員になりますとかというのではな
くて、1つ1つやはり吟味をして紹介議員にはなっていたいただきたいなというふうに思っております。私もま
だなったことはありません。

依頼を受けたことが病院からあります。介護の施設を宜野湾市に造ってもらいたい、紹介議員になっても
もらいたいといったときに、だけれども、当局では、そういう計画は今ありませんというふうなことも調べま
したら、言っていましたので、私は控えるべきだなと思って、自分で決断して、紹介議員にはならなかった
のですけれども、そういう意味では、やはり請願者、団体と同じような形で、いわゆる道義的な責任は、皆
さん紹介議員としてはあると思いますので、もう少しやはり子供たちのことを考えて、この10年先とか、
20年先とかというふうなことで、本当に今反対をすることが一番子供たちのことになるのかどうなのかとい
うふうなことも考えた末に、やはりやるべきではないのかなと、紹介議員になるべきではないのかなという
ふうなことを私は個人的には思っておりますので、もしコメントがありましたら、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 プリティ宮城ちえ議員。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 岸本委員がおっしゃるとおり、本当に重いことだと思います、紹介議員に
なることは。私たちも軽く引き受けているわけではなくて、何度も勉強会もしました。勉強会をして、そし
て進めたと、会えないときもやり取りをしながら深めてやったわけでありまして、そして先生方だけではな
くて、子供たちのことを考えて、それがいいことなのではないかということで、引き受けたということ
です。そこは誤解がないようにしていただきたいと思います。

(「子供たちのことは入っていないよ」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 議員になる前に学校で教職についていたというプリティ宮城ちえ議員に質疑をさせてい
ただきたいのですけれども、この請願理由の3段落目、以上のことよりというところですが、教育委
員会は、未来を担う子供たちのために教職員の献身的な使命感によって支えられてきた、様々な活動を徹底
的に見直して再構築していく必要があるということが書いてありますけれども、教職員の献身的な使命感に
よって支えられているのは、これは文書を見ると否定しているような感じに見受けられるのですね。学校の
先生方にとって、これは仕事、これは仕事ではないという2つに分けて仕事をしていらっしゃるのですか。

○伊佐文貴 委員長 プリティ宮城ちえ議員。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 教職員というのは、もちろん労働者でもあるのですけれども、やはり献身的なところは、見えないところがいっぱいありますので、使命感によって昔から、そして今も先生方は使命感によってというところがあります。しかし、使命感によってやってきた、今までのいろいろな学校の行事から、いろいろな業務が、ある意味、先生方の健康とか、それを精神的に、肉体的にむしばんできたというところもあると思います。それで、これは全てを使命感というのは、否定した書き方ではなくて、これは駄目とは言っていないで、徹底的に見直して、これはできる、できないということで、だから今そういうことを教職員の働き方改革でやっていますよね。教員の、これはやるべき、そこは社会、地域に返していこう、そういう今仕分けのとても難しいところなので、教員も、そして保護者もいろいろその中で模索して苦しんでいるところはあるのですけれども、前に向かって再構築していくということを述べています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、この集団フッ化物洗口についてお尋ねしますが、週に1回、子供たちが学校に登校しました。ホームルームの時間の1～2分の時間をフッ化物洗口に充てるわけですね。これは学校の先生方の仕事ではないという結論づけているというふうな考え方なのでしょうか、先生方、それぞれの考え方というのは。

○伊佐文貴 委員長 プリティ宮城ちえ議員。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 今1～2分とおっしゃいましたけれども、視察に行つて分かると思いますけれども、準備したり、またビデオを見てやったり片づけたりという一連の作業は1～2分では済まないのです。そして、視察したときにいたと思いますけれども、遅れてくる子供がいたり、不登校渋りの子たちに対応したり、とにかく先生方は朝の時間は大変な中で行っているということで、たった何分の問題ではないということが1つ言えることと、そして先生方も養護の先生を中心に学校医も含めていろいろみんなで研究しながら、本当にフッ化物洗口がいいのかということを研究、先生方も続けています。その中で、やはりメリット、デメリットもあるということも鑑みながら、何が本当に生徒たちにとっていいのだろうということを先生方は本当に真摯に向き合っているということをお伝えしたいです。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 1～2分という言葉は撤回します。ただ、そんなに多くの時間を費やしているわけではないというのは、私たちも見てはいるのです。2020年、令和2年、コロナがはやる直前に大謝名小学校に行ってきました。あのときは顆粒を希釈して歯科医の先生が、それでフッ化物洗口をしていました。今年行ったのは、液そのものを、先生方の負担をできるだけ軽くするためのものかなと感じ取れますけれども、教育委員会としても、先生方の負担というのは考慮しているところであると思っています。

しかし、それでもやはり子供たちの将来の歯の健康、まさに永久歯が生え替わる時期、特に歯科の先生にお尋ねしたことがあるのですけれども、エナメル質、まだ軟らかいので、外からバリアーをかけるような感じで、保護してあげたら、この永久歯は本当の意味での永久歯になる。ただ、同時に、やはり歯ブラシ、歯磨き、そして定期的に歯科医に通ってメンテナンスをしっかりとっていくことも大切ですよというようなお話がありましたけれども、先ほど山城委員からあったように、そういうことを考慮しない保護者、皆様方もいらっしゃるということは、現実的にはあると思うのです。

それを考えても、やはり学校の先生方が言うのだから、その一点で、どれだけ大変か分かりませんが、
も、請願に対して賛同して紹介議員になるというのは、どうなのかなというのは、ちょっと私個人的には、
賛同しているから紹介議員になっていると思うけれども、その辺はちょっと腑に落ちない。

全国で見ますと、例えば長崎県が小学校のデータを見ると100パーセントなのですね、実施率が。秋田
県、新潟県、佐賀県もほぼ95パーセント以上実施していて、さらに効果が出ているというデータが出ている
のですよ。では、ここの先生方って大変ではないのかなと。沖縄県の先生方だけが大変で、実施している
ところは、全然余裕なのだよというようなところなのかなと思うと、必ずしもそうではないのではないかな。
見ていないから分からないのだけれども、その辺は沖縄県だけ特別だと思っていらっしゃるのですか。その
辺は現場が分からないので、お尋ねしますけれども。

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 ただいまの伊佐哲雄委員の質疑の中で、具体的な県名があつて、そこもしっかり
フッ化物洗口をやっているよということがありますので、私たちが勉強会のときにも、そういった資料と
か、調査がまだできていないものですから、そこら辺遅れている点はあるかもしれないですけれども、そう
いった細かい点も含めて、内容に入ると、やはり請願者にもう一回しっかりとのお聞きしていただく方法
もあるのではないかと思いますので。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 分からないなら分からないでしようがないですから、先ほど教育委員会にもいろいろお
話を聞かせていただきましたが、志真志小学校が今年から実施する予定が、まだ実施できていないというふ
うなところらしいのです。先生方へのアンケートというか、御意見もお伺いして、保護者の皆様方からの御
意見をお伺いして、保護者の皆様方からの反応は9割の親御さんが同意しているということらしいのです。
9割。1割は考え中なのか、反対なのか分かりませんが、9割の保護者の皆様方は、ぜひやってくれ
というふうなことらしいのですよ。それを先生方の同意が得られないから、今調整中ということであるわけ
ですけれども、それについて親御さんの、保護者の皆様方の我が子と思う気持ちというのは、とても大切に
しなくてはいけないと思うのですけれども、それでもやはり先生方は反対していくものなのですか。

○伊佐文貴 委員長 プリティ宮城ちえ議員。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 保護者が本当の子供の責任者ですので、保護者の意思は大切だと思います
が、どれだけの保護者が説明を聞いたのか。そして、私は説明に参加していないのですけれども、説明会
の中でメリット、デメリットをしっかりと話したり、先生方が反対している方もいるという、分かれていると意
見がある。その辺もちゃんと話して親が判断する…

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 宮城政司議員が最初におっしゃった、できれば全ての皆様方が、先生方も、子供たちを
取り巻く、関係する人たちが100パーセント賛成していただければ、そのほうがもちろんいいにこしたこ
とはないと思っているのですけれども、今、我が子を、保護者のお父さん、お母さん方の気持ちというの
は、とても重視しなくてはいけないと思うのですよ。

しかし、先生方が、何名か分かんけれども、この話では14名の先生方が反対していると、32名いる先生方の中から14人が反対していると。そのために調整中という、今やっていないということになるわけですが、これってどうなのだろうと思うのです。

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 志真志小学校の件も、ずっと私たちも勉強会のときから議論の対象には上がっています。それで、請願者の方は、しっかりと志真志小学校の教職員の意向というものをしっかり調べていると。それから、先ほど保護者会のアンケートがあったということですが、参加された方の9割なのか、あるいは全保護者の9割なのかというのが、ちょっと私たちのほうでは、その内容が分からないものですから、これについてはちょっと回答を控えさせていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳議員。

○座間味万佳 紹介議員 先ほどの教育委員会との聞き取りの中の話ですが、今、伊佐哲雄委員がおっしゃっていたのは、志真志小学校への保護者の説明は9月で、その際アンケートは取っていないという話でありました。9割以上、保護者からのアンケートで了承を取った、同意をいただいたというのは大謝名小学校の話だったと思いますので、その点だけちょっと補足します。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、私の勘違いでした。では、大謝名小学校だとしても、どっちにしても保護者の皆さん方は、それを希望しているということだと思うのですよ。

○伊佐文貴 委員長 プリティ宮城ちえ議員。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 伊佐哲雄委員にですけれども、先ほど話したのですけれども、その説明会でメリットもデメリットも学校側の養護の先生とか、いろいろな意見があるのだということをお伝えした上で大謝名小学校はやったのだろうかという、大切だと思います。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 先ほどからプリティ宮城ちえ議員がデメリットの話をしてしていますけれども、フッ化物洗口のデメリットって何ですか、皆さんが把握しているデメリット、フッ化物洗口の。メリットはいっぱいあります。デメリットって、先ほどからしょっちゅう出ているのですけれども、子供たちの歯に対してのデメリットは何ですか。ちょっと説明いただけますか。意味が分からないのですよ、デメリットの。例えば危険性の問題、健康に問題があるのですか。あるいは実施のフッ化物に対しての劇薬という話なのですが、そのデメリットがよく分からないわけ。先ほどからしょっちゅうデメリットと言っているから説明いただけますか、フッ化物洗口のデメリット。

○伊佐文貴 委員長 プリティ宮城ちえ議員。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 私たちも教職員とともに話を聞きながら、個々に勉強会もする中で、私が歯科医の方の勉強会に行ってもらったものからですけれども、フッ化物洗口に関するミスが全国で起こっているということが1つです。

○山城康弘 委員 具体的にどこですか。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 全部読み上げますか。

○山城康弘 委員 はい。お願いします。事例はないと思います、ミスですね。どうぞ、お願いします。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 2005年、新潟県で消毒液での洗口、2009年、島根県……

○山城康弘 委員 消毒液の洗口でこういった事態が起きたのですか。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 読み上げますか。

○山城康弘 委員 お願いします。今、事故とおっしゃっていましたから。どこで、どういう事故が起きたのですか。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 6月21日。

○山城康弘 委員 2005年。6月何日ですか。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 6月21日。

○山城康弘 委員 内容をお願いします。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 10時40分頃、新潟県の保育園で4歳の園児が消毒液を誤飲し、2人が嘔吐するなど……

○山城康弘 委員 何ですか。

○プリティ宮城ちえ 紹介議員 洗口液と、短く言うと、洗口液と消毒液が同じ形状のボトルだったので、間違った原因が1つ……

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時34分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時38分）

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 今の件についても、厚労省とか、県のほうから、そういった口腔に関しては出ているということが分かりますけれども、やはり国のほうから出たのと、実際に実施しているところの現場と、この差が少しあるような気がしますので、この件に関しても教職員の皆さんは、その現場でやっているわけですから、ちゃんとその方々の調査、リサーチしているわけです。そういう件も詳しいのがあれば、また次回に請願者の皆さんから聞いていただければと。そこまでちょっと……。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員

○棚原明 委員 僕も時間ないので、皆さん言うように最後ら辺、ちょっとまとめて言うのですが、ぜひ皆さんのほうで検討していただきたいと思うのは、今年度からSSS、教員業務支援員ということで、このフッ化物洗口に携わる方が出てきたということを今日教育部次長のほうから話がありました。

最初に私が話をしたように、なぜ先生たちばかり守るのですか。子供たちも守ってください。その内容は書かれてないのではないですかという話をした意味は、皆さんの請願者の趣旨にあるように、僕は学校で教職員に行わせたくないのであれば、請願の中身を変えてもらって、フッ化物洗口事業協力者を募って、先生たちの負担を軽減するために協力者を募ってください。フッ化物洗口は悪いものではないですよ。ただ、教職員に負担を負わせていますよね。ですから、負担を軽減させるために協力者、外部委託をしたり、地域協力をしたり、そういう請願だったら、私たちもいいと思いますけれども、ただ単に学校の先生を守りたい、守りたい、フッ化物はだめだ、だめだというような形だけでは、これは議員としてなれるのかなと。僕が請願者だったら、請願者のところに行って変えましょうと。先生たちの負担を軽減したいのだったら、協

力者を募れるような請願にしましょうと。それだったら僕通してきますよというふうな、僕だったらやりた
いのですけれども、どんななのですかね、皆さんは。もうそろそろ議論は終わっていただいて、議論ではな
いのですけれどもね。だから、僕は、それが近道で、それが先生たちの負担を、今先ほどSSSというのは
初めて聞いたのですよ、今日当局から。そういう支援もあるのだ。外部委託も、これは協力体制を募ればで
きるな。地域協力、保護者なんかを頼めばできるな。先生方にも負担軽減できるなど思いながら、この請願
を見たときにはというところだったものですから、ぜひそこはまたちょっと議論もいろいろとある……。

○伊佐文貴 委員長 宮城政司議員。

○宮城政司 紹介議員 御提案というか、ありがとうございます。私も今その話は初めて聞いて、すごくい
い意見だと思います。ただ、この請願に向けてというわけではなくて、これまで私たちは請願者と話し合
っていく中で、請願者は教育委員会に時間を取ってもらって話し合いをこれまで何回かやっている中で、そう
いった提案が教育委員会から出ていたら、喜んだのではないかなと思えるところがあるのです、今のお話は。
僕はとてもいいと、ごめんなさい。今みんなで話し合ったわけではないので。

○山城康弘 委員 沖教組は納得するかな。

○宮城政司 紹介議員 分かりません、ごめんなさい。

○山城康弘 委員 もっと話をしたほうがいいよ。今の宮城政司議員のは。沖教組は受けないと思うよ。

○宮城政司 紹介議員 申し訳ないのです。これは今、僕の個人的な、今聞いた話に対する見解なので、お
っしゃったように、ちょっと話はしたいなというふうに思いましたので、ありがとうございました。ちょ
っと教育委員会にもしっかり話を聞きたいと思いました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 我如古盛英議員。

○我如古盛英 紹介議員 棚原委員からすばらしい意見だと私は思います。その中で、私が話をしている
ところだけでも、その疑問というのはあります。では、先生方だけかと。宜野湾市内の小中学校で虫歯を保有
しているのは、小学校で5割に達しているのは、資料はちゃんとありますけれども、覚えている感覚で言
いますけれども、ありますので、どうしても虫歯の治療のことはやらないといけないというのは、全くその
中で話は出ています。

ですから、そういった1つのいいアイデアとして提言していただくことに関しては、とても感謝してい
ます。これに関しては、話し合っていないということではないです。思うところは、教職員の皆さんも、やは
り子供たちの健全な健康をちゃんと考えているわけですし、ただその中で、こういった意見があるというこ
とと、それから子供たちの重症化している貧困とそれからネグレクトになっている子供たちをどういうふう
に救うのかというところまで少し話はしているのですけれども、そこはまだ私たちのほうは進展していき
ません。ですから、今日話し合いがかみ合って、これからすばらしい政策ができればいいと思いますので、あ
と詳しいことは、また先ほどからずっと繰り返し言っているのですけれども、請願者と。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時43分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時46分)

○伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後３時４６分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後３時４６分）

○伊佐文貴 委員長 審査中の請願第９号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後３時４６分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後４時１８分）

【議題】

議案第７８号 令和６年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議案第７９号 令和６年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第８０号 令和６年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第78号 令和６年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第79号 令和６年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第80号 令和６年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、以上３件を一括して再び議題いたします。

お諮りいたします。本３件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第87号 宜野湾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宜野湾市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第87号 宜野湾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宜野湾市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。

これより議案第87号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第88号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第88号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

本件に対する討論を許します。まず、反対討論を許します。屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 今回の宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場で申し上げます。

国民健康保険の被保険者には、高齢者や低所得者の加入率も高く、昨今は物価高の現状で、生活するのに苦しい状況があります。そのような中で国保税の値上げに納得できるものではありません。よって、条例の一部を改正するに反対をいたします。

○伊佐文貴 委員長 次に、賛成の討論を許します。

（「進行」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第88号を挙手により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伊佐文貴 委員長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第89号 健康・食育ぎのわん21推進協議会設置条例の制定について

議案第94号 宜野湾市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第95号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第89号 健康・食育ぎのわん21推進協議会設置条例の制定について、議案第94号 宜野湾市立学校設置条例の一部を改正する条例について、議案第95号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。

これより議案第89号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

陳情第28号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情

○伊佐文貴 委員長 次に、陳情第28号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより陳情第28号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

【議題】

請願第 1 号 沖縄県に早急な P F A S 血中濃度検査等を求める請願

請願第 3 号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願

請願第 5 号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願

請願第 7 号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願

請願第 9 号 「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

陳情第 1 号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

陳情第 5 号 母子生活支援施設設置について

陳情第 8 号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

陳情第 16 号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

陳情第 24 号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第 26 号 市立幼稚園について

陳情第 36 号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第1号 沖縄県に早急な P F A S 血中濃度検査等を求める請願、請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願、請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願、請願第7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願、請願第9号 「集団フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情、陳情第5号 母子生活支援施設設置について、陳情第8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情、陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情、陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第26号 市立幼稚園について、陳情第36号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について、以上12件を一括して議題といたします。

本12件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後 4時27分)